

第2編 震災対策編

第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第1節 地震に強いまちづくり

地方公共団体は、災害対策基本法第8条により、市土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化、その他市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項等の実施に努めることとされている。市は、館林市都市計画マスタープランにおける「都市防災の方針」との整合を図るとともに、防災関係機関と連携のうえ、地震に強いまちづくりの実現に向けて努力するものとする。

第1 地震に強いまちづくりの推進

1 都市計画マスタープランによる都市防災の構想・基本方針

都市計画課

市は、館林市都市計画マスタープラン（平成17年3月策定）において、地震災害に対する都市防災の構想・基本方針を以下のとおり設定している。

- ① 避難・救援のための道路ネットワークの形成
- ② 避難地・防災拠点の整備
- ③ 火災対策
- ④ 耐震対策

2 災害に備えた施設整備

安全安心課・農業振興課・都市計画課・道路河川課・緑のまち推進課・建築課

市は、上記の市都市計画マスタープランの基本方針等に基づき、避難路、避難地、延焼防止帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。また、道路及び橋梁（特に鉄道、東北自動車道、利根川・渡良瀬川・谷田川・鶴生田川等に架かるもの）については、必要に応じた耐震補強及び補修を行うものとする。

また、公共建築物や幹線道路沿いの建築物の耐震不燃化を促進するとともに、民間建築物についても耐震性が向上するように、意識啓発や耐震助成等の支援を推進する。

さらには、狭あい道路や住宅密集地、路上駐車等により消防活動や応急活動が困難となる地域については、実態を把握のうえその解消に取り組むものとする。

その他、本市における災害時の拠点として大規模災害発生時に行政が機能不全に陥ることなく一刻も早い市民への救助活動体制が確立できるように防災拠点を整備し、危機管理体制を構築する。

ここでは首都直下地震等の大規模災害時における広域的な救助活動もできるよう、緊急消防援助隊等のベースキャンプやヘリ離着陸場としての機能も整備する。

第2 市土の保全

市は、危険箇所を調査把握し、危険区域における住宅等の安全立地に努めるとともに、県に災害防止工事を要請し、災害の予防を図るものとする。

1 住宅等の安全立地

都市計画課・建築課

市は、危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止するなど住宅等の安全立地に努めるものとする。

2 災害防止工事の促進

安全安心課・道路河川課

市は、危険箇所が新たに発見された場合、県に報告し、人家、公共施設の多い重要箇所から、逐次防止工事を実施するよう県に要請する。

第3 避難所・避難路の整備

1 避難所・緊急避難場所の整備

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・商工課・教育総務課
生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課

市は、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難所及び緊急避難場所となる体育館、公民館、学校等の公共施設、グラウンド等の整備に努めるものとする。

2 学校等避難施設管理者等との連携

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・商工課・教育総務課
生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課

市は、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、必要な数、規模の避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとし、市民への周知徹底に努めるものとする。

3 避難路の整備

道路河川課

市は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる市道、その他の道路の整備に努めるものとする。

4 火災延焼防止のための緑地整備

緑のまち推進課

(1) 避難所の緑化

避難所として利用される公共施設、学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機能等に注目し、常緑広葉樹を主体に植栽するなど、災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 家庭等の緑化

樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から工場その他の施設に至るまで、災害に強い緑のまちづくりを推進する。

第4 建築物の安全性の確保

公共建築物は、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる等、防災上重要な機能を有している。そのため、これら防災上重要な公共建築物の耐震性を確保することは極めて重要である。そこで、あらたに公共建築物を建設する場合は、耐震設計・施工とし、既設の建築物については耐震性を調査し、耐震性に疑問のある建築物については、耐震改修を促進するものとする。

1 耐震化の促進

建築課

県（建築課）及び市は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

現行の建築基準法の適用を受けない建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）が平成25年11月に改正され、要安全確認計画記載建築物（※1）について、所有者は平成27年12月31日までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが義務付けられた。また、特定既存耐震不適格建築物（※2）の所有者は、同法に従い、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならないとされた。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例などの促進策が講じられた。県では、令和2年度末までに、耐震化率を住宅で95%、特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物で95%を目標とした群馬県耐震改修促進計画（2016-2020）を平成28年11月に改正しており、本市においても平成29年3月に第2期館林市耐震改修促進計画として改正した。市は、同計画に基づき必要に応じ当該建築物の所有者に対して、同法に基づき耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。さらに平成31年4月の群馬県耐震改修促進計画（2016-2020）の変更により館林市庁舎が防災拠点に指定された。

※1 要安全確認計画記載建築物：要安全確認計画記載建築物とは、特定既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるものをいう。

※2 特定既存耐震不適格建築物：特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法の第14条に規定する現行の新耐震基準に適合しない建築物（一般に1981年（昭和56年）5月以前に建築確認を受けたもの）の中で、要安全確認計画記載建築物を除く以下の建物。学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物のうち、政令で定める規模のもの。火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども福祉課・健康推進課・商工課・

つつじのまち観光課・建築課・教育総務課・生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課・
邑楽館林医療事務組合

市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。具体的には、次の建築物が対象となる。

なお、市は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

- ① 市役所、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
- ② 学校・体育館
- ③ 病院、診療所
- ④ 劇場、観覧場、集会場、展示場、映画館、演芸場、公会堂
- ⑤ 百貨店、卸売市場又はスーパーマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑥ 運動施設（柔剣道場、水泳場その他これらに類する施設）
- ⑦ ホテル又は旅館
- ⑧ 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎または下宿
- ⑨ 老人ホーム、保育所、その他これらに類するもの
- ⑩ 博物館、美術館又は図書館
- ⑪ 遊技場、公衆浴場
- ⑫ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ⑬ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ⑭ 工場
- ⑮ 車両の停車する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- ⑯ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- ⑰ 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

3 落下物防止対策等の推進

秘書課・建築課

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、広報紙、市ホームページ、市ツイッター等により窓ガラス、看板、広告物、屋上設備機器等の落下・脱落防止、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、自動販売機の転倒防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の重要性について啓発を行う。

4 ブロック塀の倒壊防止対策の推進

秘書課・建築課

市は、市民に対し、広報紙等によりブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について啓発を行うとともに、特に避難路沿いにある危険なブロック塀の所有者又は管理者に対し、撤去費補助を実施し、作り替えや生け垣化等を奨励する。

第5 ライフライン施設の機能の確保

1 ライフライン設備の強化

群馬東部水道企業団・下水道課・

ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

ライフライン等に関わる事業者は、ライフライン設備の強化と保全に努めるものとする。

- (1) 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計に努めるものとする。
- (2) 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等を計画的に推進する。

2 防災体制の整備

群馬東部水道企業団・下水道課・

ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

ライフライン等に関わる事業者は、防災計画を作成し、防災体制の整備に努めるものとする。

- (1) 保守規定を遵守し、整備の巡視・点検を励行するものとする。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員への周知に努めるものとする。
- (3) 情報連絡体制の整備を推進する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制の整備を推進する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。
- (6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制の整備を計画的に推進する。

3 応急復旧用資機材の整備

群馬東部水道企業団・下水道課・

ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

- (1) ライフライン等に関わる事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を点検するため、必要な資機材の整備に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

群馬東部水道企業団・下水道課・

ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

ライフライン等に関わる事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

第6 液状化対策

1 公共施設等における液状化被害の防止

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・子ども福祉課・健康推進課・商工課・教育総務課・
学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課・邑楽館林医療事務組合

市及び病院等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施

するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

秘書課・都市計画課・建築課

市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、市民への液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、市は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）の実施である。また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 前橋地方気象台から発表される地震情報

情報の種類	内 容
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。
緊急地震速報 （一般向け）	最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）の地域の名前を強い揺れが来る前に発表。ただし、震源に近い地域では間に合わないことがある。 平成19年10月から一般への提供が開始され、テレビ・ラジオによる放送や携帯電話での受信が可能となった。

2 情報伝達の多重化及び情報収集・連絡体制の明確化

秘書課・安全安心課

市は、地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多重化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

市は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な体制を整備するものとする。

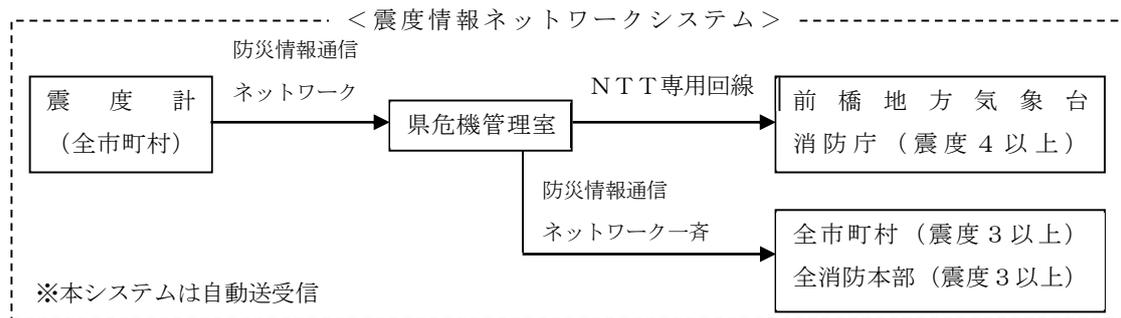
4 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 市は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。
- (2) 市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

5 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達系統

県（危機管理室）は、館林市をはじめ県内35市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達する震度情報ネットワークシステムを構築している。

市は、このシステムにより震度情報を早期に把握し、初動体制を適切かつ迅速に配備するものとする。



第2 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市は、県、電気通信事業者その他防災関係機関と連携して、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信手段の現況

(1) 県防災行政無線

県は、群馬県防災無線ネットワークを整備し、本市には端末器が配備され、県・他市町等との情報収集や伝達手段として重要な役割を果たしている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等をとおして運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

(2) 災害時優先電話

市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況の収集は、一般加入電話により行うも

のとするが、一般加入電話が使用できない場合は、災害時優先電話を使用する。

市は、次の措置を講じ、職員に災害時優先電話の周知を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

2 通信連絡体制の整備

秘書課・企画課・財政課

大規模災害時には、施設の被害又は市内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想されるので、次のような対策を推進する。

- (1) 通信施設の点検・整備の実施
- (2) 予備電源の確保
- (3) 通信施設の耐震化、免震化の強化・推進
- (4) 各防災対策機関との連絡手段の複数ルートの確保
- (5) 通信施設が被災した際の復旧体制の確立
- (6) 防災関係機関と連携した通信訓練への参加

3 通信機器の整備

安全安心課

災害により、一般有線電話の途絶又はふくそうにより通信が困難な場合に備え、次の代替通信手段の確保・活用を図るものとする。

- (1) アマチュア無線
- (2) 警察無線
- (3) 消防無線
- (4) 携帯電話
- (5) インターネット
- (6) その他（衛星携帯電話）

第3 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

安全安心課・人事課・その他の防災関係機関

- (1) 市は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
 - ① 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集職員の確保等を図る。
 - ② 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努めるものとする。
 - ③ 円滑な参集ができるよう、「職員防災マニュアル」を作成・配布し、職員に周知するとともに定期的な訓練を推進する。

- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

安全安心課・その他の防災関係機関

- (1) 市は、応急活動のための「防災計画に基づくマニュアル」を各班(部・課)で作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

第4 防災関係機関との連携体制の整備

市は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることから、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関との応援協定を締結する等、平常時から連携を強化しておくものとする。また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては実効性の確保に留意する必要がある。

1 市における受援・応援体制の整備

安全安心課

- (1) 市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内市町をはじめ関係機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制になるよう周辺市町等との締結を考慮するとともに、大規模な地震等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、市は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

なお、本市における応援協定・防災協定の締結状況は資料集のとおりである。

資料集

応援協定・防災協定の締結状況 (P27)

- (2) 市は、避難勧告等を発令する際に、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関(前橋地方気象台、河川管理者等)又は県(河川課、砂防課、各土木事務所等)に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法の取り決めや、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努めるものとする。
- (4) 受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資器材、宿泊場所等を確保するものとする。

2 自衛隊との連携体制の整備

安全安心課

- (1) 市は、自衛隊（陸上自衛隊第12旅団）への災害派遣要請の県への依頼が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。
- (2) 市は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、相互の情報連絡体制の充実、及び共同の防災訓練の実施に努めるとともに、受入れに当たってのヘリポート、派遣部隊の宿泊施設の整備を図るものとする。

3 救援活動拠点の整備

安全安心課

市は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の整備に努めるものとする。

第5 防災中枢機能の整備

1 防災中枢機能の整備

財政課・安全安心課・社会福祉課・教育総務課・邑楽館林医療事務組合・館林地区消防組合・群馬東部水道企業団

- (1) 通信施設の整備
災害時において、迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うため、通信施設の点検整備を推進する。
- (2) 市における防災中枢機能の確保
市は、災害時において、市役所庁舎が災害応急対策の中枢施設として機能するよう整備を推進する。また、代替施設の選定などのバックアップ体制、自家発電設備等の整備及び燃料の確保などを推進する。
- (3) 備蓄倉庫の整備
市は、資料集に掲げるとおり、アルファ化米等の備蓄物資を備蓄している。
今後は、備蓄物資のさらなる充実を図るものとする。
- (4) 被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備
災害時における飲料水、井戸、貯水槽、水泳プール、浄水機、電源の確保等に必要な自家発電設備等、被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備を図る。
- (5) 防災上重要な建物の整備
小学校・中学校、社会福祉施設その他不特定多数の者が利用する公的建造物、避難施設等、防災上重要な建物で、防災上改築又は補強を要するものの整備を推進する。

資料集

市・県備蓄状況 (P114)

2 公的機関等の業務継続性の確保

企画課・財政課・安全安心課・その他の防災関係機関

市、防災関係機関等は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため

め、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

さらに、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

3 避難地・避難路の整備

安全安心課・道路河川課

(1) 避難地の整備

避難困難地区の解消、收容能力の増強等避難危険の解消を図るため、県の指導に基づき安全かつ適正な避難地の確保を図るものとする。

(2) 避難路の整備

多数の市民の安全で円滑な避難を確保するため、特に必要と認められる道路について拡幅改良、老朽橋の架け替えなど、避難路の安全性の向上等を推進する。

第6 救助、救急及び医療活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

行政課・安全安心課・館林地区消防組合・自主防災組織

(1) 救急・救助用資機材の整備

- ① 館林地区消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。
- ② 市、館林地区消防組合は、消防団の装備の基準(昭和63年消防庁告示第3号)に基づき消防団の救急・救助用資器材の装備の充実を努めるものとする。
- ③ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市は、これを資金面で支援するものとする。

(2) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、市は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

2 医療活動体制の整備

健康推進課・邑楽館林医療事務組合・館林地区消防組合

(1) 災害拠点病院

- ① 被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、「災害拠点病院」(資料集)が指定されている。市内の医療機関のみでは、治療、收容が不足する場合及び緊急の場合は、これらの病院への搬送を考慮するものとする。
- ② 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、

傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、災害班医療チーム（DMAT）の派遣機能を有するものとする。

（※DMAT：Disaster Medical Assistance Team）

- ③ 群馬DMATは群馬DMAT指定病院及び群馬DMAT指定組織に所属する災害派遣医療チームをもって編成する。
- （2） 医薬品、医療資機材の確保

市は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の確保に努めるものとする。
- （3） 消防機関と医療機関等との連携
 - ① 救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。
 - ② 災害時において救急患者を適切な医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関への迅速な搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合は遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。
- （4） 災害医療の研究

医療機関等の災害医療に係る者は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術について研究、研修に努める。
- （5） こころのケア体制の整備

市は、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

資料集

災害拠点病院（P10）

第7 消火活動体制の整備

1 消防力の整備

財政課・安全安心課・館林地区消防組合

市は、次により消防力の強化に努める。

- （1） 消防組織の拡充、強化

「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の拡充、強化に努める。
- （2） 消防施設等の整備、強化

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防施設等の整備について、年次計画を立てその強化を図る。

特に、消防水利については、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、耐震性貯水槽、河川、湖沼等の水利体制の確立を図る。
- （3） 館林消防団の資機材等の整備

各消防団詰所には、災害支援資機材を保有しており、今後も救助資機材等の整備強化に努める。

2 出火の防止

安全安心課・建築課・館林地区消防組合

- (1) 建築同意制度の活用
館林地区消防組合の協力を得て、建築基準法第93条の規定に基づく消防同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。
- (2) 一般家庭に対する指導
 - ① 地震時における火災予防思想の普及に努める。
 - ② 行政区等の単位で研修会を開くなどして、消火に必要な技術等を教育する。
- (3) 防火管理等の教育
防災講習等において、地震時の防火対策について教育する。
- (4) 予防査察等による指導
館林地区消防組合は、防火対象物の状況を把握し、地震時の防火安全対策について、関係者に対し予防査察時に指導する。

3 初期消火

安全安心課・館林地区消防組合

市は、館林地区消防組合と連携して地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るものとする。

なお、事業所等に対しては、防火管理者等への防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し自衛消防の強化を図るものとする。

第8 緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（市役所や市民体育館、学校体育館、物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

財政課・安全安心課・スポーツ振興課

市は、災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、輸送拠点を指定する。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、ヘリポートの位置を考慮するものとする。

資料集

輸送拠点 (P12)

2 ヘリポートの確保

秘書課・財政課・安全安心課

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、市は、ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこ

これらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び市民等に周知するものとする。

資料集

ヘリポート適地 (P12)

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路河川課

大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、市は、県防災計画に定めるもののほか、警察、道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、耐震化や災害時の啓開体制の整備を推進する。

資料集

緊急輸送道路 (P11)

4 道路の応急復旧体制等の整備

道路河川課

市は、管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう動員体制及び資機材等の整備を推進する。

5 運送事業者等との連携

安全安心課

市は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等との協定の締結などにより、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備に努めるものとする。

6 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

第9 避難収容活動体制の整備

災害時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。このため、防災関係機関は、市民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 指定緊急避難場所

安全安心課

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、災害種別に応じて、災害及びその二次被害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所

については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害において、当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 市は、災害の想定により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

ア 市は、指定緊急避難場所について、災害種別ごとに指定するものとする。

イ 震災については、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等を指定するものとし、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震に伴う火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

2 指定避難所

安全安心課

(1) 指定避難所の指定

ア 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に考慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、「避難所運営マニュアル」の作成、訓練等を通じて、市民等への周知徹底を図るものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

ア 市は、指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

イ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育現場の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

資料集

避難施設等一覧 (P4)

3 避難路の設定

安全安心課・市民

市は、地区防災計画等の策定において、市民と共に、あらかじめ避難路を設定し、市民の安全な避難が行われるよう努める。

4 事前周知

秘書課・安全安心課・市民

市は、あらかじめ定めた指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路を次の方法等により周知徹底を図る。

- (1) 館林市ハザードブックの配布
- (2) 表示板、案内板の設置

5 施設・設備の整備

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・商工課・
教育総務課・生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

- (1) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るものとする。
- (2) 災害時に要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所のバリアフリー化を推進する。
- (3) 避難所に指定した施設における備蓄のためのスペース整備等を推進する。

6 避難所の運営管理体制の整備

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・
商工課・教育総務課・生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課

- (1) 市は、指定避難所の運営管理体制の整備に努めるものとする。
 - ア 指定避難所の管理者不在時の開設体制
 - イ 指定避難所を管理するための職員の派遣
 - ウ 災害対策本部との連絡体制
 - エ 自主防災組織、行政区、防災士及び施設管理者との協力体制
- (2) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (3) 市及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- (4) 市は、館林市防災士連絡会の協力を得て、指定避難所の運営のために必要な知識の市民への普及に努めるものとする。

7 避難誘導体制の整備

秘書課・財政課・安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども福祉課・
健康推進課・商工課・教育総務課・生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課・
邑楽館林医療事務組合・不特定多数の者が利用する施設の管理者

- (1) 市は、指定避難所及び避難路について、日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市は、消防機関、警察機関等と協議して地域防災計画等の中に発災時の避難誘導に係る計画を定め、これらの機関と協力して避難誘導訓練を行うものとする。
- (3) 興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画を作成し、避難誘導訓練を行うよう努めるものとする。
- (4) 市は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、これら要配慮者の住所、電話番号等を把握するとともに、消防機関、警察機関、地域住民、自主防災組織及び防災士の協力を得て、避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、平常時から要配慮者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
なお、把握した住所等の個人情報への取扱いには、十分留意するものとする。
- (5) 市及び市教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (6) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

8 応急仮設住宅等体制の整備

建築課

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努めるものとする。

- (1) 資機材の調達・供給体制の整備
市は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、調達・供給体制の整備に努めるものとする。
- (2) 用地供給体制の整備
市は、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。
- (3) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ
市は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等についてもあらかじめ体制の整備に努めるものとする。

第10 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

1 備蓄計画

秘書課・安全安心課

市は、アルファ化米及び毛布等の備蓄物資を資料集に掲げるとおり備蓄し、市内の防災倉庫に分配しているが、今後においてもその充実に努めるものとする。

また、各家庭においては、7日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、市民に対し啓発を行うものとし、市民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 調達計画

安全安心課

市は、県と相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等との協定締結を推進するものとする。

3 備蓄・調達・供給の方針

安全安心課

市における備蓄・調達・供給の方針は、次によるものとする。

- (1) 備蓄品目は、要配慮者の特性にも配慮して決める。
特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、お粥、ハラル等）
- (2) 備蓄品目は、男女のニーズの違いに配慮して決める。
- (3) 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- (4) 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

4 防災協力井戸

安全安心課

市は、災害時に必要とされるトイレや洗濯等の生活用水の確保を目的として、市内の既存の井戸を対象に、防災協力井戸の指定登録を図るものとする。

資料集

市・県備蓄状況 (P114)

第11 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

秘書課・財政課・安全安心課・

群馬東部水道企業団・ライフライン事業者・その他防災関係機関

- (1) 市は、秘書課（災害対策本部設置時は秘書班）を広報担当部署と定め、災害関連情報の広報が迅速かつ確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。
 - ① 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

震度状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 市民、関係団体等に対する協力要請 避難情報の内容 避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 総合相談窓口 市民の安否 等
---	---

- ② 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

テレビ（NHK、群馬テレビ）、ラジオ（エフエム群馬）、広報車、ヘリコプター、市ホームページ、市ツイッター、新聞、チラシ、掲示板、ケーブルテレビ、携帯電話（たてばやし安全安心メール、エリアメール、緊急速報メール機能を含む。）等

- ③ 広報媒体の整備を図る。

広報車、携帯電話等

- ④ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

- (2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に市民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
- (3) ライフライン事業者その他防災関係機関は、災害関連情報の広報を迅速かつ的確に行えるよう、広報体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

市民協働課・群馬東部水道企業団・ライフライン事業者・その他防災関係機関

市及びライフライン事業者、その他防災関係機関は、市民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

第12 二次災害の予防

1 危険度判定体制の整備

都市計画課・建築課

- (1) 市は、地震災害により、建築物や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、災害時に迅速に対応できるよう確保管理を推進するものとする。
- (2) 市は、災害時における二次災害の防止のため、危険度判定を行う場合は、県に対し、危険度判定士の派遣を求めるものとする。
- (3) 市は、県が行う被災建築物応急危険度判定技術士の養成・登録等に協力するものとする。
- (4) 市は、県が行う被災宅地危険度判定に関する体制の整備に協力するものとする。
- (5) 市は、危険度判定の実施に必要な資機材の備蓄に努めるものとする。

2 危険物等による被害の防止

館林地区消防組合

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者に対し、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、予防規程等を策定するとともに防災訓練を行うよう指導するものとする。

第13 防災訓練の実施

防災業務に従事する職員等の防災実務の習熟と防災活動における実践的能力の醸成を図り、併せて関係機関との連携の強化を図るため、防災訓練を実施する。

1 総合防災訓練

全部署

市は、防災関係機関等と連携し、自主防災組織、市民、事業所等の参加を得て、通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。

また、訓練終了後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。

2 個別訓練

秘書課・行政課・安全安心課・人事課・館林地区消防組合

市は、防災関係機関等と連携して、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施するものとする。

(1) 非常招集訓練

市は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。

なお、訓練後は実施効果の検討を行い、訓練改善、課題等の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- ① 伝達方法、内容の確認点検
- ② 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- ③ 集合人員の確認点検
- ④ その他必要事項の確認点検

(2) 消防訓練

消防団は、定期的に消防資材等の点検整備に努めるとともに、消防技術の錬成及び習熟を目的として消防訓練を実施する。

また、各行政区は、消防団、自主防災組織等との協力により、定期的に消火訓練や炊出し等を行い、地区の消火能力等の向上に努める。

(3) 避難訓練

指定避難所の周知、避難勧告等の伝達、円滑な避難誘導等を目的として、行政区、市民等の参加を得て、避難訓練を実施する。なお、実施に当たっては、要配慮者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行うものとする。

(4) 水防訓練

市及び消防団は、円滑な水防活動を遂行するために、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水害事例を考慮し水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測等を織り込んだ水防訓練を実施する。

(5) 非常通信訓練

災害時の警報の発令・伝達の受理については、正確かつ迅速な伝達が必要であるため、市民に対する情報伝達訓練はもとより、通信途絶時の連絡の確保、通信連絡機器の操作等について適切に行えるよう、非常通信訓練を実施するものとする。

(6) 避難所運営訓練

災害発生後、できるだけ早く避難所を開設・運営することを目的として、行政区、市民等の参加を得て、避難所運営訓練を実施する。なお、実施に当たっては、要配慮者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行うものとする。

3 広域的な訓練の実施

安全安心課

市は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、県及び他市町が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

4 実践的な訓練の実施

安全安心課

市は、防災訓練の実施に当たっては、「図上演習」等参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むなどして、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

第3節 市民等の防災活動の促進と支援

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、市民等は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、市民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築が必要である。市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動する。

特に震災時には行政が本格的に対応を行うまでの間に、ある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、市民には、「地震発生時に、初期消火を行う」「近隣の負傷者・要配慮者を救出・救助する」「行政が行う防災活動に協力する」など防災に寄与することが求められる。

したがって、市は、市民に対する防災思想の普及、徹底に努め、必要な支援を実施し、避難対策をはじめとした防災力の強化に向け全力で取り組むものとする。

第1 災害被災を軽減する市民運動の展開

1 防災（減災）活動への参加の促進

安全安心課・学校教育課・生涯学習課

災害から安全・安心を得るためには、自助、共助、公助の取組みが必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に防災のための活動を行う市民運動を展開する。

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組み
 - ① 地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など
- (2) 予防的な取組みを加味した防災訓練の工夫
 - ① ハザードブックの確認や家具の固定など
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がりへの推進
- (4) 防災教育の充実
 - ① 学校安全教育(災害安全)の充実
 - ② 公民館等での防災講座の開催など

2 防災教育の実施

安全安心課・市民協働課・建築課・生涯学習課・学校教育課・文化振興課

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 防災をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
 - ① 実写やシミュレーション映像の活用
 - ② 過去の災害体験談の収集、活用
 - ③ 郷土の災害史の継承
 - ④ すべての人が使用可能な防災教育素材の採択や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

3 企業や家庭等における自主防災体制の整備

安全安心課・商工課

- (1) 企業や家庭等における完全への投資の促進
- (2) ビジネス街、商店街における防災意識の醸成

- (3) 事業継続計画への取組みの促進

4 地域社会との連携の強化

安全安心課・市民協働課

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、県、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

5 自主防災体制を継続するための支援

安全安心課

- (1) 市民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) 補助金等支援制度拡大の検討

6 地区防災計画の策定促進

安全安心課・生涯学習課・自主防災組織・市民

地区防災計画の策定を通じて、地域防災力の向上を図るため、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進する。市は、促進にあたり市民や自主防災組織に対して地区防災計画の策定に係る情報提供等の支援を行うものとする。

第2 防災思想の普及

総合的な震災対策を推進していくうえでは、防災関係機関及び市民が地震に対する十分な認識と震災対策に関する的確な知識を持ち、発災時の応急対策能力を高めることが重要である。

このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、防災知識の普及に努めるものとする。

1 防災知識の普及

秘書課・安全安心課

- (1) 普及の方法
 - ① 広報紙、広報資料（パンフレットの配布、ポスターの掲示等）の活用
 - ② 映画、スライド等の貸出し
 - ③ 講習会、講演会、展示会等の開催
- (2) 普及の内容

防災知識の普及の内容は、おおむね次のとおりとする。

 - ① 市地域防災計画の概要
 - ② 災害予防の概要
 - ③ 災害時の心得

2 市民に対する防災意識の高揚等

秘書課・安全安心課

災害対策の万全を期すためには、市民一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの命は自ら

が守る」という防災意識の高揚を図ることが重要である。このため、市は、館林市ハザードブックを活用し、次の事項について防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めるものとする。

- 1 家庭内の危険防止
 - (1) 家具類の転倒防止
家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。
 - (2) 物の落下防止
家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。
 - (3) ガラスの飛散防止
食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。
 - (4) 火気器具周辺の整理整頓
コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。
 - (5) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止
家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。
- 2 家庭防災会議の開催
災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。
 - (1) 地震が起きたときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難支援は誰が行う。)
 - (2) 消火器具の備え付け及び使用方法
 - (3) 家族間の連絡方法
 - (4) 避難所の確認
(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える。)
 - (5) 安全な避難経路の確認
 - (6) 非常持出し品のチェック
 - (7) 家具転倒防止措置や室内の整理整頓
 - (8) 要配慮者の避難方法
 - (9) 地震情報、気象情報、避難勧告等避難情報の入手方法
 - (10) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - (11) 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - (12) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 3 非常持出し品の準備
 - (1) 飲料水
 - (2) 食料（食べやすく、保存期間が長く、調理せずに食べられるもの）
 - (3) 貴重品（現金（公衆電話用に10円玉）・通帳・印鑑・健康保険証・免許証・カード類等）
 - (4) 救急用品・医薬品（高齢者や持病のあるかたは常備薬やお薬手帳の写しも）
 - (5) ホイッスル（笛）
 - (6) 厚手の手袋（軍手）
 - (7) 衣類（上着・下着・靴下）
 - (8) 携帯用カイロ
 - (9) ビニール袋
 - (10) 衛生用品・マスク
 - (11) ヘルメット・防災ずきん
 - (12) 雨具・防寒具
 - (13) タオル・ハンカチ
 - (14) ナイフ・缶切り

- (15) 簡易食器（割り箸、紙皿）
- (16) 生理用品
- (17) 底の丈夫な靴
- (18) 電池式充電器・モバイルバッテリー
- (19) 携帯用トイレ
- (20) ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
- (21) 洗面用具
- (22) 館林市ハザードブック

※家族構成や世帯事情に応じて必要なもの

- 乳幼児：離乳食、粉ミルク、おむつ、おしりふき等
- 妊婦：母子健康手帳、脱脂綿、ガーゼ、新生児用品等
- 高齢者：入れ歯、介護食、大人用おむつ等
- 疾患のあるかた：主治医連絡先、持病薬、ストマ等
- ペット：リード、ケージ、排せつ用品、ペットフード等
- その他：メガネ、コンタクトレンズ、補聴器等

4 備蓄品の準備

- (1) 日頃の買い置き（保存性のよい食料や水を買置きし、消費したら買い足す（ローリングストック方式））
- (2) 7日以上（推奨）の食料（水を加えて食べられる米（アルファ化米）、缶詰、乾パン、インスタント・レトルト食品、栄養補助食品、お菓子、調味料、スープ等）
- (3) 飲料水（大人1人当たり1日3リットル）
- (4) トイレ用品（簡易トイレ、汚物保管用容器、トイレ袋、トイレットペーパー）
- (5) 燃料（カセットコンロ、ガスボンベ、固形燃料）
- (6) 毛布
- (7) 寝袋
- (8) 食品用ラップ

5 屋内、屋外及び自動車運転中にするべき措置

- (1) 身の安全の確保
 - ① 机や椅子に身を隠す。
 - ② 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
 - ③ あわてて外に飛び出さない。
- (2) 火災を防ぐ
 - ① 火の始末をする。
 - ② 火が出たら初期消火に努める。
- (3) 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
- (4) 避難方法
 - ① 徒歩で避難する。その際、家屋やブロック塀等倒壊の危険をさけるため、道路の中央を歩く。
 - ② 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
- (5) 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
- (6) 救出活動

建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
- (7) 自動車運転者の取るべき行動
 - ① 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - ② ラジオで災害情報を聞く。
 - ③ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - ④ 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

6 正しい情報の入手

- (1) ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
- (2) 市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

7 電話に関する留意事項

- (1) 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
- (2) ふくそう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

3 学校教育による防災知識の普及

学校教育課

市は、学校教育を通じて地震災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

4 防災訓練の実施指導

安全安心課

市は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、市民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練の内容により館林地区消防組合に協力を依頼するものとする。

5 要配慮者への配慮

市民協働課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・
(社福)館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

市は、防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

安全安心課・市民協働課

市は、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

7 疑似体験装置等の活用

安全安心課

市は、防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものとする。

第3 市民、事業所等の防災活動の環境整備

災害時においては、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努め、家庭、地域、職場等、市と連携、協力し、防災活動を推進するものとする。

また、市は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立するものとする。

1 市民の果たすべき役割

安全安心課

市民は、「自らの安全は自らの手で守る」意識を持ち、平常時から災害発生後に至るまで、可能な防災対策を着実に実施するものとする。

区 分	実 施 事 項
平常時から実施する事項	① 防災に関する知識の習得 ② 家族間での防災の話し合い ③ 災害時の避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認 ④ 対震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入 ⑤ 家屋の補強等 ⑥ 家具その他落下倒壊危険物の対策 ⑦ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（7日間備蓄の励行） ⑧ 非常持ち出し品の準備・点検
災害発生時に実施する事項	平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。 ① 正確な情報把握 ② 火災予防措置 ③ 適切な避難 ④ 自動車運転の自粛
災害発生後に実施が必要となる事項	① 出火防止及び初期消火 ② 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 ③ 秩序ある避難生活 ④ 自力による生活手段の確保

2 自主防災組織の活動

行政課・安全安心課・市民

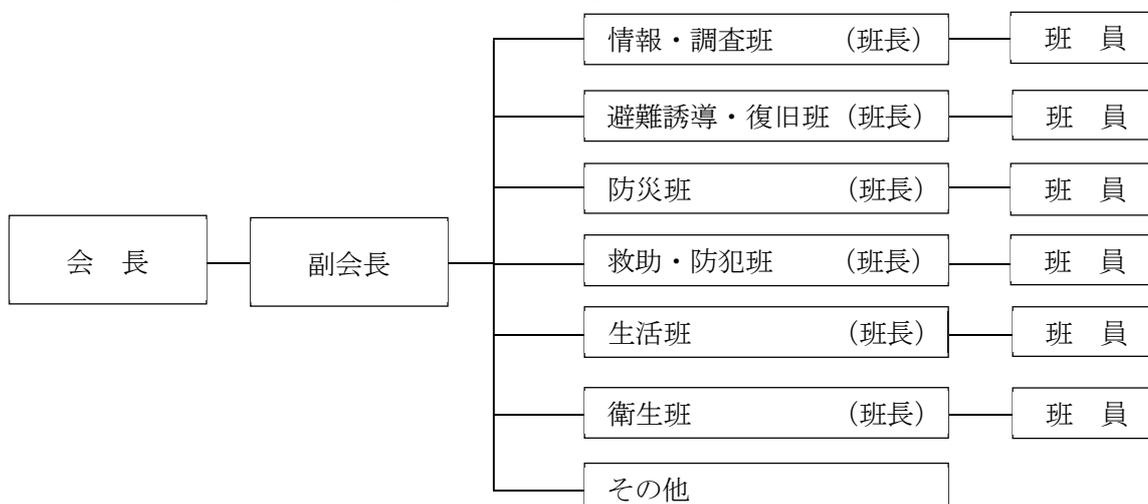
地域における防災対策は、行政区等を単位に、「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」との市民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って、次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

(1) 自主防災組織の主な活動内容

地域住民の自主防災組織は行政区の単位とし、概ね次の例により組織の編成、役割及び活動内容等について育成指導を図る。

【組織の編成の例】



【役割及び活動内容の例示】

	平 常 時 の 役 割	非 常 時 の 役 割
情報・調査班	○ 災害についての知識の習得及び映画、印刷物等による啓発、調査内容、方法及び情報伝達収集訓練。	○ 災害情報の伝達収集・避難命令の伝達、被災状況の調査、及び情報収集し、防災機関への伝達。 ○ 警報等の正確な伝達と対応策の協議。
避難誘導 ・復旧班	○ 避難路、避難所の巡回点検、避難訓練の実施。 ○ 応急復旧、修理の技術の習得及び資材の備蓄、労務の出動計画の作成。	○ 避難所の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導。  ○ 破損した家屋等の応急復旧、修理。
防 災 班	○ 火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、各分団に備え付けの消防機器設備の使用講習及び訓練、消防水利の確保。	○ 出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動。
救助・防犯班	○ 高齢者、障がい者及び負傷者の救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施。 ○ 警察署との連携体制づくり、地区内及び周辺の巡回点検、危険物等の調査。	○ 高齢者、障がい者及び負傷者の救助活動。  ○ 警察活動に協力、被災地区の点検。
生 活 班	○ 炊飯用具等の調達計画と管理、必要物資の調達計画や斡旋方法の検討、炊出し訓練。	○ 備蓄品の確認・管理、炊出し実施、配水救援物資の配分の協力。
衛 生 班	○ 衛生知識を習得し、市民に衛生教育の実施、応急救護の方法の習得、障害物やごみの処理について検討。	○ 負傷者の応急救護、移送及び防疫について防災機関に協力。
そ の 他	○ 地区の特性で何が必要か話し合い、そのものについて役割を決める。	○ 地区の中で対処すべきことを実施。

(2) 自主防災組織の結成及び育成・指導

市は、市内の自主防災組織の100%組織化を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。

- ① 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、及び防災活動に必要な資機材の整備等の助成に努める。
- ② 自主防災組織が自主的に防災訓練や研修等を実施できるよう支援・協力を行う。
- ③ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

(3) 活動を継続させるための方法

市は、行政区や自主防災組織等が継続して地域の防災対策活動に取り組んでいくために、「地区防災計画」の策定を働きかけるとともに、基本的な考え方の提示や、必要な助成及び支援を行うものとする。

3 防災士の活動支援

安全安心課

市は、地域社会において、防災リーダーとなる防災士の活動を支援し、地域防災力の向上に努める。

4 消防団の充実強化

館林地区消防組合

館林地区消防組合は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その充実強化を図るものとする。

5 事業所（企業）防災の推進

安全安心課・商工課

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するとともに事業継続計画（BCP）を策定するなどの防災活動の推進に努めるものとする。また、「消防団員協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

(1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

- ① 従業員の防災教育
- ② 情報収集伝達体制の確立
- ③ 火災その他災害予防対策
- ④ 避難体制の確立
- ⑤ 防災訓練の実施
- ⑥ 応急救護体制の確立
- ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
- ⑧ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

(2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

(3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市と協定を締結するなど、平時から行政との連携に努める。

また、市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。

(4) 災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経

営戦略の策定に努める。

- (5) 市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発達に向けた条件整備に取り組むものとする。

さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災協力向上の促進を図るものとする。

- (6) 市は、企業をコミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

- (7) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第4 ボランティア活動の環境整備の促進

市は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するものとする。

1 災害時救援ボランティア活動の啓発

秘書課・安全安心課・市民協働課

市は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

2 ボランティアネットワークの形成による体制づくり

安全安心課・市民協働課

市は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れ等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、(社福)館林市社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を開催し、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、災害時に対応できるボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

3 各領域における専門ボランティアとの連携

安全安心課・市民協働課

市の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

4 行政と地域の連携

行政課・安全安心課

市の関係各課は、災害時のボランティア活動環境づくりに際し、行政区や自主防災組織等に対し必要な助成や支援を行う。

第4節 災害時における要配慮者対策

第1 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、災害対応能力の弱い、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、県、市、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

1 避難行動要支援者支援の基本的な考え方

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・
(社福)館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

市は、災害時要支援者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、避難行動要支援者避難支援プラン、避難行動要支援者名簿の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定・整備を行うなど、要配慮者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備に努める。

この地域防災計画において、避難行動要支援者の避難支援についての主な項目を定め、より詳細な計画として「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を別に策定して支援を行うものとする。

◆避難行動要支援者：

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合自ら避難をすることが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者をいう。

◆要配慮者：

要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等をいう。

2 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・
(社福)館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、平常時より要配慮者の情報の把握を通じて、次に掲げる要件にあう避難行動者要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとするため、定期的に更新をする。

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

◆避難行動要支援者名簿に記載する範囲

◎生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障がい者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く)の方
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者の方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の方
- ⑤ その他 ①～④以外で支援を必要とする方

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項を掲載すること。

市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。また、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(3) 避難者支援者等関係者への名簿の提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

(4) 避難支援者等関係者

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

◆避難支援者等関係者

消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、(社) 館林市社会福祉協議会、自主防災組織等

(5) 名簿情報の適正管理

市は、名簿情報の提供に際し、名簿情報の情報漏えいを防止等、名簿情報を適正に管理するための必要な措置を講ずる。

(6) 防災担当部局と福祉担当部局の連携

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(7) 避難行動要支援者名簿に関するその他の事項

避難行動要支援者名簿の具体的な作成方法等については、要配慮者対策を重点的に具体化した「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に掲載するものとする。

3 避難体制の強化

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・
(社福)館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

市は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」の作成、避難行動要支援者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難勧告等の伝達体制の整備

市長が発令する避難勧告等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ迅速・正確に伝達できる手段・方法を定めておく。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難支援等関係者をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

安全確保について、要配慮者対策を重点的に具体化した「館林市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に掲載するものとする。

4 福祉避難所の指定

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・
(社福)館林市社会福祉協議会・館林保健福祉事務所

(1) 福祉避難所の指定・整備

市は、福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(2) 福祉避難所の設置・運営訓練

市は、災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

5 緊急連絡体制の整備

市民協働課・社会福祉課・高齢者支援課・
(社福)館林市社会福祉協議会・館林地区消防組合

市は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに、要配慮者ごとに複数の避難支援者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

また、市や福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

6 環境整備

安全安心課・道路河川課

市は、要配慮者が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内及び外国語を付記した避難所案内板の設置を行うなど、避難のための環境整備に努める。

7 人材の確保

安全安心課・市民協働課・社会福祉課・こども福祉課・
(社福)館林市社会福祉協議会

市は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

8 要配慮者利用施設管理者との連携

社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども福祉課・学校教育課

(1) 要配慮者利用施設

この節において、要配慮者利用施設とは次に掲げる施設をいう。

- ① 児童福祉施設
- ② 障がい者福祉施設
- ③ 高齢者施設
- ④ 医療提供施設
- ⑤ 幼稚園・保育園
- ⑥ その他（生活保護法に基づく救護施設・更生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく特別支援学校、その他実質的に要配慮者に関連する施設）

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、地震に対する安全性を確保するものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ① 自施設の立地環境による災害危険性の把握及び職員への周知
- ② 防災情報の的確な入手手段の整備
- ③ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- ④ 施設周辺のパトロール体制の整備
- ⑤ 避難場所及び避難経路の確認
- ⑥ 避難、救出及び安否確認の態勢の整備
- ⑦ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ⑧ 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ⑨ 防災訓練等防災教育の充実
- ⑩ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- ⑪ 燃料の調達体制の確保

(4) 市の支援

- ① 市は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。

- ② 市は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ③ 市は、要配慮者利用施設に避難勧告等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
- ④ 市は、要配慮者利用施設に防災情報の提供を行う。
- ⑤ 市は、避難誘導、救出等に対する支援体制の整備を行う（地域住民や自主防災組織の協力を含む）。
- ⑥ 市は、要配慮者利用施設における防災教育への協力を行う。

9 消防機関及び警察機関の支援

館林地区消防組合・館林警察署

消防機関及び警察機関は、要配慮者の避難体制の整備について、市と協力して次の支援を行うものとする。

- ① 緊急時における消防機関・警察機関と要配慮者との連絡体制の整備
- ② 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- ③ 要配慮者への防災教育・啓発への協力

10 地域住民及び自主防災組織の支援

行政課・安全安心課

地域住民及び自主防災組織は、要配慮者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

11 防災教育及び啓発

安全安心課・市民協働課

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参画の呼びかけを行うなど、災害発生時に取るべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

第5節 帰宅困難者対策

第1 帰宅困難者対策

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの避難場所の確保等が想定される。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素より検討しておく。

1 帰宅困難者の想定

商工課・つつじのまち観光課

群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)では、帰宅困難者を「群馬県民が県内の他市町村へ通勤・通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために自宅に戻れずに外出先に滞留する人」と定義し、交通手段は問わず、鉄道の機能障害により帰宅することができない人の数を予測した。

その結果は、以下のとおりであり、県内及び市内でも多くの帰宅困難者が発生する可能性があることが明らかとなった。また、群馬県地震被害想定調査の予測対象範囲外ではあるが市内には観光地があり、多くの観光客が訪れている。このため、観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

【帰宅困難者数の予測結果一覧表】

(群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)から抜粋)

	通勤者・通学者			関東平野北西縁 断層帯主部		太田断層		片品川左岸断層	
	市町村 内から	市町村 外から	合計	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者
県内	909,462	370,537	1,279,999	146,100	1,133,899	104,401	1,175,598	0	1,279,999
市内	32,648	15,583	48,231	8,118	40,113	8,118	40,113	0	48,231

2 帰宅困難者に対する取組み

秘書課・商工課・つつじのまち観光課

(1) 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を図る。

(2) 一時避難施設の提供

市は、帰宅困難者のための、指定している既存の避難所など、一時避難施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

(3) 備蓄物資の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

市は、一時避難施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

市は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3 事業所の取組み

商工課・事業所

(1) 従業員の待機

事業所は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 事業所における環境整備

事業所は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画(BCP)等への位置づけ

事業所は、事業継続計画(BCP)等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等を予め定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5) 安否確認方法の周知

事業所は、地震等発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

4 大規模集客施設の取組み

商工課

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市町村や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

5 各学校の取組み

教育総務課・学校教育課

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、市民に最も身近な行政主体として、第1次的には市が当たり、県が市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、市の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は、最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（風水害・雪害・建築物倒壊など）の防止を行う。

このほか広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では、標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1節 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

安全安心課

(1) 設置基準

総務部長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- ① 市内に震度4以上の地震が発生したとき。
- ② 震度にかかわらず市内に地震による被害が発生し、又は被害が発生するおそれがあり、その対応について関係課相互の緊密な連絡・調整を図るため、総務部長が必要と認めたとき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、館林市役所内政策審議室に設置する。災害の状況により市庁舎に設置できない場合は、向井千秋記念子ども科学館又はその他の付近の市有施設に設置する。

2 災害警戒本部の組織

安全安心課

災害警戒本部の本部長は総務部長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、総務部長が災害警戒時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、政策企画部長とする。

3 県への報告及び防災関係機関との連携

安全安心課

災害警戒本部長は、災害警戒本部を設置した際には、速やかに県に報告し、防災関係機関と連携しながら、災害発生の監視及び情報収集を行うものとする。

4 災害警戒本部の廃止

安全安心課

災害警戒本部長は、地震による被害の発生するおそれなくなり、災害警戒本部を設置する必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定し、関係機関に周知を行う。

第2 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

1 災害対策本部

安全安心課

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、市長は災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ① 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ② 震度にかかわらず、市内に地震による被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。
- ③ その他市長が災害対策本部を設置する必要があると認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、館林市役所内政策審議室に設置する。災害の状況により市庁舎に設置できない場合は、向井千秋記念子ども科学館又はその他の付近の市有施設に設置する。

(3) 設置の手続き

- ① 災害対策本部を構成する部長相当職にあるものは、災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に災害対策本部の設置を要請する。
- ② 総務部長は、災害対策本部設置の要請があった場合、その他災害対策本部を設置する必要があると認めた場合は災害対策本部の設置を市長に具申する。

2 本部会議

安全安心課

本部会議は、災害応急対策に関する重要案件を審議のうえ決定する。

本部員は、必要によりそれぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

[重要案件例]

- ① 被災状況や災害情報を把握し、優先される応急対策について。
- ② 職員の動員状況や応急対策の実施状況を把握し、他団体等への応援要請について。
- ③ 警戒区域の設定について。
- ④ 避難所の開設状況を把握の上、必要な支援対策について。

- ⑤ 国及び県等への報告・要請事項について。
- ⑥ 自衛隊の派遣要請・受入れ及び撤収要請について。
- ⑦ 広報すべき事項・文案及び優先順位について。
- ⑧ 災害ボランティアの受入れ・協力体制について。
- ⑨ 緊急輸送道路等の交通規制等の要請について。

3 災害対策本部員付及び災害対策本部情報連絡員

安全安心課

(1) 災害対策本部員付

災害対策本部員付は、本部員がそれぞれ指揮監督する所属職員のうちから指名する者をもって充て、本部員の事務を補助し、当該本部員に事故あるときは、その職務を代行する。

(2) 災害対策本部情報連絡員

災害対策本部情報連絡員は、総務部長が指名する者をもって充て、災害対策本部長の指示により公立館林厚生病院、館林地区消防組合等へ派遣し、対応状況や市への要請事項等を収集し、災害対策本部へ報告するとともに、市が把握した情報や市の対応状況、今後の対応等の情報提供を行う。

4 現地配備員

安全安心課・現地配備員

市長は、現地配備員をあらかじめ定めておき、状況により増員するものとする。
 現地配備員は、「現地配備員の活動」(資料集)に定める事務を担当する。

資料集

現地配備員の活動 (P13)

5 関係機関への通報

秘書課・企画課・安全安心課

本部を設置又は廃止したときは、速やかに次表の機関にその旨を通報するものとする。

通 報 又 は 公 表 先	通 報 担 当 課	通 報 又 は 公 表 方 法
庁 内 各 課	財 政 課	庁内放送、電話、口頭等その他迅速な方法
出 先 機 関	各 主 管 課	電話、F A X、口頭等その他迅速な方法
県 危 機 管 理 室 及 び 館 林 行 政 県 税 事 務 所	安 全 安 心 課	県防災行政無線、電話、F A X、文書、Lアラート (災害情報共有システム)等その他迅速な方法
館 林 地 区 消 防 組 合	〃	県防災行政無線、電話、F A X、文書等その他迅速な方法
館 林 警 察 署	〃	電話、F A X、文書等その他迅速な方法
指定地方行政機関、 指定公共機関及び 指定地方公共機関	企 画 課	〃
隣接市町、公共的団体	〃	〃
一 般 市 民	秘 書 課	市ホームページ、市ツイッター、広報車、電話、口頭等 (区長を通じ市民に)

報 道 機 関	〃	電話、FAX、文書、口頭、Lアラート（災害情報共有システム）等
---------	---	---------------------------------

6 災害対策本部の活動の優先順位

安全安心課

- (1) 災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することは困難である。したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。活動の優先順位は、別表4（P93）の初動対応時の時系列応急対応表を参照する。
- (2) 災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

7 本部連絡会議

安全安心課

各部相互の連絡調整及び各種情報の収集を行うため、災害対策本部員付を指名された者で構成する本部連絡会議を開催する。

8 緊急支援チームの設置

企画課・人事課

災害対応に係る多大な事務量や多岐にわたり単独の部署で処理するには効率的ではない事務が発生した場合には、庁内若しくは臨時的雇用などにより必要な人員を確保し、緊急支援チームを設置することが出来る。

9 災害対策本部の廃止

安全安心課

災害対策本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

10 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

安全安心課

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。

なお、この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

第3 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の組織編成

安全安心課

災害対策本部の組織は別表1、動員数は別表2、事務分掌は別表3のとおりとする。

2 市長の職務代理者の決定

安全安心課

市長が災害発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次の順位によるものとする。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務部長

3 本部の標識の掲示

安全安心課

本部を設置した場合は、市役所正面玄関又は適当な場所に「館林市災害対策本部」の標識を掲示するものとする。

4 現地災害対策本部

安全安心課

次のいずれかに該当する場合に、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策活動を行う。

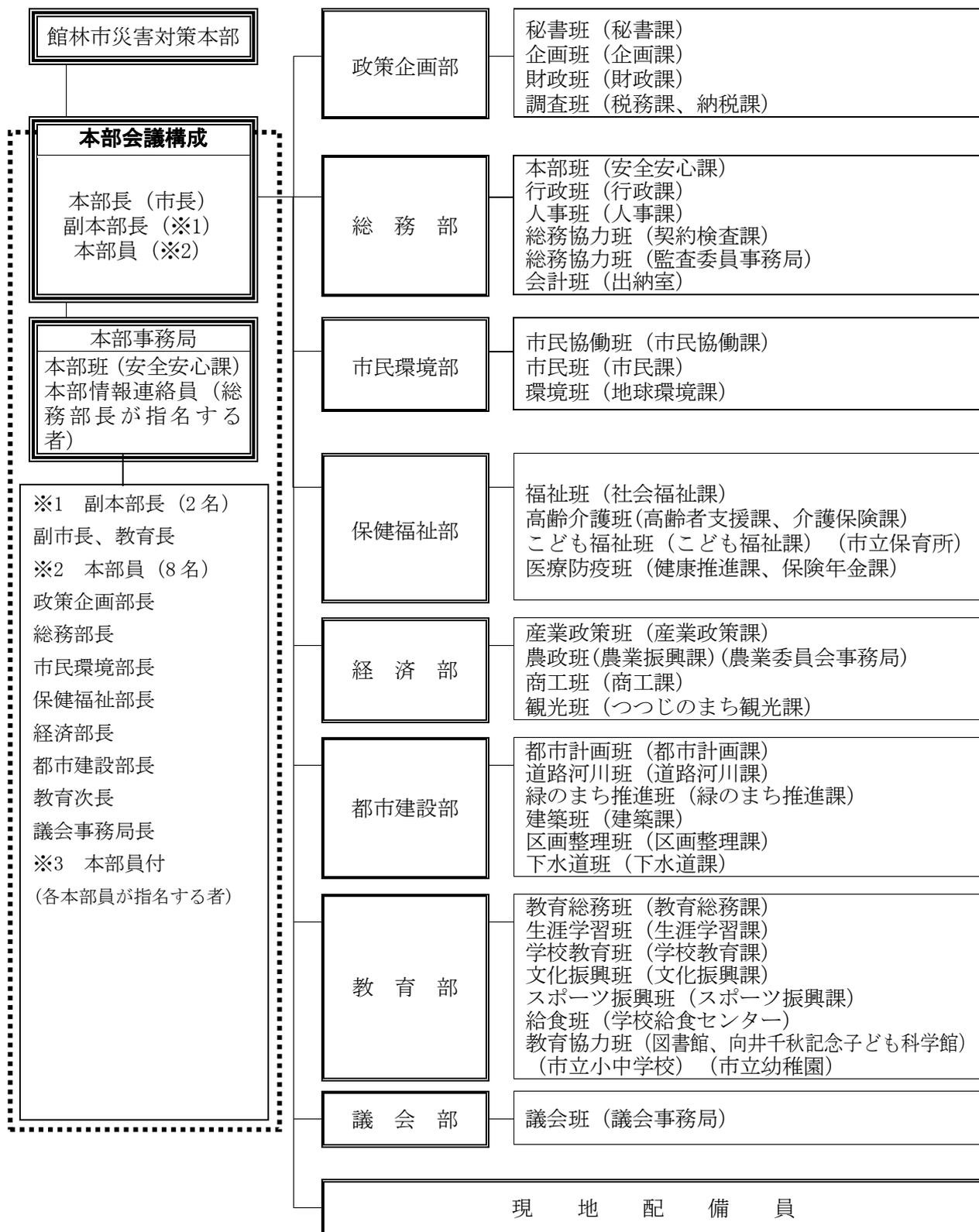
- (1) 災害対策本部長は、災害地が本部から遠隔の場合、又は本部との通信連絡に円滑を欠く場合等特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

5 初動時の対応

安全安心課

災害対策本部の初動対応については、以下の別表4の初動対応時の時系列応急対応表によるものとする。

別表1 災害対策本部の組織



別表2 動員表(令和元年度)

※一部事務組合は除く。

No.	部	班	初期 動員	1号 動員	2号 動員	3号 動員	現地 配備員
1	政策企画部	秘書班(秘書課)	1	3	5	8	1
		企画班(企画課)	1	3	4	8	1
		財政班(財政課)	1	2	4	10	1
		調査班(税務課、納税課)	2	6	20	39	4
2	総務部	本部班(安全安心課)	11	11	11	11	
		行政班(行政課)	1	3	6	9	1
		人事班(人事課)	1	2	3	7	2
		総務協力班(契約検査課)	1	2	3	3	2
		総務協力班(監査委員事務局)	1	2	2	2	1
		会計班(出納室)	1	2	3	4	2
3	市民環境部	市民協働班(市民協働課)	1	2	5	8	1
		市民班(市民課)	2	4	7	12	
		環境班(地球環境課)	1	7	12	17	2
4	保健福祉部	福祉班(社会福祉課)	2	7	10	21	3
		高齢介護班(高齢者支援課、 介護保険課)	2	7	14	28	2
		こども福祉班(こども福祉課)	1	26	61	95	1
		医療防疫班(健康推進課、 保険年金課)	6	10	21	40	2
5	経済部	産業政策班(産業政策課)	1	3	5	8	1
		農政班(農業振興課、 農業委員会事務局)	3	5	12	21	1
		商工班(商工課)	1	3	5	10	1
		観光班(つつじのまち観光課)	1	3	7	11	1
6	都市建設部	都市計画班(都市計画課)	1	3	7	11	1
		道路河川班(道路河川課)	4	13	19	19	
		緑のまち推進班(緑のまち推進課)	3	6	10	10	
		建築班(建築課)	1	3	9	10	
		区画整理班(区画整理課)	2	4	8	13	
		下水道班(下水道課)	3	3	7	12	
7	教育部	教育総務班(教育総務課)	3	3	5	8	
		生涯学習班(生涯学習課)	3	26	28	34	
		学校教育班(学校教育課)	51	85	86	86	
		文化振興班(文化振興課)	2	4	8	16	1
		スポーツ振興班(スポーツ振興課)	1	3	8	11	1
		給食班(学校給食センター)	2	3	4	4	
		教育協力班(図書館、 向井千秋記念子ども科学館)	2	6	11	13	2
8	議会部	議会班(議会事務局)	1	1	2	4	1
合 計			123	279	432	623	36

※配備数に現地配備員は含めないものとする。

※初期動員、1号動員、2号動員、3号動員、現地配備員の人数は、毎年変更することがある。

別表3 災害対策本部事務分掌

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分掌事務
政策企画部 (政策企画部長)	秘書班 (秘書課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長及び副市長の秘書に関する事。 2 災害関連情報の広報伝達に関する事。 3 映像記録及び資料の収集・整理に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 災害情報等のインターネットへの情報発信に関する事。 6 部内各班の協力に関する事。
	企画班 (企画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急支援チームの編成に関する事。 2 国、県等関係機関、団体との連絡調整に関する事。 3 復興計画の策定に関する事。 4 災害関連情報の統括に関する事。 5 情報システムの災害時における活用・調整に関する事。 6 部内の総合調整及び政策企画部関連業務で班に属さない事項に関する事。
	財政班 (財政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算の編成、執行に関する事。 2 庁舎の保全に関する事。 3 市有財産の災害対策に関する事。 4 備蓄物資の活用に係る総合調整に関する事。 5 市有車両の災害対策のための配車に関する事。 6 災害救助法等に基づく輸送業務に関する事。 7 輸送機関との連絡調整に関する事。 8 部内各班の協力に関する事。
	調査班 (税務課長) (納税課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家等建築物被害状況及び人的被害調査に関する事。 2 災害に伴う市税の申告期限の延長及び減免等の市税緩和措置に関する事。 3 部内各班の協力に関する事。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
総 務 部 (総務部長)	本 部 班 (安全安心課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置、解除及び庶務に関する事。 2 本部の総括に関する事。 3 市長の命令等の伝達に関する事。 4 職員の動員及び増員に関する事。 5 各部との連絡調整に関する事。 6 国、県への報告、調整に関する事。 7 消防本部、警察等関係機関との連絡調整に関する事。 8 ライフライン関係機関との連絡調整に関する事。 9 自衛隊の派遣要請及び受入れに関する事。 10 災害関連情報の収集及び伝達に関する事。 11 応援協定に基づく応援要請に関する事。 12 収集した情報の分析及び対応の検討に関する事。 13 国等の視察対応に関する事。 14 防災行政用無線の統制に関する事。 15 災害救助法の適用等に関する事。 16 被災者生活再建支援法に関する事。 17 その他いずれの部又は班に属さない事項に関する事。
	行 政 班 (行政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の個人情報の保護に関する事。 2 重要文書及び公印の保全に関する事。 3 緊急で重要な法律問題に対する支援に関する事。 4 災害時の市議会に関する事。 5 行政区等地域住民組織との連絡調整に関する事。 6 自主防災組織との連絡調整に関する事。 7 罹災証明書の交付に関する事。 8 部内の総合調整及び総務部関連業務で班に属さない事項に関する事。
	人 事 班 (人事課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関する事。 2 災害派遣職員の受入れ及び配置に関する事。 3 市職員及び家族の被災状況の調査に関する事。 4 緊急支援チームの編成に関する事。 5 職員の災害派遣、メンタルヘルスに関する事。 6 職員への食糧等の配給に関する事。 7 部内各班の協力に関する事。
	総 務 協 力 班 (契約検査課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の協力に関する事。
	総 務 協 力 班 (監査委員事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の協力に関する事。
	会 計 班 (出納室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害経費の出納に関する事。 2 義援金の一時保管に関する事。 3 部内各班の協力に関する事。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
市民環境部 (市民環境部長)	市民協働班 (市民協働課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアとの協力体制にかかる情報収集及び連絡調整に関する事。 2 外国人への情報提供、相談に関する事。 3 部内の総合調整及び市民環境部関連業務で班に属さない事項に関する事。
	市民班 (市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 行方不明者の受付に関する事。 2 被災者の実態調査に関する事。 3 災害救助法等に基づく遺体の捜索、収容及び埋火葬に関する事。 4 部内各班の協力に関する事。
	環境班 (地球環境課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関する事。 2 死亡獣畜処理(家畜以外)に関する事。 3 災害による環境汚染の調査に関する事。 4 放射性物質の影響に関する事。 5 被災地のし尿処理に関する事。 6 井戸水の水質検査等に関する事。 7 避難所等の仮設トイレの調達・設置に関する事。 8 被災者のペット対策に関する事。 9 清掃施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事。 10 災害時の廃棄物処理に関する事。 11 被災地の応急的清掃に関する事。 12 館林衛生施設組合との連絡、調整に関する事。 13 部内各班の協力に関する事。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
保健福祉部 (保健福祉部長)	福祉班 (社会福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設避難所の開設・運営・管理に関する事 2 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 日本赤十字社その他社会福祉団体との連絡調整に関する事 4 (社福)館林市社会福祉協議会との連絡調整に関する事 5 障がい者等要配慮者の安全確保に関する事 6 障がい者の被災状況の把握に関する事 7 福祉避難所の開設・運営・管理に関する事 8 食品の給与に関する事 9 生活必需品の給与・貸与に関する事 10 救援物資の給与に関する事 11 義援物資・義援金の募集、配分に関する事 12 災害救助法等に基づく救助に関する事 13 災害弔慰金等の支給に関する事 14 災害援護資金貸付金等の貸付に関する事 15 部内の総合調整及び保健福祉部関連業務で班に属さない事項に関する事
	高齢介護班 (高齢者支援課長) (介護保険課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等要配慮者の安全確保対策に関する事 2 高齢者の被災状況の把握に関する事 3 高齢者福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4 福祉避難所の開設・運営・管理に関する事 5 福祉避難所への専門的なスタッフの確保・派遣に関する事 6 部内各班の協力に関する事
	こども福祉班 (こども福祉課長) 市立保育所 (施設長) 児童センター等 (施設長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の安全確保対策に関する事 2 保育所等児童福祉施設の被害調査と応急復旧に関する事 3 保育所等児童福祉施設の災害対策に関する事 4 保育所等児童福祉施設避難所の開設・運営・管理・協力に関する事 5 災害時における園児の避難に関する事 6 部内各班の協力に関する事
	医療防疫班 (健康推進課長) (保険年金課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び救護所の開設・運営・管理に関する事 2 救護班の配備計画に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 医療機関の被災状況の把握に関する事 5 医薬品等の調達及び配分に関する事 6 臨時予防接種に関する事 7 災害時の助産に関する事 8 避難者等のメンタルヘルスに関する事 9 災害時の防疫に関する事 10 災害救助法等に基づく医療に関する事 11 部内各班の協力に関する事

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
経 済 部 (経済部長)	産 業 政 策 班 (産業政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の産業対策の総合調整に関すること。 2 燃料の供給に関する情報の取りまとめに関すること。 3 市民の安全のために重要な施設等への燃料の供給の要請に関すること。 4 市民の就労支援に関すること。 5 部内の総合調整及び経済部関連業務で班に属さない事項に関すること。
	農 政 班 (農業振興課長) (農業委員会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 農道、農業用水路等の被害調査及び復旧に関すること。 3 農業水利の調整に関すること。 4 被害農作物の技術指導に関すること。 5 食料の調達及び供給に関すること。 6 農産物の応急供給確保に関すること。 7 農業の災害関係融資に関すること。 8 死亡獣畜処理(家畜)に関すること。 9 農作物の風評被害対策に関すること。 10 部内各班の協力に関すること。
	商 工 班 (商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 被災商工業者への災害関係融資に関すること。 3 生活物資の調達及び輸送に関すること。 4 災害救助法等に基づく正業に必要な資金の貸与に関する こと。 5 商工業団体との連絡調整に関すること。 6 部内各班の協力に関すること。
	観 光 班 (つつじのまち観光課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 観光業団体との連絡調整に関すること。 3 観光客の安全確保に関すること。 4 部内各班の協力に関すること。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
都市建設部 (都市建設部長)	都市計画班 (都市計画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 復興計画に関する事。 2 被災宅地危険度判定に関する事。 3 部内の総合調整及び都市建設部関連業務で班に属さない事項に関する事。
	道路河川班 (道路河川課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設業者との連絡調整に関する事。 2 建設機械・車両の借上げ・配車及び建設資材の確保調達に関する事。 3 土木建設に係る救援労力の要請及び受入れ配置に関する事。 4 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する事。 5 河川、道路及び橋梁の危険箇所等の把握、警戒、応急措置及び復旧に関する事。 6 災害救助法等に基づく障害物の除去に関する事。 7 緊急輸送路の確保に関する事。 8 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に関する事。 9 部内各班の協力に関する事。
	緑のまち推進班 (緑のまち推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 造園業者との連絡調整に関する事。 2 公園施設等の被害調査、報告、応急措置、復旧及び必要な対策に関する事。 3 部内各班の協力に関する事。
	建 築 班 (建 築 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設業者との連絡調整に関する事。 2 建設機械・車両の借上げ・配車及び建設資材の確保調達に関する事。 3 土木建設に係る救援労力の要請及び受入れ配置に関する事。 4 市営住宅等の被害調査及び応急対策に関する事。 5 被災建築物応急危険度判定に関する事。 6 被災宅危険度判定に関する事。 7 災害救助法等に基づく住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設に関する事。 8 市営住宅への応急入居の確保に関する事。 9 建築基準法及び耐震改修促進法に関する事。 10 部内各班の協力に関する事。
	区 画 整 理 班 (区画整理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地区画整理地区の被害調査、報告、応急措置、復旧及び必要な対策に関する事。 2 部内各班の協力に関する事。
下 水 道 班 (下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査・応急復旧及び災害復旧工事に関する事。 2 災害時の排水施設の管理に関する事。 3 下水道工事事業所等との連絡調整に関する事。 4 下水道に係る総合相談窓口に関する事。 5 部内各班の協力に関する事。 	

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
教 育 部 (教育次長)	教 育 総 務 班 (教育総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係災害情報の収集に関する事。 2 市教育委員会所管施設の避難所開設の総括に関する事。 3 関係機関との連絡に関する事。 4 部内の連絡及び情報収集、総合調整に関する事。 5 部内の総合調整及び教育部関連業務で班に属さない事項に関する事。
	生 涯 学 習 班 (生涯学習課長) (公民館長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 生涯学習施設等の避難所開設・運営・管理に関する事。 3 救援物資集積地の開設に関する事。 4 関係団体への協力要請に関する事。 5 部内各班の協力に関する事。
	学 校 教 育 班 (学校教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児・児童・生徒の安全確保対策に関する事。 2 学校施設の被害調査と応急復旧に関する事。 3 教職員の災害対策のための確保・動員に関する事。 4 災害時の応急教育に関する事。 5 災害救助法等に基づく学用品の調達及び供与に関する事。 6 学校避難所の開設・運営・管理に関する事。 7 部内各班の協力に関する事。
	文 化 振 興 班 (文化振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 文化施設の避難所開設・運営・管理に関する事。 3 文化財の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 部内各班の協力に関する事。
	ス ポ ー ツ 振 興 班 (スポーツ振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園競技施設及び社会体育施設の被害調査及び復旧に関する事。 2 公園競技施設及び社会体育施設の避難所開設・運営・管理に関する事。 3 部内各班の協力に関する事。
	給 食 班 (学校給食センター所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の学校給食に関する事。 2 災害救助法等に基づく被災者の炊出しに関する事。 3 部内各班の協力に関する事。
	教 育 協 力 班 (図書館長) (向井千秋記念子ども科学館長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の協力に関する事。
	市 内 各 小 中 学 校 (学校長) 市 立 幼 稚 園 (施設長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校等の災害対策に関する事。 2 避難所の開設・管理・運営・協力に関する事。

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 掌 事 務
議 会 部 (議会事務局長)	議 会 班 (議会事務局次長)	1 議員からの情報収集及び情報伝達に関すること。 2 議員からの相談に関すること。

別表4 初動対応時の時系列応急対応表

[市長の初動対応]

	主な応急活動内容		
	地震発生～12時間位まで	地震発生12時間位～3日位まで	3日位から1週間位まで
市長の初動対応	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置、動員、初期活動の指示 本部会議の招集、本部連絡員の配備 必要に応じ、現地災害対策本部の設置 必要に応じ、現地配備員の派遣 避難所開設の指示 必要に応じ、警戒区域の設定 必要に応じ、避難勧告等の指示 自衛隊への災害派遣要請 市民への広報指示 	<ul style="list-style-type: none"> 他団体等への応援要請 県防災ヘリコプターの要請 自衛隊への災害派遣要請（継続） 必要に応じ、警戒区域の設定（継続） 必要に応じ、避難勧告等の指示（継続） 国、県及び関係機関への報告 救急・救助活動、医療活動の指示 必要に応じ、交通規制の実施及び要請 避難所運営支援の指示 食料、飲料水、燃料、生活物資の調達・供給指示 市民への広報指示（継続） ライフライン情報の広報指示 ボランティアの受入れ体制整備を指示 義援物資、義援金の受入れ体制整備を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン情報の広報指示（継続） 必要に応じ、警戒区域の設定（継続） 必要に応じ、避難勧告等の指示（継続） 保健衛生・防疫・廃棄物処理・障害物除去活動の指示 国、県及び関係機関への報告（継続） 救急・救助活動、医療活動の指示（継続） 必要に応じ、交通規制の実施及び要請（継続） 避難所運営支援の指示（継続） 食料、飲料水、燃料、生活物資の調達・供給指示（継続） 市民への広報指示（継続） ボランティアの受入れ体制整備を指示（継続） 義援物資、義援金の受入れ体制整備を指示（継続）

[災害対策本部各班の初動対応]

主な項目	班名	主な応急活動内容		
		地震発生～12 時間位まで	地震発生 12 時間位～3 日位まで	3 日位から 1 週間位まで
被害情報の収集	秘書班 企画班 本部班 行政班 教育総務班	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民及び各部署からの被害情報の収集伝達 ● 消防本部、消防団からの被害情報の収集伝達 ● その他からの被害情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物等の被害情報の収集伝達 ● ライフライン被害情報の収集伝達 ● 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 ● 被災者への生活情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への生活情報の収集伝達
市民への広報	秘書班 企画班 本部班 市民協働班	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況（特に火災）に関する情報 ● 避難勧告及び安全な避難場所に関する情報 ● パニック防止を促す情報 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種被害状況に関する情報 ● 避難所に関する情報の広報 ● 救援救護に関する情報 ● 行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフライン等の復旧に関する情報 ● 避難所に関する情報の広報 ● 救援救護に関する情報 ● 総合相談窓口の開設に関する情報
避難対策	福祉班 高齢介護班 こども福祉班 医療防疫班 商工班 教育総務班 生涯学習班 学校教育班 文化振興班 スポーツ振興班 給食班 市内各小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の開設、運営 ● 避難人員及び避難状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の運営 ● 避難所への飲料水、食糧、燃料、生活必需品等の供給 ● 仮設トイレの設置及び衛生管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨時無料電話等の設置 ● 避難人員、生活状況の実態把握
広域応援の要請	本部班 市民協働班 福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊の派遣要請と受入 ● 災害救助法適用の要請 ● 県、隣接市町等への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域応援の受入 ● 救援物資の受入 ● ボランティアの受入 	
人命救出 ・医療活動	市民班 医療防疫班	<ul style="list-style-type: none"> ● 生き埋め者等の救出活動 ● 負傷者等の救急医療活動 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生き埋め者等の救出活動 ● 負傷者等の救急医療活動 ● 医療救護所の開設、運営 ● 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者等の救急医療活動 ● メンタルケア

主な項目	班名	主な応急活動内容		
		地震発生～12時間位まで	地震発生12時間位～3日位まで	3日位から1週間位まで
救援救護活動	福祉班 医療防疫班 農政班 商工班 生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水、食糧の確保及び供給 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水、食糧の供給 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の配給
交通規制・ 緊急輸送・防犯	財政班 道路河川班	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制及び交通処理 緊急輸送路の確保 地域の安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制及び交通処理 緊急輸送路の確保 地域の安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制及び交通処理 緊急輸送路の確保 地域の安全対策
要配慮者 への対応	福祉班 高齢介護班 こども福祉班 医療防疫班	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 重症要介護者の施設への受入 	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 要介護者の施設への受入
遺体搬送・ 安置・埋火葬	市民班		<ul style="list-style-type: none"> 遺体の安置、搬送 火葬場等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の安置、搬送 火葬場等の確保
ライフライン	本部班 道路河川班 下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧
廃棄物・ し尿・防疫対策	医療防疫班 道路河川班 環境班		<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ・し尿処理 がれき処理 防疫
生活再建	行政班 建築班 学校教育班			<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明等の交付準備 応急仮設住宅建設の準備 被災建築物応急修理の準備 学校再開の準備

第4 職員の非常参集

1 動員基準

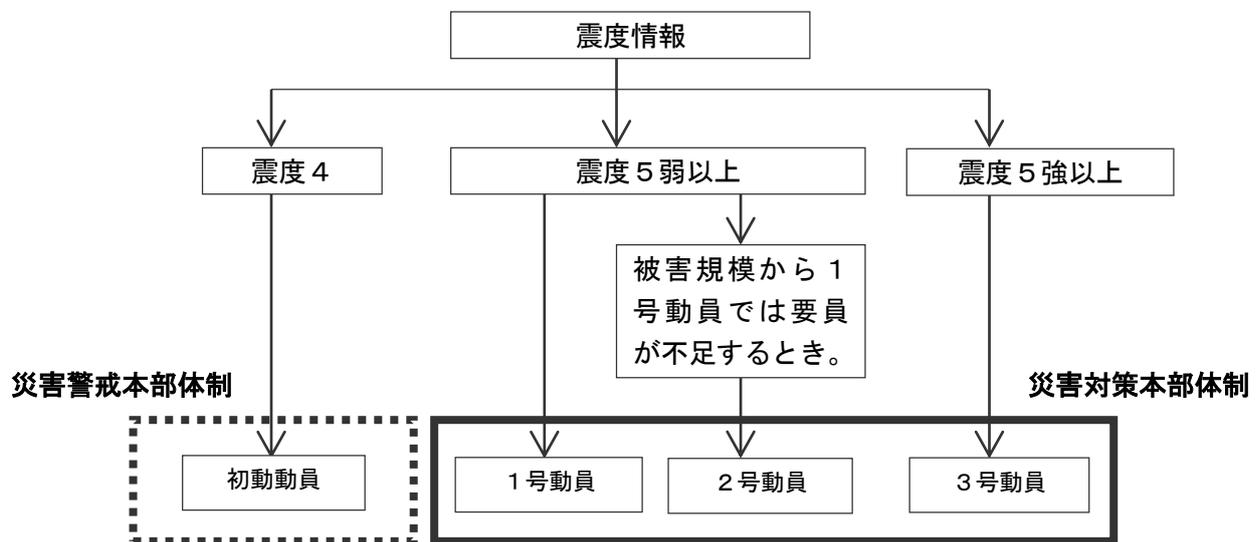
本部班

災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合の動員基準は、次のとおりとする。

(1) 動員基準（勤務時間内・勤務時間外共通）

動員	状 況	適 用 基 準
初期動員	本市の震度が4以上を記録したとき。 (各所属の約10%に相当する人数)	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。
1号動員	本市の震度が5弱以上を記録したとき。 (各所属の約25%に相当する人数)	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。
2号動員	本市の震度が5弱以上を記録したとき。 (各所属の約50%に相当する人数)	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて1号動員では要員が不足するとき。
3号動員	本市の震度が5強以上を記録したとき。 (全職員)	災害対策本部を設置し、各種応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて市の総力を挙げて対応する必要があるとき。

[震災時の配備フロー]



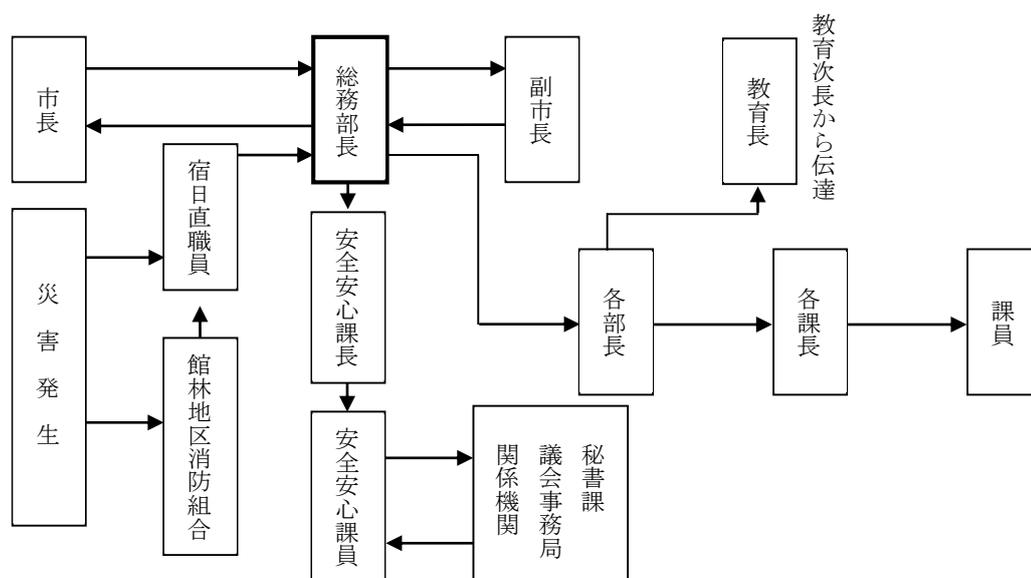
(2) 職員間の情報伝達体制

① 勤務時間内(庁内放送による)



- ・災害対策本部設置の場合は市長
- ・災害警戒本部設置の場合は総務部長

② 勤務時間外(休日・祝日含)



勤務時間外の対応については、電話、メール、緊急連絡網（動員計画）等により職員に周知し、参集が必要な場合には、速やかに参集を行うものとする。

また、各所属長は、職員の安否情報等を「職員の配備及び安否等確認票（別記様式1）」に記入する。

(3) 動員状況の報告

各所属長は30分ごとに職員の参集状況について、本部班に報告することとする。

本部班は各班の参集状況を「動員状況報告書(別記様式2)」に記入する。

また、動員が完了した際には、「職員の動員及び安否等確認票(別記様式1)」に記入する。

(4) 初動時の対応

初動時の応急対応については、「初動対応時の時系列応急対応表」を参照する。

(5) 現地配備員の登庁基準

- ① 市全域にわたり、重大な災害が発生するおそれがある場合、又は一地域に被害甚大な災害が発生し、市長が現地配備を指令したとき。
- ② 本市の震度が5弱以上を記録したとき。
- ③ その他予想されない重大な災害が市域内に発生したとき。

(6) 動員計画

各部・班は、職員一人ひとりに動員区分と職務内容を周知するとともに、職員の動員計画表（資料集）により、常に動員体制の整備に努めるものとする。

資料集

職員の動員計画表 (P106)

(様式2)

動員状況報告書

--

(/ 枚中)

日 時	課	課	課	課	課
動員予定人員	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人

日 時	課	課	課	課	計
動員予定人員	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人

- ※ 安全安心課は、各課からの情報に基づき、参集人数を記入する。
- ※ 動員予定人員欄には、動員基準に定める課内職員の数を記載する。

2 参集時の留意事項

本部班

(1) 参集

あらかじめ定められた職員は、次の場合には市本部に参集するものとする。

- ① 市内で震度4以上の地震が発生した場合（震度6弱以上の場合は、全職員の参集）
- ② 通信が途絶した際に、災害の発生を覚知した場合、又は登庁する必要があると判断した場合等

(2) 登庁場所

- ① 動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。
- ② 道路の決壊等により自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には、登庁可能となるまでの間、避難所に指定されている公共施設等に参集し、当該施設長の指揮を受けるものとする。なお、この場合には、速やかに所属長にその旨を連絡するとともに、登庁可能となり次第、登庁するものとする。

(3) 登庁の方法

登庁に当たっては震災の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

(4) 登庁時の留意事項

- ① 登庁に当たっては事故防止に十分に注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後、直ちに所属長に報告する。
- ② 所属長は、当該課員からの被害状況等や課員の参集状況を取りまとめ、本部班に報告する。

(5) 登庁の免除等

- ① 震災により、本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。
- ② 勤務場所あるいは最寄りの公共施設にも参集することができない場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

3 初動参集時の対応

本部班

(1) 初動参集時の対応

- ① 市役所内での情報収集に努める。（防災行政無線、電話、FAX）
- ② 関係機関からの情報を収集する。
- ③ ライフラインが絶たれた状況では、非常用発電機や無線機、携帯電話等の操作により被害状況の収集に努める。
- ④ 防災行政無線により適切な広報活動を展開する。
- ⑤ 参集状況に応じた命令系統の指示に従う。
- ⑥ 本部班内に災害情報を集約する。
- ⑦ 災害対策本部の設置準備にとりかかる。

(2) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害（※）等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこ

だわることなく、市長（市長が登庁していない場合には、第2「災害対策本部の組織」で定めた職務代理者）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行うものとする。

- ① 登庁職員の把握と任務付与
- ② 通信、報告・連絡手段の確保及び連絡員（伝令）の指名
- ③ 被害状態の把握（情報収集）
 - ア 職員の実査による収集
 - イ 館林警察署からの収集
 - ウ 館林地区消防組合からの収集
 - エ 区長からの収集
 - オ 報道関係機関からの収集
 - カ 他市町、県からの収集
 - キ 防災関係機関、関係団体からの収集
- ④ 被害状況の報告・連絡、応援要請
 - ア 県、防災関係機関等への報告・連絡
 - イ 自衛隊、相互応援協定締結市町村及び緊急消防援助隊等に対する応援要請

※激甚災害：地震や台風、豪雨などの被災地が、激甚災害法第2条に基づき政令で激甚災害として指定を受けると、被災地の復興費用にあてられる国庫補助金の割合が上がる。なお、激甚災害指定基準に基づき全国規模で指定基準を上回る規模となった異常気象に対して設定される激甚災害（本激）と、局地激甚災害指定基準に基づき市町村単位で指定基準を上回る規模となった異常気象に対して設定される激甚災害（局激）の2種類がある。

第5 広域応援の要請

災害発生時に、市のみでは応急対策の実施が困難な場合には、他市町、県等に応援を要請し、迅速な応急対策を推進するものとする。

1 市が行う応援の要請

本部班

市は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 他市町に対する応援の要請

災害対策基本法第67条の規定に基づき、市長が他の市町村の長に対し応援を求める。

災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、市長が知事に対し応援を求める。

(3) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

市は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理室）を通じて総務省に対し災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。

また、市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。

2 館林地区消防組合が行う応援の要請

館林地区消防組合

- (1) 館林地区消防組合は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請するものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、緊急消防援助隊の応援等を必要とするときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき災害対策本部長に応援等を要請するものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援等要請者は知事であるので、災害対策本部長が知事に対して応援等要請のための連絡をする。

3 市が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

本部班

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、市長が指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、市長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明示して、文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。なお、市長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次の事項を明示して、文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

4 応援協定に基づく要請

本部班・下水道班

市は、県内外の市町村等と締結している応援協定に基づき、災害時の応援を要請するものと

する。

5 受援体制の確立

本部班

- (1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

6 広域的な応援体制

本部班

- (1) 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

7 大規模災害による機能低下した場合の国、県による応援、応急措置の代行による支援強化

本部班

指定行政機関又は指定地方行政機関は、基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、市が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

第6 県防災ヘリコプターの要請

災害が発生した場合、広域的で機動性に富んだ活動が可能である県防災ヘリコプターを要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 実施責任者

本部班

県防災ヘリコプターの緊急運航に関する要請は、「群馬県防災航空隊支援協定」の定めるところにより、災害対策本部長が実施するものとする。

2 県防災ヘリコプターの要請

本部班

要請の基準は、次のいずれかに該当し、県防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

- (1) 館林地区消防組合の消防力のみでは、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) 県防災ヘリコプターの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認

められる場合

- (4) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3 ヘリポート予定地の活用

財政班

災害時における市のヘリポート適地は、資料集に掲載のとおりである。

資料集

ヘリポート適地 (P12)

第7 自衛隊への災害派遣要請

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第68条の2又は自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣要請を要求する場合の手続き等は、以下に定めるとおりとする。なお、自衛隊の災害派遣要請者は知事であるので、災害対策本部長が知事に対して災害派遣要請の依頼をするものとする。

1 要請する災害

本部班

災害における人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合に、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

2 自衛隊の活動範囲

本部班

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次の活動を行う。

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のために必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索、救助
- (4) 堤防等の決壊に対する水防活動
- (5) 消防機関の消火・救助・水防活動への協力
- (6) 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- (7) 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 被災者に対する炊出し及び給水支援
- (11) 救援物資の支給又は貸付の支援（防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令）
- (12) 交通規制への支援
その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項
- (13) その他（知事が必要と認め自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊と協議して決定する。）

3 派遣要請依頼の手続き

本部班

自衛隊の災害派遣要請依頼の手続きは、別記様式1に基づき依頼する。なお、口頭で依頼した場合は事後文書を送達するものとする。また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、市の災害の状況を第12旅団に直接通知するものとする。

4 自衛隊との連絡

本部班

災害対策本部長は、自衛隊の派遣要請を必要とする場合には、知事に要請の依頼を行うほか、直接自衛隊に当該地域の被害状況など積極的に情報連絡を行い、迅速な災害対処を容易にするものとする。

5 派遣部隊の受入れ

本部班

災害対策本部長は、派遣される部隊に対し、次の事項に留意し、受入れ体制の整備を行う。

- (1) 救援作業に必要な資材を速やかに調達すること。
- (2) 派遣部隊の宿泊施設の手配を行うこと。
- (3) ヘリポートの使用に先立ち、予定施設の管理者の了解を得ておくこと。
- (4) 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努めること。

6 自衛隊の自主派遣

本部班

大規模な災害等が発生し、通信の途絶等により、市、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

- (1) 自衛隊法第83条第2項ただし書により、知事の要請を待たないで部隊等を派遣する場合は、当該部隊の派遣命令権者は、その旨を速やかに知事に連絡するものとする。連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する区域の市町村その他関係機関に連絡するものとする。
- (2) 自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

7 自衛官の権限

本部班

(1) 権限の概要

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者（委託を受けた市の吏員及び警察官）がその場にはいない場合に限り、次の職権を行使することができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- ① 警戒区域を設定し、立入り制限、禁止、退去を命ずること。
- ② 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用・収用すること。
- ③ 現場の災害を受けた工作物・物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去その他

必要な措置を取ること。

- ④ 市民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

(2) 行使した場合の処置の概要

- ① 前記(1)の権限を行使した場合は、その旨を市長に通知する。
 ② 前記(1)中②及び③に係る土地・建物・工作物等の占有者等に対し、必要な事項を通知する。
 ③ 前記(1)中③に係る工作物等を除去した場合は、これを保管しなければならない。

8 派遣部隊の撤収要請

本部班

災害対策本部長は、派遣部隊の派遣期間又は派遣活動が終了し、自衛隊の部隊の活動が必要でなくなった場合には、直ちに知事（危機管理室長）に口頭又は文書（別記様式2）をもって、撤収要請の手続きを依頼する。なお、口頭で依頼した場合は、事後速やかに文書を送達するものとする。

9 費用負担区分

本部班

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊の活動した市の負担とする。ただし、2以上の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 宿泊施設の借上料
 (2) 宿泊施設の汚物処理費用
 (3) 災害派遣活動に係る電気、ガス、上下水道及び電話料金
 (4) 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
 (5) 上記の費用以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議する。

別記様式1

自衛隊災害派遣要請依頼書

		年	月	日
群馬県知事	あて			
		市長	印	
自衛隊の災害派遣要請の要求について				
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。				
記				
1	災害の情况及び派遣を要請する事由			
2	派遣を希望する期間			
3	派遣を希望する区域及び活動内容			
4	その他参考となるべき事項			
	例) ・必要な車両、航空機、資機材			
	・必要な人員			
	・連絡場所及び連絡責任者			

別記様式2

自衛隊災害派遣部隊撤収依頼書

年 月 日

群馬県知事

あて

市長

印

自衛隊の災害派遣部隊撤収要請の要求について

下記のとおり自衛隊の災害派遣部隊の撤収を要請するよう要求します。

記

- 1 災害派遣部隊の撤収を要請する事由

第2節 発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1 地震情報の収集・連絡

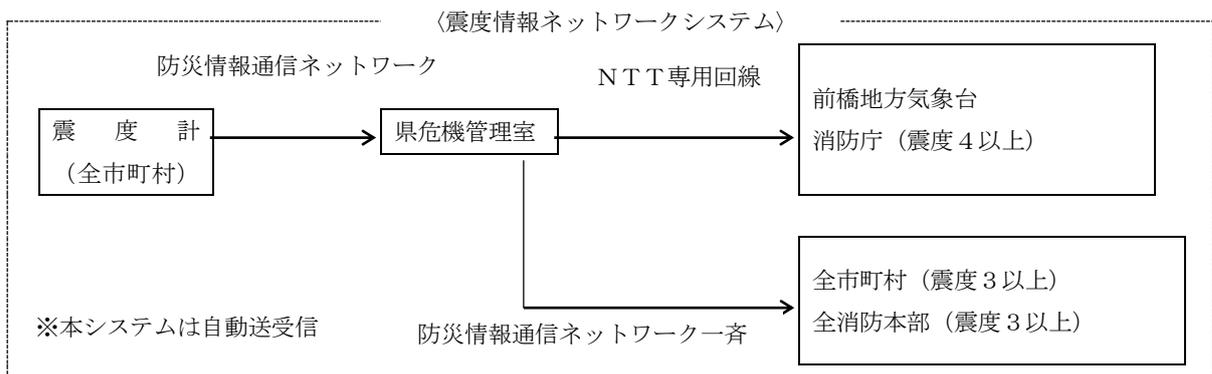
1 震度情報の収集及び連絡

安全安心課

(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達系統

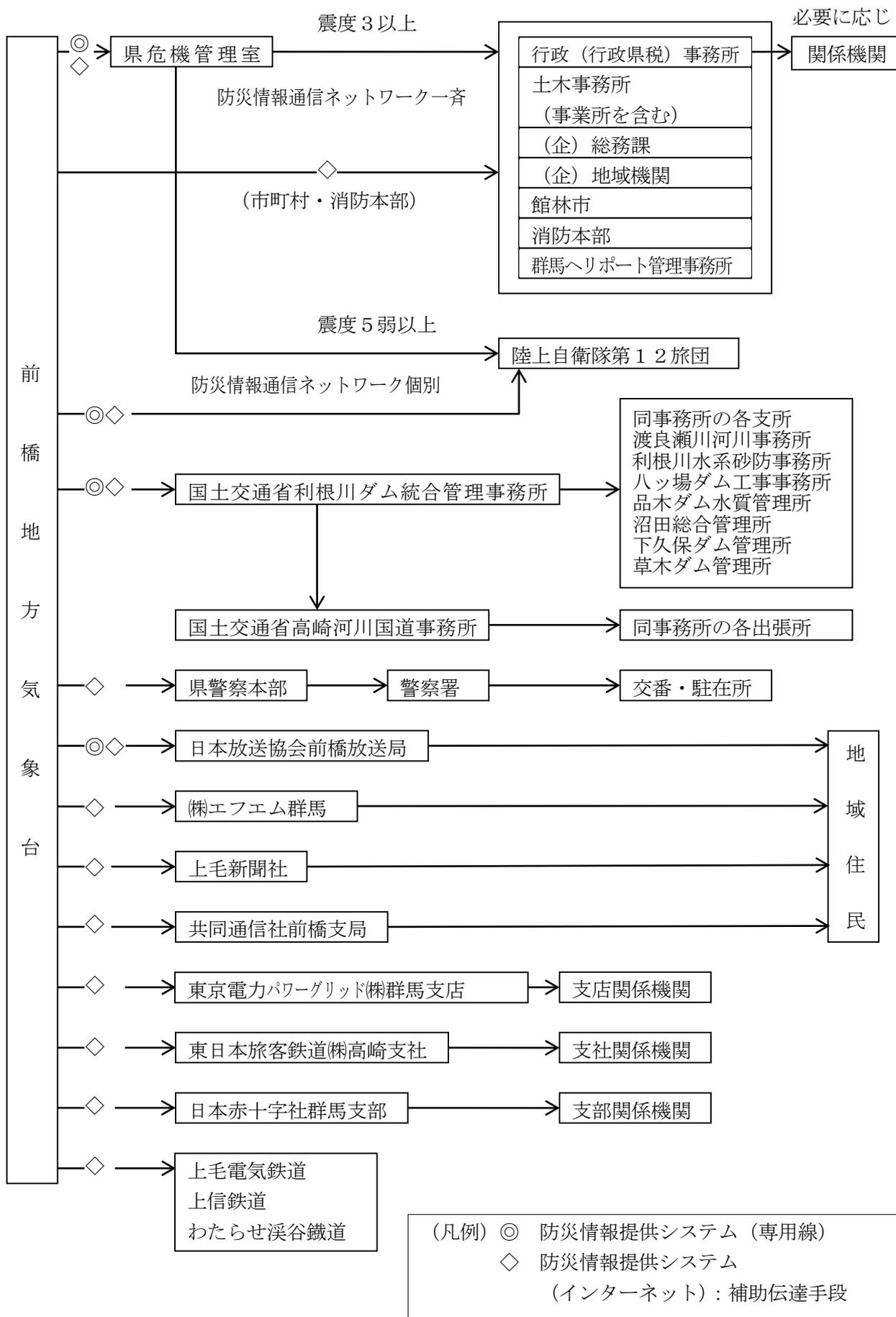
県（危機管理室）は、県内35市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達する震度情報ネットワークシステムを構築している。

市は、このシステムにより震度情報を早期に把握し、初動体制を適切かつ迅速に配備するものとする。



(2) 防災情報提供システム等による地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁の「防災情報提供システム（専用線）」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。さらに、補助伝達手段としての「防災情報提供システム（インターネット）」により県（危機管理室）その他の機関に伝達する。



第2 災害情報の収集・連絡

市は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。その際、次のことに留意するものとする。

- (1) 情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集する。
- (2) 情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないため、収集する際は、情報源を明らかにして収集する。
- (3) 災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を収集する。

1 被害報告等取扱責任者

本部班

災害対策本部長は、総務部長を被害報告取扱責任者とし、消防庁、県及び消防機関等へ被害報告等を迅速かつ的確に処理させるものとする。

2 被害等の調査・報告

本部班・企画班・財政班・調査班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども福祉班・
医療防疫班・農政班・商工班・道路河川班・緑のまち推進班・下水道班・教育総務班・
生涯学習班・学校教育班・協力応援機関（団体）

(1) 調査方法

- ① 被害状況等の調査は、次のとおり関係機関及び団体の協力、応援を得て実施するとともに情報を収集する。

被害調査事項	担当班	協力応援機関・（団体）
人的被害	調査班	館林市区長協議会、館林警察署、館林地区消防組合
住家等一般被害	調査班	館林市区長協議会、館林地区消防組合
医療関係被害	医療防疫班	館林市邑楽郡医師会、邑楽館林医療事務組合
防疫、衛生関係被害	医療防疫班 環境班	館林保健福祉事務所 東部環境事務所
農業関係被害	農政班	邑楽館林農業協同組合、東部農業事務所
商工業関係被害	商工班	館林商工会議所
土木施設関係被害	道路河川班	館林市建設業者、館林土木事務所
上下水道施設関係被害	本部班 下水道班	群馬東部水道企業団、館林管工設備協同組合 下水道排水設備指定工事店
公園施設等関係被害	緑のまち推進班	館林邑楽造園事業協同組合
市有財産関係被害	財政班	
社会福祉関係被害	福祉班 高齢介護班 こども福祉班	各施設の長
教育施設等関係被害	教育総務班 生涯学習班 学校教育班	各施設の長、東部教育事務所

被害調査事項	担当班	協力応援機関・(団体)
火災・災害情報	企画班 本部班	館林地区消防組合

- ② 市は、館林市内郵便局との「災害時における相互協力に関する協定」に基づき、郵便局職員から市内の被災状況等を調査する。
- ③ 前記①、②の調査により収集した被害情報は総務部長に集約し、総務部長は市長に報告する。

(2) 調査上の留意点

- ① 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。
- ② 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合する等、的確を期すること。

3 情報の収集、伝達

本部班

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録したうえでの非常通話や緊急通話の取扱い（第3「通信手段の確保」参照）、あるいは携帯電話を利用し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話がふくそうするので災害時優先電話等により防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

4 被害状況の報告

本部班

市における被害状況の報告は、災害対策基本法及び消防組織法に基づくものとする。

- (1) 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所を経由して県危機管理室に報告する。
- (2) この際、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理室に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁（資料集）に直接報告する。
- (3) 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。
- (4) 具体的な報告方法は次による。
 - ア 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に様式1「災害概況即報」（資料集）により報告する。
 - イ 被害状況即報

災害概況即報の後、様式2「被害状況即報」（資料集）及び「被害状況即報続紙」（資料集）により報告する。

報告の頻度は次による。

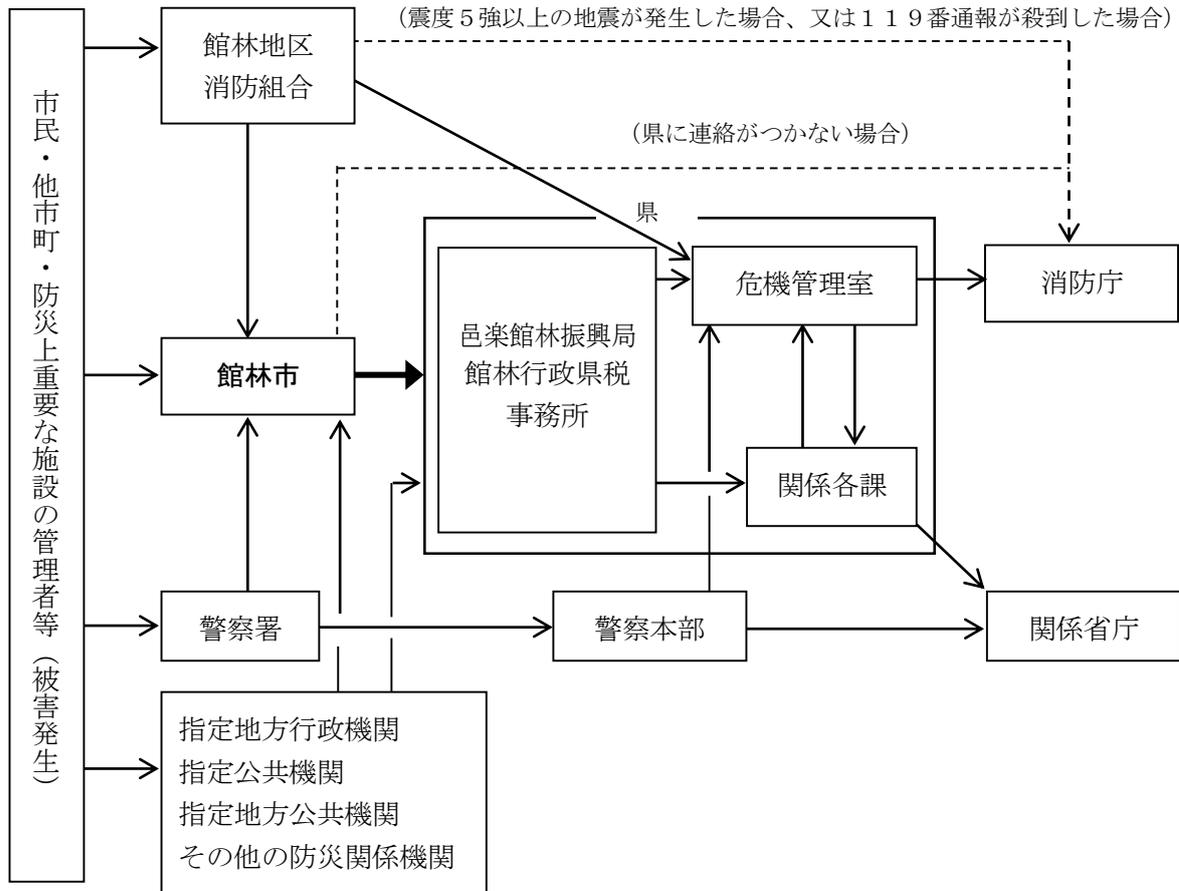
- a 第1報は、被害状況を確認し次第報告。
- b 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。
- c 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。
- ウ 災害確定報告
応急対策を終了した後、10日以内に様式4「災害確定報告」(資料集)及び様式5「災害確定報告続紙」(資料集)により報告する。
- エ 記入要領
 - a 被害認定基準(資料集)は、別表による。
 - b 続紙(様式3、様式5)の「被害の区分」は、様式2「被害状況即報」及び様式4「災害確定報告」の区分欄による。
 - c 続紙(様式3、様式5)の「被害発生地区」は、市内の行政区域による。
 - d 続紙(様式3、様式5)の「数(名称)」は、様式2「被害状況即報」及び様式4「災害確定報告」の区分欄に従い、次による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	-----	人数
○住家被害のうち全焼、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水	-----	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	-----	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	-----	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	-----	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通	-----	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	-----	戸数、回線数
○その他のうちブロック塀等	-----	箇所数
○火災のうち建物	-----	棟数
○火災のうち危険物その他	-----	名称

資料集

- 関係機関の連絡先 (P1)
- 様式1「災害概況即報」(P16)
- 様式2「被害状況即報」(P17)
- 様式3「被害状況即報続紙」(P19)
- 様式4「災害確定報告」(P20)
- 様式5「災害確定報告続紙」(P22)
- 被害程度の認定基準 (P14)

[被害情報連絡系統図]



(凡例) → : 様式1~5の報告を実施する。

5 被害程度の認定基準

本部班

被害状況の報告に当たっての「被害程度の認定基準」は、資料集のとおりである。

資料集

被害程度の認定基準 (P308)

第3 通信手段の確保

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。このため市及びその他の防災関係機関は、各種の有線・無線等の通信手段を有効に活用し効果的な運用を図るものとする。

1 災害時における通信の方法

本部班

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

① 県防災行政無線

- ア 県防災行政無線は、県と県内各市町、消防本部、県地域機関とを有機的に結んでいる。
- イ 市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県地域機関や近隣市町等との連絡に活用する。

② 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

(2) 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	= 県防災行政無線・NTT回線
市	↔	消防署	= 県防災行政無線・NTT回線・衛生電話回線
市	↔	警察	= NTT回線
市	↔	各区長	= NTT回線・広報車

(3) 一般加入電話回線の優先利用

① 災害時優先電話

災害時優先電話とは、災害の救援、復旧や公共の秩序維持に関係する機関に設置するもので、NTTであらかじめ登録されている。被災地及びその途中にあるすべての電話設備が被災しない限り優先的に通話が可能となっている。

市は、NTTにあらかじめ登録してある災害時優先電話を使用して、災害時の電話混雑時における優先的な通信を行う。なお、災害時優先電話は、発信のみ優先となっており、相手が話中の場合は一般加入電話と同様に接続できないため、緊急時には発信専用とする。

資料集

防災行政無線 (P10)

(4) 他機関の通信設備の利用

災害により有線通信が途絶し、又は災害に関する要請、伝達及び応急措置を実施するときは、災害対策基本法第57条又は同法第79条の規定に基づき利用できる。近隣地域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

- ① 警察無線……………館林警察署
- ② 消防無線……………館林地区消防組合消防本部
- ③ NTT無線……………NTT東日本群馬支店

(5) 非常通信の確保

災害により有線通信等による通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき非常通信（※）の確保を図るものとする。

※電波法第52条の規定[非常通信]：地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき

に人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

① 非常通信の発受

非常通信の発受は、無線局をもった者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼によりこれを行うものとする。

② 発信依頼要請

発信依頼は次の要領で発信を希望する通信文を電報頼信紙（なければ適宜の用紙で可）に記載し、依頼先の無線局に持参する。

ア 冒頭に「非常」と朱書きする。

イ あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

ウ 本文を200字以内で記載する。（濁点、半濁点は字数に数えない。）

エ 末尾に発信者の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

オ 災害時優先電話の利用

(6) アマチュア無線の協力要請

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、館林アマチュア無線クラブに協力を求め、通信の確保を図るものとする。

(7) すべての通信が途絶した場合の措置

災害によりすべての通信が途絶した場合には、防災機関までの連絡、災害現場等への指示などは、被災状況に応じてバイク、自転車、徒歩等により使者を派遣して通信を確保する。

第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民の心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1 広報活動

災害発生時において、広報活動を通じて市民に正確な情報を周知し、市民の心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

1 広報内容

本部班・秘書班

災害の規模、態様に応じて、市民に関係のある次の事項について広報する。

<p>■緊急情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生した地震の震源・規模 ・二次災害の危険性 ・余震の可能性 ・応急対策の実施状況 ・市民、関係団体等に対する協力要請 ・避難所の名称・所在地・対象地区 ・避難時の注意事項 ・交通規制の状況 ・交通機関の運行状況 ・総合相談窓口 ・市民の安否 	<p>■生活情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン情報 ・道路情報 ・食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 ・受診可能な医療機関・救護所の所在地 ・被害状況 ・住宅情報 ・ごみの収集・災害ごみの撤去情報 ・ボランティアの情報 ・復旧状況 ・治安情報 ・総合相談窓口の開設状況 ・罹災証明書の交付情報 ・税・手数料等の減免措置の状況
---	--

2 市民への広報

本部班・秘書班・行政班・福祉班

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して市民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努めるものとする。

■広報媒体■

- ① 広報車による広報
- ② 広報紙の発行
- ③ 館林ケーブルテレビを通じた広報
- ④ 市ホームページへの掲示
- ⑤ 市ツイッターによる発信
- ⑥ たてばやし安全安心メールによる配信

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール ⑧ 避難所、公共施設等の掲示板 ⑨ 新聞折り込み |
|--|

① 広報車による広報

市は、館林地区消防組合、館林警察署と連携して広報車等による広報活動を行う。

② 広報紙の発行

- ・文字ベースである広報紙は、行政施策等の詳細な情報を伝達する手段として優位性があるので、出来る限り早期に発行をすることとする。
- ・広報紙の配布は、初期においては各庁舎及び街頭等において重点的に行い、発行部数が確保され次第、郵便局等の公共的な場所で配布し、速やかに全戸配布に移行することとする。

③ 館林ケーブルテレビを通じた広報

「安全・安心に係る放送協定」に基づき、館林ケーブルテレビの協力を得て、市からの災害情報を提供する。

④ ホームページ等による広報

- ・ホームページ等による広報は、ネットワークが使用可能な状態であれば、災害発生直後から情報提供を行う。
- ・災害時においては、市ホームページ、市ツイッター及びたてばやし安全安心メールから情報提供を行う。

----- 広報時の留意事項 -----

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。 ② 広報車を利用する際は、地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。 ③ 在宅の一人暮らしの高齢者等に対しては、必要により区長又は民生委員児童委員等に協力を依頼し、広報内容の周知を図る。 ④ 外国人への広報で使用する言語は、在住外国人の上位層の中国語・英語。それから多言語に対応するやさしい日本語（小学校低学年程度でもわかるような簡単な単語や短い文章で構成した日本語）を使用する。 |
|---|

3 要配慮者への配慮

本部班・秘書班・市民協働班・福祉班・高齢介護班

視聴覚障がい者や外国人等の情報弱者については、ボランティア等の支援を得て、次の事項に留意し適切な情報提供に配慮する。

- (1) 出火防止、初期消火の呼び掛け
- (2) 警察機関の行う災害警備活動に伴う広報
- (3) 危険地域の市民に対する避難勧告、避難措置の周知、避難の誘導
- (4) 各家庭に対する市の指定する場所への廃棄物の搬出

- (5) 感電事故等による出火等の防止に関する広報、電力施設の被害状況等の広報
- (6) ガス漏れ等のガス事業者への通報に関する市民への周知
- (7) 電信電話業者に支障を来たした場合等の市民に対する広報
- (8) 高圧ガス製造施設等の管理者が行う付近住民の避難勧告

4 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の活用

本部班・秘書課

大規模地震発生時には、NTT東日本群馬支店が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所・避難所等への掲示等により、市民に周知させるものとする。

また、携帯電話各社による「災害用伝言板」の活用方法についても、市民に周知させるものとする。

5 報道機関への情報の発表

秘書班

報道機関による広報は、迅速かつ広範囲に伝達できるため、秘書班は、被害状況、対策等に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、市は、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力するものとする。

6 災害の記録

全部署

災害の状況、災害対応については、各部等においてカメラ、ビデオ、デジタルカメラ等で記録する。

第2 広聴活動

災害時には、被災者からの問い合わせ、要望、意見などを受け、適切な措置を実施するとともに、市が実施する災害応急対策や復旧・復興計画に対する意見等を市の災害対応の参考とする。

1 総合相談窓口の設置

本部班

市は、被災者及び市民からの相談対応等を一元的に受け、適切な措置を実施するため、発災後、市役所に総合相談窓口を設置し、関係各部の担当者を配置する。また、担当者を配置した関係各部は、情報のニーズを見極め、収集・整理を行い災害対策本部長に報告するものとする。

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、市民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1 救助・救急活動

災害により被災した者に対し、市は、県、警察機関、消防機関、自衛隊、自主防災組織、市民等と連携して迅速、適切な救助・救急活動を行うものとする。

1 市による救助・救急活動

本部班

- (1) 市は、館林地区消防組合、館林警察署等と連携して、救助・救急活動が円滑に実施されるよう支援を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請や、自衛隊への派遣要請を行い、市民の安全確保を図る。
- (2) 市は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
- (3) 市は、市内で予想される震災、建物等の倒壊による被災者等に対する救助・救急活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
 - ① 救助に必要な資機材、その他機械器具の所在及び関係機関団体との協力体制の確立
 - ② 自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助・救急活動についての指導及び意識啓発
 - ③ 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進

2 市民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

市民・自主防災組織・事業所

- (1) 大規模地震発生直後は、多くの死傷者が発生するとともに建築物の倒壊などにより道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。
このため、市民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物から救出手当するなどの救助救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 市民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認し、必要があれば市民同士で協力し、又は自主防災組織の一員として被災者の救出手当、初期消火等に努めるものとする。
- (3) 市民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助救急活動に協力するものとする。

3 館林地区消防組合による救助・救急活動

館林地区消防組合

館林地区消防組合は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 地震発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。この際、火災の発生も

予想されるので、あらかじめ定めた計画に基づき人員を振り分けて活動する。

- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機類等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連携を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 災害の様相により、ヘリコプターによる活動が最も効果があると判断した場合は、県防災ヘリコプターの要請をするものとする。
- (7) 館林地区消防組合は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の応援等を要請するよう、災害対策本部長に求める。
- (8) 館林地区消防組合は、必要に応じ、群馬DMAT指定病院及び指定組織に対し、群馬DMATの派遣を要請する。

また、広域災害救急医療システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

4 サイレントタイムの導入

本部班

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市及び救助活動実施機関は、相互に調整のうえ、サイレントタイムを導入し、活動現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

5 関係機関の連携

本部班・救助救急活動機関

- (1) 消防機関、警察機関、自衛隊、市及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。
この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。
- (2) 災害現場で活動する消防機関、警察機関、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 惨事ストレス対策

人事班

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

7 災害救助法による実施基準

本部班

災害救助法が適用された場合の、救出についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

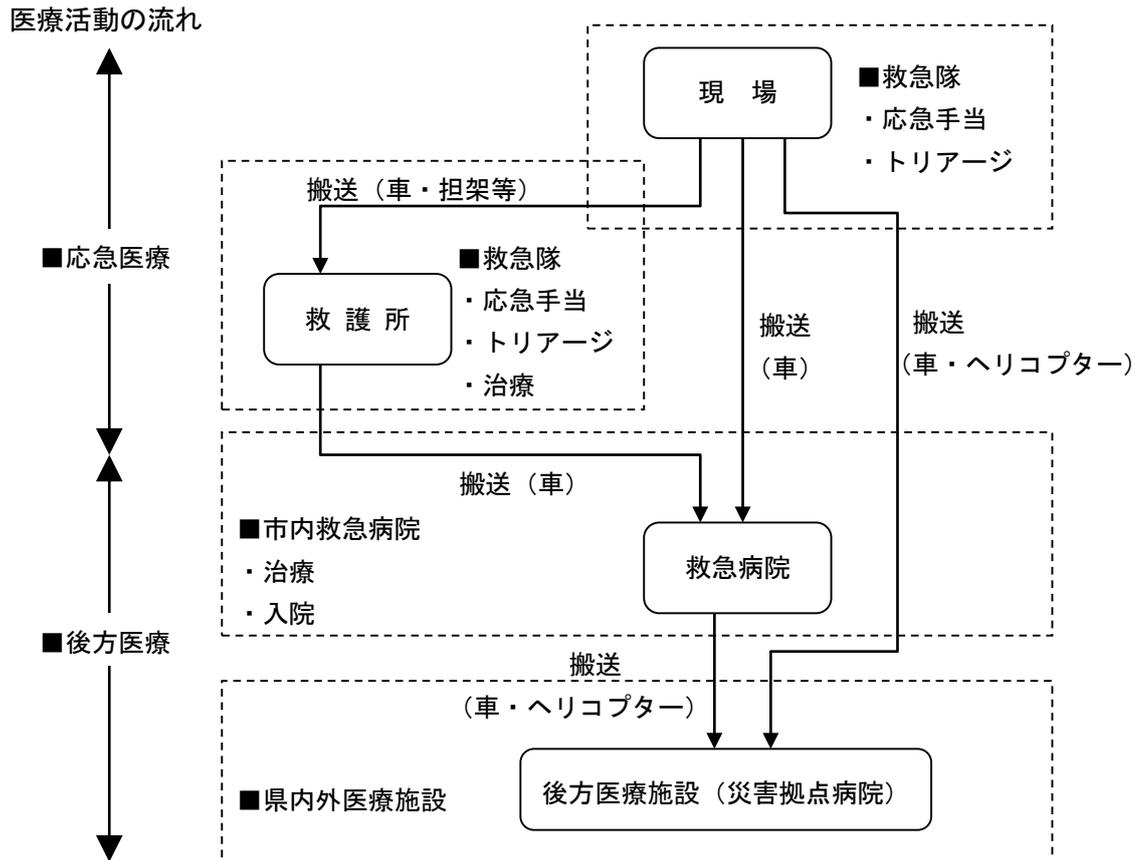
資料集

災害救助基準 (P23)

第2 医療活動

災害の規模が大きいほど、医療の需要と供給のバランスが崩れ、医療提供が遅滞する。この結果、助けられた命が助からない可能性が高くなる。このため、市は、館林地域災害医療マニュアルに則り、館林保健福祉事務所および災害拠点病院と密接に連携し、医療サービスの情報提供に務める。また、甚大な規模の災害にあつては、避難所等に救護所を設け、対応にあたる。

[応急医療活動の主な流れ]



1 市内の医療機関による医療活動

医療防疫班・邑楽館林医療事務組合・民間医療機関・薬局

(1) 市内の医療機関及び薬局による医療活動

市内の公的医療機関、民間医療機関及び薬局は、次により医療活動を行うものとする。

- ① 被災地の医療機関の状況、全国の医療機関の支援申出状況を行政機関等が把握できることが必要である。
- ② このため、広域災害救急医療情報システム（以下、EMIS）入力ができる医療機関は、EMISに緊急情報を入力する。その他、各医療機関は、館林地域災害医療マニュアルに則り、発災後、速やかに館林保健福祉事務所に発災後状況を報告する。
- ③ 転院搬送などが必要な場合には、災害拠点病院に設置された災害拠点本部と連携をとり、対応する。
- ④ 広域災害時に開催される地域災害医療対策会議で地域の災害医療情報が共有される。

2 救護所の設置

医療防疫班・邑楽館林医療事務組合

- (1) 市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置するものとする。
- (2) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。
- (3) 救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、次の場所に設置するものとする。
 - ① 避難所
 - ② 負傷者等の交通の利便性の良いところ
 - ③ その他救護所の設置に適した場所

3 救急救命士による救急救命処置

医療防疫班・邑楽館林医療事務組合・館林地区消防組合

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

医療防疫班・邑楽館林医療事務組合・館林地区消防組合

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

5 広域医療搬送

医療防疫班・邑楽館林医療事務組合・館林地区消防組合

医療供給が賄えず、圏外もしくは広域搬送の必要性とされる場合には、災害拠点病院や保健福祉事務所に設置された災害医療対策本部と情報共有し対応する。また、これらの対応には、必要に応じ、派遣されたDMATが対応する。

6 災害拠点病院の役割

医療防疫班・邑楽館林医療事務組合

- (1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行う。
 - ① 広域災害救急医療情報システム(以下、EMIS)入力を行い、県保健福祉事務所と被災情報を共有する。EMISが使用できない場合には、館林地域災害医療対策マニュアルに則り、情報共有を行う。
 - ② 病院災害対策本部を設置し、県災害医療コーディネーターや保健福祉事務所と連携し、医療活動を行う。
 - ③ トリアージ後に重症・重傷者に対して、根本的治療を行う、もしくは根本的治療までの病態を安定させる。
 - ④ DMATの活動拠点本部となり、派遣された救護班やDMATと協力し、邑楽館林地域の

医療提供や圏外・広域搬送の対応の要となる。

- ⑤ 館林地域医療対策会議を介して、地域の医療機関や薬局、消防、警察、行政との人的および物的な連携の要となる。
- (2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。
 - ① 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
 - ② 救護チームの派遣を共同して行う。

資料集

災害拠点病院 (P10)

7 被災者のこころのケア対策

医療防疫班・邑楽館林医療事務組合

- (1) 市は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。
 - ① こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - ② こころのケア対策現地拠点の設置
 - ③ 精神科医療の確保
 - ④ 災害時のこころのケアの専門職からなる「こころのケアチーム」の派遣と受入れ
 - ⑤ こころのホットラインの設置と対応
 - ⑥ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置
- (2) 市は、必要に応じて、県(障害政策課)を通じ、市外の医療機関、国(厚生労働省)及び他都道府県に対して、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの編成及び協力を要請する。

8 医薬品及び医療資機材の確保

医療防疫班・邑楽館林医療事務組合

- (1) 医療機関又は救護所の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県(薬務課)に手配を要請するものとする。
- (2) 市は、県(薬務課)と連携し、医薬品又は医療資機材の製造業者若しくは販売業者に連絡し、医療機関への供給を要請するものとする。

9 災害救助法による実施基準

医療防疫班・邑楽館林医療事務組合

災害救助法が適用された場合の、医療及び助産の実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

災害救助基準 (P23)

第3 消火活動

大規模地震時には、家屋の倒壊等に伴い二次的に発生する火災が延焼拡大し、大火災となって多くの物的、人的被害をもたらすおそれがあるため、消防機関との連携や地域住民の協力により消防活動の効率的運用を図る。

1 地震火災への対処

本部班・秘書班・行政班・市民協働班・福祉班
市民・自主防災組織・事業所

(1) 地震火災の特徴

過去の震災例を見ると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- ① 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- ② 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- ③ 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。
- ④ 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

(2) 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は地域住民や行政区等によって行われるものであるが、市は地震発生直後、あらゆる手段、方法により市民に対し出火防止、初期消火を呼び掛けるものとする。

この場合は次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

- ① 火気の遮断
使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を遮断するとともに、電気器具はコンセントから抜き取り、プロパンガスはボンベのバルブを閉止する。
- ② 初期消火
火災が発生した場合は、消火器、くみおき水等で消火活動を実施する。

2 危険区域等の事前調査及び周知徹底

本部班

市は、地震災害に伴う危険区域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、地震発生後は直ちに警戒、巡視等を行うものとする。

- (1) 住宅密集地等の火災危険区域
- (2) 浸水危険区域

3 消防活動体制

館林地区消防組合

(1) 館林地区消防組合の活動体制

館林地区消防組合の活動体制は、館林地区消防組合の定める計画ところによる。

(2) 消防団の活動計画

地震発生時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。

① 情報収集活動

各分団は、地震発生後、計画に基づき分団担当区域内の被災状況を把握するため、消防車両、無線等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防団本部に正確に伝達する。

各種情報を把握した消防団本部は、その情報を速やかに災害対策本部へ報告するもの

とする。

② 出火防止措置

地震の発生により、火災の発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火に努める。

③ 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防本部等と協力して行う。

④ 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

⑤ 避難誘導

避難勧告等が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、消防団本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に市民を避難誘導する。

4 市民の活動

市民・自主防災組織・事業所

まずは、身の安全を確保し、揺れが収まってから出火の防止に努める。

- (1) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- (2) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (3) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (4) 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (5) 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (6) 地震発生直後は、館林地区消防組合に電話が殺到することが予想されるので、119 番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な場合のみ通報する。

5 応援要請

本部班・館林地区消防組合

(1) 応援協定の活用

震災時の火災においては、館林地区消防組合の消防力のみでは対応できないことが予想されるので、館林地区消防組合は、広域的な市町等間の消防相互応援協定及び特殊災害消防対策相互応援協定を十分活用するものとする。

(2) 県防災ヘリコプター等の出動要請

市は、館林地区消防組合と協議し災害の様相により、ヘリコプターによる活動が最も効果があると判断した場合は、県に防災ヘリコプターの支援要請や、緊急消防援助隊の応援要請を行い、必要に応じて、自衛隊の派遣を要請するものとする。

県防災ヘリコプターの出動要請は本編第2章第1節第6「県防災ヘリコプターの要請」、自衛隊の派遣要請依頼は本編第2章第1節第7「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところによる。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1 緊急輸送活動

災害時における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、市の保有車両等を使用するほか、輸送関係業者から調達するなど、輸送手段を速やかに確保する。

1 輸送に当たっての配慮事項

財政班

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

財政班

緊急輸送に当たっては、下記の事項を対象とし、優先順位を付け行うものとする。

- (1) 第1段階
 - ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ③ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ① (1)の続行
 - ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ① (1)、(2)の続行
 - ② 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ③ 生活必需品

3 輸送手段の確保

財政班

輸送のための自動車等の輸送力の確保は、おおむね次の方法による。

- (1) 自動車による輸送
 - ① 庁用車両の配車

災害時における庁用車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、財政班が行い、各班

は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは財政班に依頼するものとする。

財政班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、本節第2「交通応急対策」に定める緊急通行車両の標章及び証明書を掲示、携行するものとする。

② 車両の借上げ

各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、財政班は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は市内運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

なお、特殊車両については、都市建設部が市内建設業者等から調達を図るものとする。

③ 応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、必要により(社)群馬県トラック協会等に対し協力を要請するとともに、近隣市町又は県に応援を要請するものとする。

(2) ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は県に対して県防災ヘリコプターの支援や自衛隊の派遣を要請し、緊急輸送を行うものとする。

県防災ヘリコプターの支援要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」、第7「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところによる。

(3) 人力による輸送

前2号による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げるなどして人力輸送を行うものとする。輸送のための労力の確保は、本章第15節第5「労働力の確保」の定めるところによる。

4 緊急輸送路の確保及び輸送拠点の設置

本部班・財政班・道路河川班

(1) 緊急輸送路の確保

市は、災害発生直後から発生する緊急交通の円滑かつ確実な実施を図るため、他の道路管理者、警察機関等と連携して、災害対策本部、ヘリポート、救援物資集積場所等を結ぶ道路を交通規制するなど、緊急通行車両の通行に支障のないよう応急措置を取るものとする。

(2) 輸送拠点の設置

① 他市町や県から搬送される食料・生活必需品等の集積場所は、本計画に定める輸送拠点とする。市は、災害発生時には、直ちに関係機関に当該施設の位置等を周知するものとする。

② 市は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

資料集

輸送拠点 (P12)

5 災害救助法による実施基準

財政班

災害救助法が適用された場合の、輸送についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基

準」のとおりである。

資料集

災害救助基準 (P23)

第2 交通応急対策

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、若しくは災害時における交通確保のため必要があると認められるときは、次により通行禁止又は制限等を実施するものとする。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通規制

本部班・道路河川班

(1) 交通規制の区分

災害時において道路施設の破損等により交通に支障があるときは、次の区分により措置するものとする。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	知 事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警	公 安 委 員 会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止又は制限をすることができる。	災害対策基本法第76条
		2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項
察	館 林 警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警 察 官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 市における措置

道路河川班

(1) 被害状況等の把握

大規模災害発生後、道路河川班は、道路の陥没、橋梁の落下その他の交通の障害状況等を的確に把握するため、速やかに道路の被害状況を調査する。調査に当たっては、市の災害活動拠点（市役所庁舎、避難所、ヘリポート等）と近隣市町とを結ぶ市道等を重点に調査するものとする。また、警察機関、道路管理者及び各地区消防団、区長等から交通規制情報、被害情報を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

(2) 関係機関等への連絡

道路河川班は、被害状況調査により把握した事項について速やかに市災害対策本部に報告するとともに、館林土木事務所、館林警察署等関係機関に連絡する。

(3) 災害時における車両の移動等

道路管理者は、災害が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため必要な場合には、その管理する道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両や車両から落下した積載物等の物件（以下「車両等」という。）の所有者等に対し、車両等の道路外への移動、車間を詰めて空いたスペースへの車両等の移動等の措置をとることを命ずることができる。

次に掲げる場合には、道路管理者は、自ら車両の移動等の措置ができるとともに、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

- ① 措置をとるよう命じられた所有者等が措置をとらない場合
- ② 所有者等が不在の場合
- ③ 道路の状況等により所有者等に措置をとらせることができないため、道路管理者が命令をしないこととした場合
道路管理者は、措置をとるためやむを得ない限度において、他人の土地を一時使用し、障害物を処分することができる。

(4) 道路の応急復旧作業

① 応急復旧の協力体制の整備

道路河川班は、市内建設業者等の保有建設機械を把握するとともに、災害時の協力体制の確立を行っておくものとする。

② 応急復旧作業順位の決定

道路河川班は、道路の被害状況に基づき、市の災害活動拠点（市役所庁舎、避難所、ヘリポート等）を結ぶ市道を優先して啓開するものとする。啓開に当たっては、館林警察署、その他の道路管理者と調整のうえ、応急復旧順位を設定する。

3 警察官等の措置

本部班

通行禁止区域等における警察官等の措置については、次のとおりとする。

(1) 警察官の措置

災害対策基本法第76条に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。

- ① その車両の運転者等に対し必要な措置を命じる。
- ② 運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置を取ることを

命じることができないときは、警察官は、自らその措置を取る。この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

(2) 自衛官又は消防吏員の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の所有者等に対して車両等の移動の措置命令等を行うものとする。

また、措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又はその現場にいない場合は、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。なお、この場合、自衛官又は消防吏員は、館林警察署長に対しその旨を通知することとする。

(3) 県公安委員会の要請

県公安委員会（警察本部・警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

4 運転者の措置

財政班

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）に在る車両の運転者は、緊急通行車両の円滑な通行を行うため、次の措置を取るものとする。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

- ① 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

5 緊急通行車両の確認申請

財政班

(1) 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県危機管理室、館林行政県税事務所、警察本部、館林警察署において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に申出申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとお

り対象車両を区分するものとする。

① 第1順位の対象車両

- ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- エ 医療機関に搬送する重傷者
- オ 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

カ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

② 第2順位の対象車両

- ア 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- イ 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

③ 第3順位の対象車両

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(4) 確認事務に係る関係機関の連携

知事(危機管理室・館林行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部・館林警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(5) 確認手続き

緊急通行車両の確認の手続きは、次のとおりとする。

- ① 緊急通行車両使用申出者(当該車両の使用者)
- ② 緊急通行車両使用申出書の様式(様式1)
- ③ 受付窓口 県…館林行政県税事務所又は総務部危機管理室
公安委員会…館林警察署交通課又は警察本部交通規制課
- ④ 交付物件 緊急通行車両確認証明書(様式2)
標章(様式3)
- ⑤ 緊急通行車両確認処理簿(様式4)の例による。

6 運転者等への広報

秘書班

市は、地震発生後、館林警察署と連携して速やかに広報車等により車両運転者等に次の事項を広報するものとする。

(1) 走行中の車両運転者の措置

- ① 地震が発生した際には走行中の車両の運転者は、次の要領により行動するものとする。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - ② 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。
 - ア できるだけ道路外の場所に移動する。
 - イ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアロックをしない。
 - ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車する。
- (2) 市民等の取るべき措置
- 避難は原則として徒歩によるものとし、車両等は使用しない。

様式1

年 月 日	
緊急通行車両使用申出書	
様	
申出者（住所又は所在地） （氏名又は団体名） 印 （電話番号）	
車両の登録番号	
車両の用途（緊急輸送にあっては輸送人員又は品名）	
通行日時	
通行経路	出発地
	目的地
備考	

様式2

第 号 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書	
知事 印 公安委員会 印	
車両の登録番号	
車両の用途（緊急輸送にあっては輸送人員又は品名）	
使用者	住所又は所在地
	氏名又は団体名
	電話番号
通行日時	
通行経路	出発地
	目的地
備考	

第6節 避難の受入活動

災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、避難所において当面の居所を確保し、市民の安全を確保する。

第1 避難誘導

避難誘導に係る計画は次のとおりとする。

緊急時に際し、危険区域にある市民を安全区域に避難させるため、市は適切な避難勧告・指示等を行うとともに、必要により避難所を開設し、管理運営に当たるものとする。

1 要避難状況の把握活動の早期実施

本部班

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し又は指示する等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が適切な時機に必要な措置を取らなければならない。特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

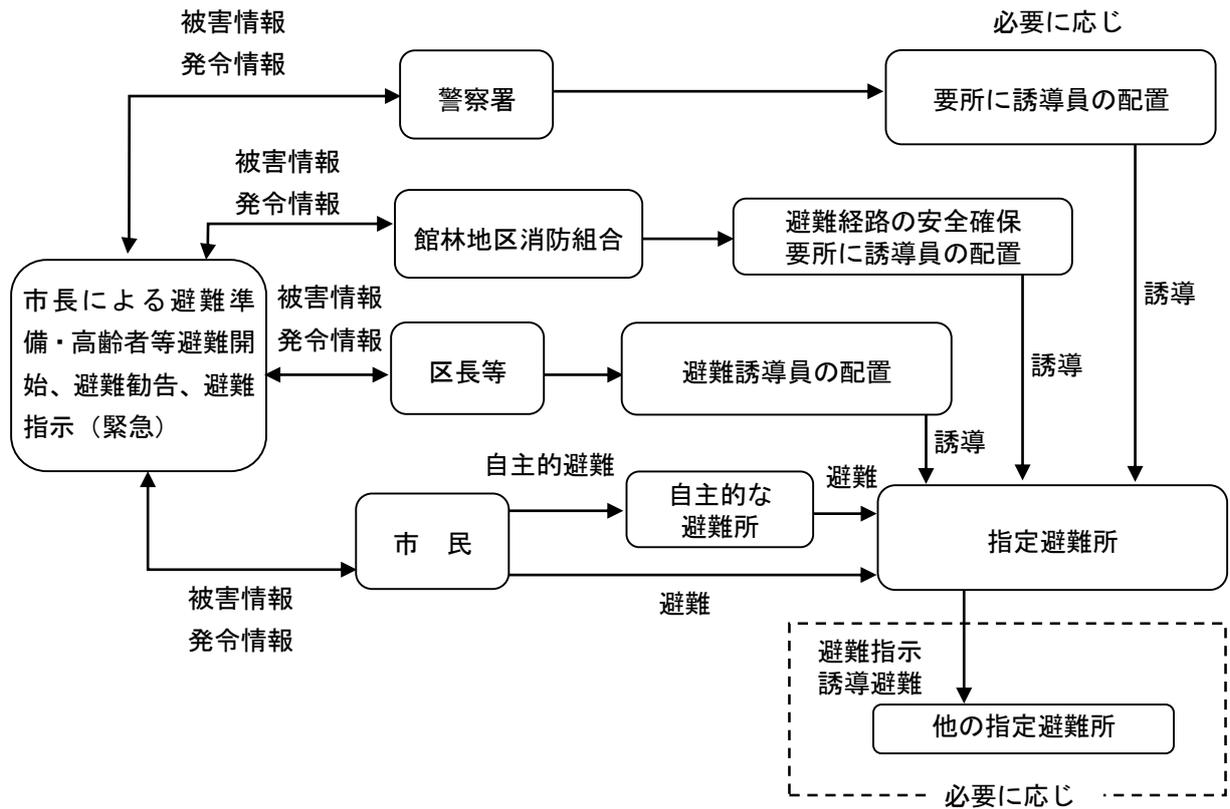
2 避難勧告等

本部班・秘書班・行政班・福祉班・介護高齢班・こども福祉班・
(社福)館林市社会福祉協議会

避難勧告等の発令

- (1) 市長は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やか避難勧告等を行うものとする。
- (2) 市長のほか法令に基づき避難勧告等を行う権限を有する者は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の勧告又は指示を行うものとする。
- (3) 市は、市民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地区の適切な設定等に留意する。
- (4) 市長は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。
- (5) 避難勧告等に係る「流れ」、「実施者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

[避難勧告等と避難の流れ]



① 市長が発令する避難勧告等の基準

区分	実施者	措置	発令する場合
避難勧告 避難指示 (緊急)	市長 〔災害対策基本法 第60条〕	立ち退きの勧告 立ち退き先の指示 屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合に おいて、人命又は身体を 災害から保護し、その他 の災害の拡大を防止する ため特に必要と認められ るとき。

② 法律に基づき市長に代わる者が発令する場合の避難勧告等の基準

区分	実施者	措置	発令する場合
避難勧告	知事 〔災害対策基本法 第60条〕	立ち退きの勧告 立ち退き先の指示 屋内安全確保の指示	災害の発生により市がそ の全部又は大部分の事務 を行うことができなくな ったとき。
避難指示 (緊急)	知事 〔災害対策基本法 第60条〕	立ち退きの指示 立ち退き先の指示 屋内安全確保の指示	災害の発生により市がそ の全部又は大部分の事務 を行うことができなくな ったとき。
	警察官 〔災害対策基本法 第61条〕	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示す ることができないとき又 は市長から要求があつた とき。

区 分	実 施 者	措 置	発 令 す る 場 合
	警 察 官 〔 警察官職務執行法 第4条 〕	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置を取る。
	自 衛 官 〔 自衛隊法 第94条 〕	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置を取る。

(6) 避難勧告等の内容

避難勧告等は、次の内容を明示して行う。(様式：避難勧告等通知書)

なお、明示するに当たっては、要配慮者に配慮した簡潔な指示を行うものとする。

- ① 避難対象地区名
- ② 避難先及び避難経路(屋内安全確保を含む)
- ③ 避難を必要とする理由
- ④ その他必要事項(災害危険箇所が存在等)

資料集

避難勧告等通知書(P105)

(7) 周知方法

避難勧告等を行った場合は、おおむね次の方法により当該地域の市民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。

- ① 口頭又は拡声機による伝達
関係者により直接口頭又は拡声機によって当該地域住民に伝達、周知する。
- ② 広報車による伝達
市所有の広報車又は必要により館林地区消防組合の消防車両等や館林警察署にパトカーの出動を要請し、関係地域を巡回して伝達、周知する。
- ③ 携帯電話(たてばやし安全安心メール・エリアメール・緊急速報メール)による配信
メール配信により市民に伝達、周知する。
- ④ 市ホームページ
市ホームページにより市民に伝達、周知する。
- ⑤ 市ツイッター
市ツイッターにより市民に伝達、周知する。
- ⑥ 放送を活用した伝達
NHK、民放8社(日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送)、群馬テレビ、FM群馬、館林ケーブルテレビに放送を依頼して市民に伝達、周知する。
- ⑦ 区長による伝達
当該区域の区長を通じて市民に伝達、周知する。
- ⑧ 使走による戸別訪問
その他前記による伝達が不可能な場合、あるいは夜間停電時の場合には、使走の派遣又は警察官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知する。

(8) 避難勧告等の周知

避難勧告等を行った場合には、当該地域の市民等と同様に関係機関に通知又は連絡するものとする。

① 知事への報告

避難の勧告又は指示を行った場合には、館林行政県税事務所を経由して知事に報告する。

② 施設管理者への連絡

避難所として指定している学校、公民館等の施設の管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。

③ 警察機関、消防機関等への連絡

避難住民の誘導、整理のため、警察、消防等の関係機関に指示・勧告の内容を伝えるとともに協力を求める。

④ 近隣市町への連絡

災害の状況により、避難者が近隣市町内へ避難する場合もあるため、近隣市町にその旨を連絡し、協力を求めるものとする。

3 避難の方法

本部班・行政班・市民協働班・福祉班・介護高齢班・こども福祉班・生涯学習班・
 学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・
 館林地区消防組合・館林警察署・館林市区長協議会・(社福)館林市社会福祉協議会・

(1) 避難誘導の方法

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、要配慮者の避難にも十分配慮するものとする。

① 避難誘導は、市職員のほか、警察官、消防団員、区長等の協力を得て行い、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。

② 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努める。

③ 避難立退きに当たっては、要配慮者を優先して行う。

④ 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により高齢者、障がい者、乳幼児、病人又は歩行困難者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。

(2) 避難の方法

① 行政区及び事業所等の防災組織は、避難勧告又は指示があった場合において、可能な限り集団避難方式により段階的に避難場所へ避難させるものとする。

② 要配慮者利用施設管理者は、地域の協力を得て避難誘導の徹底を期するものとする。

③ 市から避難勧告及び指示等がなかった場合においても、市民はラジオ等の災害報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難場所へ避難するものとする。

(3) 避難路の確保

市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、沿道の落下物、障害物等に留意するとともに、職員の派遣及び道路管理者、警察官、行政区等の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(4) 避難時の留意事項

避難に当たり次の事項を市民に周知徹底するものとする。

① 戸締り、火気及び電気ブレーカーの始末を完全にすること。

② 携行品は必要最小限度のものにすること。

- ③ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
 - ④ 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導すること。
- (5) 避難終了後の確認
- ① 避難勧告等を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置を取るものとする。
 - ② 避難指示（緊急）に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置を取る。

4 市民による確認事項

本部班・秘書班

地震等による災害の状態は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。したがって、市民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- (1) 家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認しておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (4) 要配慮者に対しては日ごろから避難の際の協力者を複数決めておき、市民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

5 警戒区域の設定

本部班・防災関係機関

警戒区域（※）の設定は次のとおりであるが、市は警戒区域を設定したときは、速やかに県（館林行政県税事務所を經由して、危機管理室又は直接危機管理室）、館林警察署、館林地区消防組合等関係機関に連絡するものとする。

※警戒区域：災害対策基本法第63条に基づき指定される区域で、同法第60条の避難指示（避難勧告）とは異なり、事実上の避難命令に該当するものとして、区域内への立ち入りが罰則付きで制限、禁止、退去を命令されるため、警戒区域の適用には慎重な姿勢がとられる。

- (1) 実施責任者は市長とし、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があった場合は、警察官が行うことができる。
- (2) 派遣を命じられた自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいない場合に限り、自衛官が行うことができる。

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
(1)	市 （災害対策基本法第63条第1項）	長 立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	警 察 官 （災害対策基本法第63条）	立ち入りの制限、禁止、	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にい

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
	第2項他)	退去命令	ない場合、又は依頼された場合。
(3)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官(災害対策基本法第63条第3項)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいない場合。

(3) 館林地区消防組合消防長又は館林消防署長は、火災時の警戒区域(消防法第23条の2)の設定を行うことができる。消防職員及び消防団員は、火災の現場における消防警戒区域(消防法第28条第1項の設定を行うことができる。また、いずれも、水災を除く他の災害の場合に準用して警戒区域(消防法第36条))を設定することができるものとする。

第2 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営の流れについては、「館林市避難所運営マニュアル」によるものとする。

1 避難所の開設

本部班・福祉班・高齢介護班・子ども福祉班・医療防疫班・商工班・生涯学習班・学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・(社福)館林市社会福祉協議会

市は、大規模な地震が発生した場合には、速やかに職員を派遣し、避難所を開設するものとする。

- (1) 市は、あらかじめ指定した避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設するものとする。
- (2) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (4) 市は、避難所及び福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県(館林行政県税事務所を經由して危機管理室、又は直接危機管理室)、館林警察署、館林地区消防組合等に連絡するものとする。

資料集

避難施設等一覧表 (P4)

2 避難所の管理運営

本部班・福祉班・高齢介護高年齢班・子ども福祉班・医療防疫班・商工班・生涯学習班・学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・(社福)館林市社会福祉協議会

- (1) 避難所の管理

市は、避難所を開設したときは、担当職員を派遣して使用管理を行うとともに、避難者の保護について措置するものとする。
- (2) 避難所の運営

避難所担当職員は、避難者への生活必需物資等の給与又は貸与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等収容施設の維持管理について総合的な連絡調整を行うものとする。また、避難所の運営については、行政区等を母体とした避難者の組織化を促進し、避難者による自主運営を図るよう支援する。

3 施設管理者の配置

本部班・福祉班・高齢介護班・こども福祉班・医療防疫班・商工班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・(社福)館林市社会福祉協議会

市は、避難所を開設したときは、学校、公民館等の施設管理にあたる施設管理者を配置するものとする。なお、施設管理者は主に学校、公民館等の施設職員とする。

4 避難者の保護

本部班・環境班・福祉班・高齢介護班・こども福祉班・医療防疫班・商工班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・(社福)館林市社会福祉協議会

避難所を開設する際には、直ちに次の処置を行い、避難者の保護に当たる。

(1) 避難者の保護

- ① 救護所の設置を行う。
- ② 避難場所が学校である場合は、立入禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、避難者と児童、生徒との住み分けを図る。
- ③ 下水道施設の損壊により、汚水の排除ができなくなった場合は仮設トイレの設置を行う。
- ④ 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
- ⑤ 避難所の運営では、避難者、市民等の協力を得られるよう努める。

(2) 帰宅困難者

帰宅困難者とは、大規模地震の発生で鉄道の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされ、徒歩により自宅に帰ろうとした場合に、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。
帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や必要に応じて徒歩帰宅者への避難所の提供等を実施する。

(3) 動物の適正な飼養

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

5 避難者に係る情報の把握

本部班・福祉班・高齢介護班・こども福祉班・医療防疫班・商工班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・(社福)館林市社会福祉協議会

市は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅被災者等の状況把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

6 避難者に対する情報の提供

本部班・環境班・福祉班・高齢介護班・子ども福祉班・医療防疫班・商工班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・(社福)館林市社会福祉協議会

市は、市民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。
また、情報提供に当たっては、在宅避難者等避難所以外への避難者への情報提供についても
配慮するものとする。

7 良好な生活環境の確保

本部班・環境班・福祉班・高齢介護班・子ども福祉班・医療防疫班・商工班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・(社福)館林市社会福祉協議会

- (1) 市は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
- ① 収容する避難者の人数は当該避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な収容人数の確保に努める。
 - ② 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班(市、県及び医療機関等により構成)を派遣する。
 - ③ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
 - ④ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。
 - ⑤ 避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
 - ⑥ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
- (2) 市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (3) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

8 要配慮者への配慮

本部班・市民協働班・福祉班・介護高齢班・子ども福祉班・医療防疫班・商工班・
生涯学習班・学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・(社福)館林市社会福祉協議会

市は、避難所の運営に当たっては、要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

9 男女のニーズの違いへの配慮

本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班・子ども福祉班・医療防疫班・商工班・
生涯学習班・学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・(社福)館林市社会福祉協議会

市は、避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

- ① 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- ② 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- ③ 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

- ④ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- ⑤ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

10 在宅被災者への配慮

本部班・市民協働班・市民班・福祉班・介護高齢班・こども福祉班・
(社福)館林市社会福祉協議会

市は、ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

11 被災者台帳の作成体制の整備

行政班

被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳の作成に当たり、個人情報の取扱いに十分に留意するとともに、広域避難などが生じた場合も想定し、台帳作成の体制整備を図るものとする。

12 避難所の早期解消

本部班

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消にも努めるものとする。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

様式例

避難者名簿

避難所の名称： _____

番号	(フリガナ) 氏名	性別	年齢	住所・電話番号 (同一世帯の場合は一括記入)	心身の状況(障害、疾病等)	自宅の状況 (全壊、半壊、一部破損、断水、停電、ガス停止、電話不通等)	入所日時	退所日時	その他特記事項
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							

第3 応急仮設住宅等の提供

市は、災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して提供するものとする。

1 実施方法

建築班

応急仮設住宅に関する事務は、建築班がこれを実施する。

(1) 応急仮設住宅の提供

応急仮設住宅は、被災者の生活安定のため、速やかに設置するものとする。

① 設置場所の選定

- ア 建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議し、正式な賃貸借契約書を取りかわすものとする。
- イ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

② 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設に当たっては、建築業者等に協力を要請する。また、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合は、県又は他市町へ応援を要請する。

(2) 応急仮設住宅の運営管理

市は、応急住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(3) 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(4) 入居者の選定

市長は、応急仮設住宅の入居にあたっては、選考委員会を設置し入居者を決定するものとする。

2 公営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

建築班

市は、応急仮設住宅の供給に合わせて、既設の市営住宅の空家を利用するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

3 災害救助法による実施基準

建築班

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅、住宅の応急修理についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

第4 広域的避難収容

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した市民の避難収容が本市だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域的避難収容が必要となった場合の手続き等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、市民の広域的避難収容を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、他市町村等へ市民の広域的避難収容に係る協議を行う段階等において、市は、県(危機管理室)へ広域的避難収容に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的避難等

本部班

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理室)に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村(以下本項目において「協議先市町村」という。)は、被災した市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した市民を受入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した市民に対し公共施設その他の施設(以下「公共施設等」という。)を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した市民を受入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等の管理者に通知するとともに、本市に対し、通知するものとする。
- (5) (4)の通知を受けた時は、速やかにその内容を公示し、県(危機管理室)に報告するものとする。
- (6) 市は、協議先市町村と協議の上、具体的な市民の避難先、避難手段等を決定し、市民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 市は、市民の迅速な避難を実現させるため、県(危機管理室ほか)に対し必要な支援の要請を行うものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的避難等

本部班

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、県(危機管理室)に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県(危機管理室)は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、本市からの要求を待つ暇がないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域的避難収容のための協議を本

市に代わって行うものとする。

- (3) 県(危機管理室)は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- (4) 県(危機管理室)は、協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災市民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を本市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (6) 市は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な市民の避難先、避難手段等を決定し、市民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 市は、市民の迅速な避難を実現させるため、県(危機管理室ほか)に対し必要な支援の要請を行うものとする。

第5 県境を越えた広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等(以下「被災県」という。)から多数の避難者を市内に受入れることが想定される。

このため、市においては、県境を越えた広域避難者(以下「広域避難者」という。)の受入れが想定される場合、県と密接に連携をとり、積極的な情報収集に努めるとともに、迅速に対応できるよう受入体制を整備する。また、県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、市内の被災状況を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 被災自治体からの情報収集及び連絡体制の整備

安全安心課

市は、広域避難者が多数想定される場合、県(総務部)又は被災自治体と連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努める。

2 被災自治体からの応援要請内容の確認

安全安心課

市は、原則として県(総務部)を通じ、被災自治体からの災害救助法等に基づく応援要請通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知の送達を受けるものとする。

3 受入れ可能な避難施設情報の把握

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・商工課
建築課・教育総務課・生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課

- (1) 市は、市が保有する施設について受入れ可能な施設の情報を各施設管理者から収集する。
なお、施設の所在地、受入れ可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても収集する。
- (2) 市は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、市内で受入れ可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。
- (3) 市は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、受入れ可能な施設を選定し、県(総務

部)に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

- (4) 市は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅、宿泊施設の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討するものとする。また、市営住宅の空室等での受入れも検討する。

4 広域避難者受入総合窓口の設置

秘書課・財政課・安全安心課・社会福祉課

- (1) 市は、県(総務部)、他市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため「館林市広域避難者受入総合窓口」を設置する。また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を県(総務部)へ報告する。
- (2) 市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 市は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

5 避難所開設

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・商工課
建築課・教育総務課・生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課

市は、被災自治体からの広域避難者に関する情報等をもとに、開設する避難所を選定し、職員を避難所施設へ派遣し、開設する。選定に当たっては、広域避難者の避難行動を考慮し、広域避難者にとって負担の少ない立地条件の施設を選定するなど、広域避難者の立場に配慮した選定を行う。また、市は開設した避難所について、県(総務部)へ報告し、必要に応じて直接被災自治体へ情報を提供する。

6 広域避難者の受入れ

安全安心課

- (1) 市は、県(総務部)及び被災自治体と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定する。
- (2) 市は、県(総務部)又は被災自治体からの通知に基づき避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、館林市広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へ移動する。
- (4) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、被災自治体を実施することとするが、被災自治体が手配できない場合は、必要に応じて、市においてバス等の移動手段を手配する。

7 避難所の運営

安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・商工課・
生涯学習課・学校教育課・文化振興課・スポーツ振興課・避難者

- (1) 担当職員の配置

市は、避難所を開設したときは、担当職員を派遣して使用管理をおこなうとともに、避難者の保護について措置するものとする。

(2) 広域避難者に係る情報の把握

市は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。

(3) 良好な生活環境の確保

避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

市は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

- ① 収容する避難者の人数は当該避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を越える場合は、近隣の避難所と調整し適切な収容人数の確保に努める。
- ② 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班(市、県及び医療機関等により構成)を派遣する。
- ③ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
- ④ 水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
- ⑤ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関等の協力を得て防犯活動を実施する。
- ⑥ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 広域避難者に係る情報等の県への報告

市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県(総務部)へ報告する。

(5) 広域避難者への情報等の提供

市は、被災自治体から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について広域避難者へ随時提供するものとする。なお、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

8 応急仮設住宅等の提供

建築課

市は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災自治体からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げするなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮する。

9 小・中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

学校教育課

市は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の小・中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、県(教育委員会)と連携して被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

10 県内市町村との協力

安全安心課

市は、県及び県内他市町村と適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

11 避難所の閉鎖

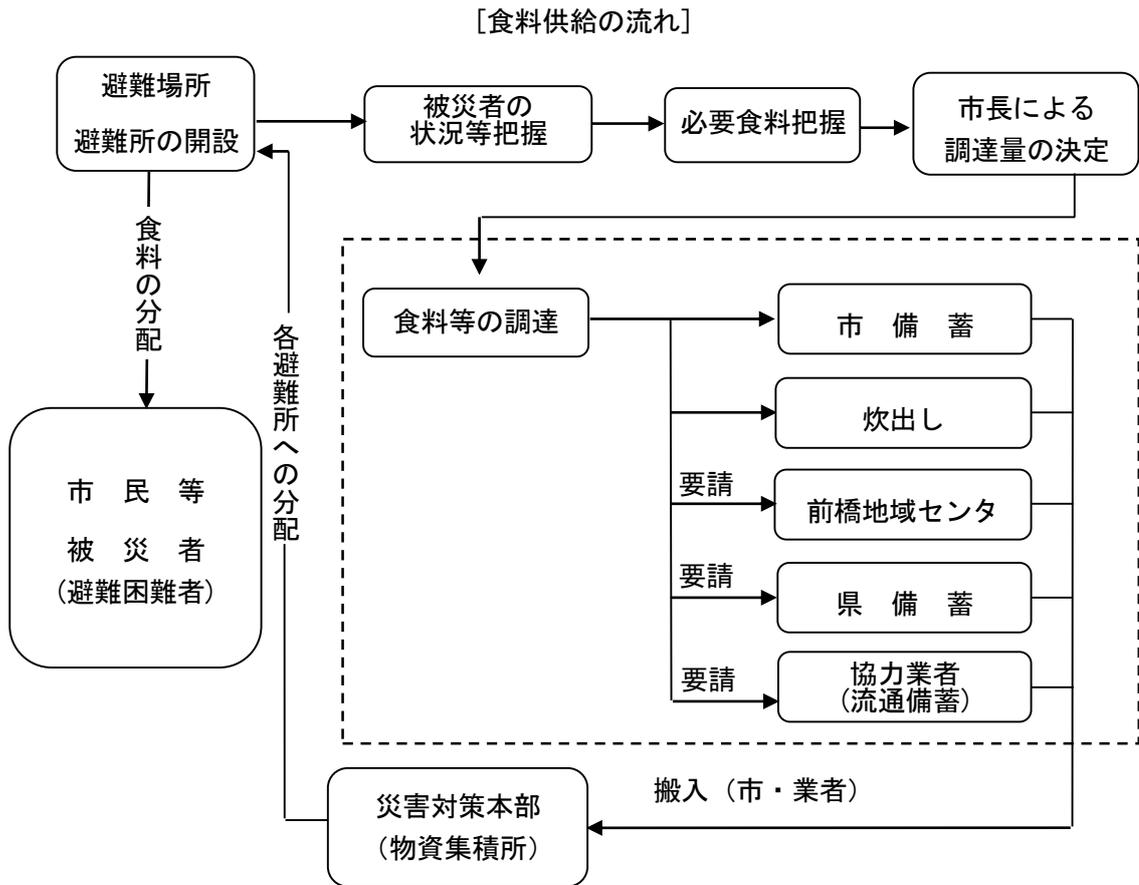
市は、県及び被災自治体と連携を取り、被災自治体からの要請に基づき速やかに避難所を閉鎖する。

第7節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う。

第1 食料の供給

災害時における被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等従事者に対して、応急食料の供給及び炊出しを実施するため、備蓄食料の放出や応急食料の確保を図り、食料供給の万全を図るものとする。



1 基本方針

本部班

災害時には、建物の損壊、ライフラインの途絶及び食料の販売機構等の一時的な麻痺、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、市民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施するものとする。

2 応急食料の供給

財政班・農政班

(1) 供給を行う場合

次に掲げる場合で、市長が供給の必要を認めたとときに行うものとする。

- ① 被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等従事者に対し、炊出し等による供給を行う必要がある場合
- ② 災害により食料品の販売機関等が混乱し、市民が食品を購入することが困難となったことにより供給を行う必要がある場合

(2) 応急食料

応急食料は原則として米穀とする。

(3) 備蓄食料の供給

市は、市内に設置されている防災倉庫に備蓄しているアルファ化米等を計画的に被災者に供給するものとする。

(4) 応急用米穀等の供給

備蓄食料のみでは不足する場合は、次により応急用米穀等を調達する。

① 協定締結業者及び米穀販売業者等からの購入

市は、協定締結業者及び米穀販売業者等から購入し、必要な食料を調達する。

② 県への応援要請

ア 応急用米穀の供給

a 市長は、管内の米穀販売業者に必要な手持米穀があるときは、知事を通じて関東農政局前橋地域センターに通知し、米穀販売業者の手持米穀を供給する。

b 市長は、災害救助法が適用され応急食料が必要であると認める場合は、知事又は直接関東農政局に対し、災害救助用米穀等の供給を要請する。また、要請については、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号 総合食料局長通知）」に基づくものとする。

3 炊出しの実施

行政班・こども福祉班・医療防疫班・教育総務班・生涯学習班・学校教育班・給食班・
館林市区長協議会・館林市婦人会連絡協議会・館林市食生活改善推進員協議会・
自主防災組織・日本赤十字社群馬県支部館林市地区赤十字奉仕団等

(1) 炊出し担当

炊出しは、各区長、館林市婦人会連絡協議会、食生活改善推進員協議会、自主防災組織、日本赤十字社群馬県支部館林市地区赤十字奉仕団等の協力を得て、給食班が行う。

(2) 炊出し場所

炊出し場所は次のとおりとする。

場 所	所 在 地	電話番号	備 考
保健福祉センター	館林市仲町 14-1	0276-74-5155	
学校給食センター	〃 新宿一丁目 2-20	0276-73-2160	
各 保 育 園			
各 幼 稚 園			
各 公 民 館	(但し、中部公民館を除く)		
各 行 政 区			

(3) 実施上の留意事項

炊出しの実施に当たっては、現場ごとに責任者を定め、人員の把握を行い、配分漏れのないようにする。

4 災害救助法による実施基準

行政班・こども福祉班・教育総務班・学校教育班

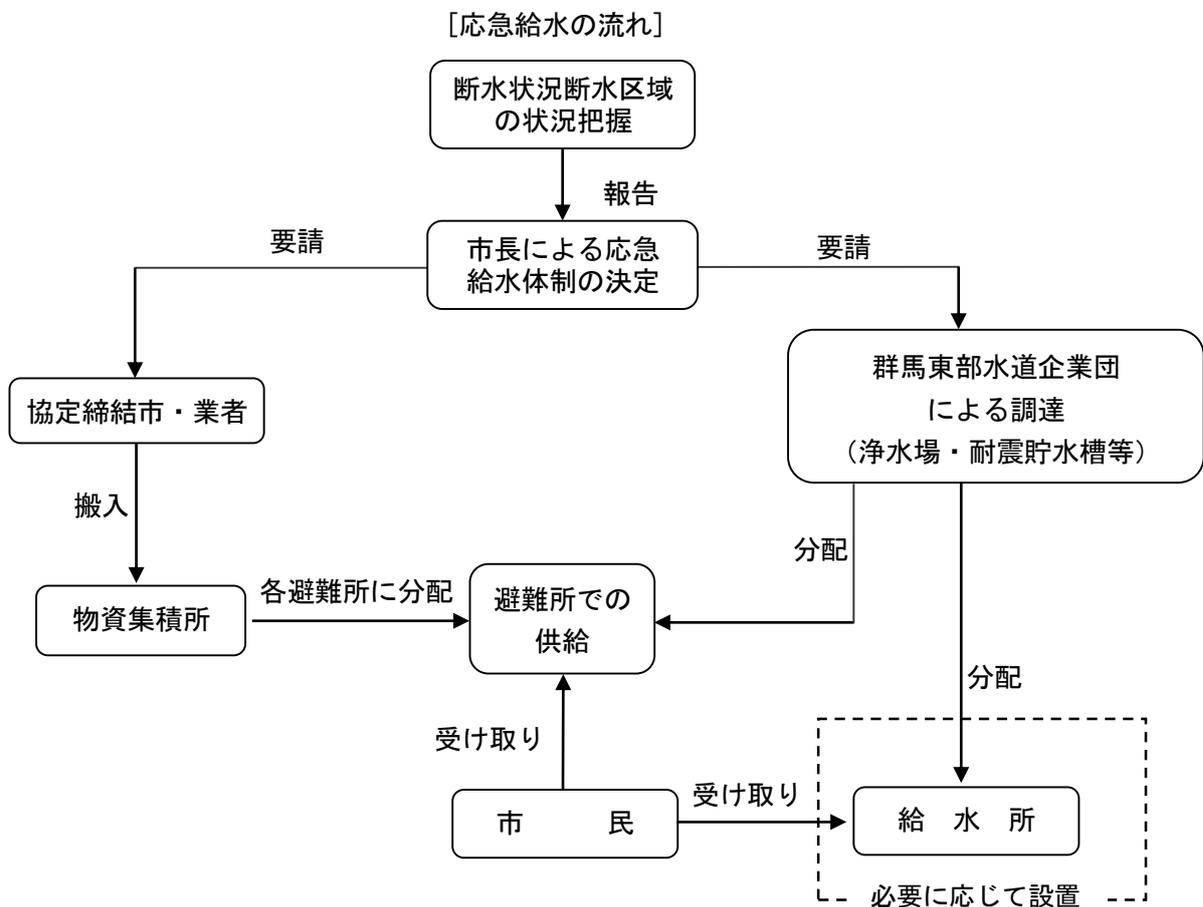
災害救助法が適用された場合の、炊出しその他食料の供給についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

災害救助基準 (P23)

第2 飲料水の供給

災害のため飲料水が枯渇、又は汚染して現に飲用に適した水を得ることができない者に対しては、応急的に飲料水の供給（以下「応急給水」という。）を行う。



1 基本方針

本部班・群馬東部水道企業団

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。市は、あらかじめ災害時の給水を考慮して、補給水利の所在、水量、利用

方法等を調査計画し、最小限必要な量の飲料水を供給できる体制に努めるものとする。

2 実施方法

本部班・群馬東部水道企業団

- (1) 市長の命により、本部班が要請し、群馬東部水道企業団が実施する。
- (2) 確保する最少給水量は、1人1日3リットル程度とする。

3 応急給水の方法

本部班・秘書班・群馬東部水道企業団・邑楽館林医療事務組合

被災地に近接する浄水場及び耐震性貯水槽等から給水し、これが不可能な場合は、次の方法により応急給水を実施する。

- (1) 被災していない他の消火栓等から給水タンクその他の給水容器により、避難所及び給水所に運搬給水を行う。
- (2) 水道施設が使用できない等により給水が困難な場合は、水路又は防火用水等から汲み上げた水を使い、浄水機を使用して応急給水を行う。
- (3) 応急給水をする場合は、被災市民に対して給水場所、時間等について広報を実施する。
- (4) 応急給水は、医療機関、避難所、社会福祉施設等緊急性の高いところから優先して行う。

4 応急給水用資機材の確保

群馬東部水道企業団

群馬東部水道企業団は、応急給水が円滑に実施できるよう応急給水用資機材の確保に努めるものとする。

なお、応急給水用資機材に不足が見込まれる場合は、速やかに県、日本水道協会及び近隣市町に応援依頼するとともに、市内事業者の支援を受け、資機材を確保する。

5 給水施設の応急復旧

本部班・群馬東部水道企業団

- (1) 被害状況の把握
本部班は、災害発生後、直ちに給水施設の被害状況、電力等のライフラインの被害状況を把握する。
- (2) 応急復旧工事の実施
群馬東部水道企業団は、給水施設に被害が発生した場合には、日本水道協会、館林管工設備協同組合等の協力を得て、速やかに応急復旧工事を実施し、飲料水の確保に努めるものとする。

6 応援要請

群馬東部水道企業団

群馬東部水道企業団は、給水の応援を求める必要を認めたときは、応援協定に基づき応援協定締結先に要請するものとする。かつ、不足の場合は県及び日本水道協会に要請するものとする。

7 市民への広報・情報連絡体制

秘書班

市は、応急給水の関係機関との相互連絡体制を確立するとともに、市民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、市民の不安の解消に努めるものとする。

8 災害救助法による実施基準

本部班・群馬東部水道企業団

災害救助法が適用された場合の、応急給水についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

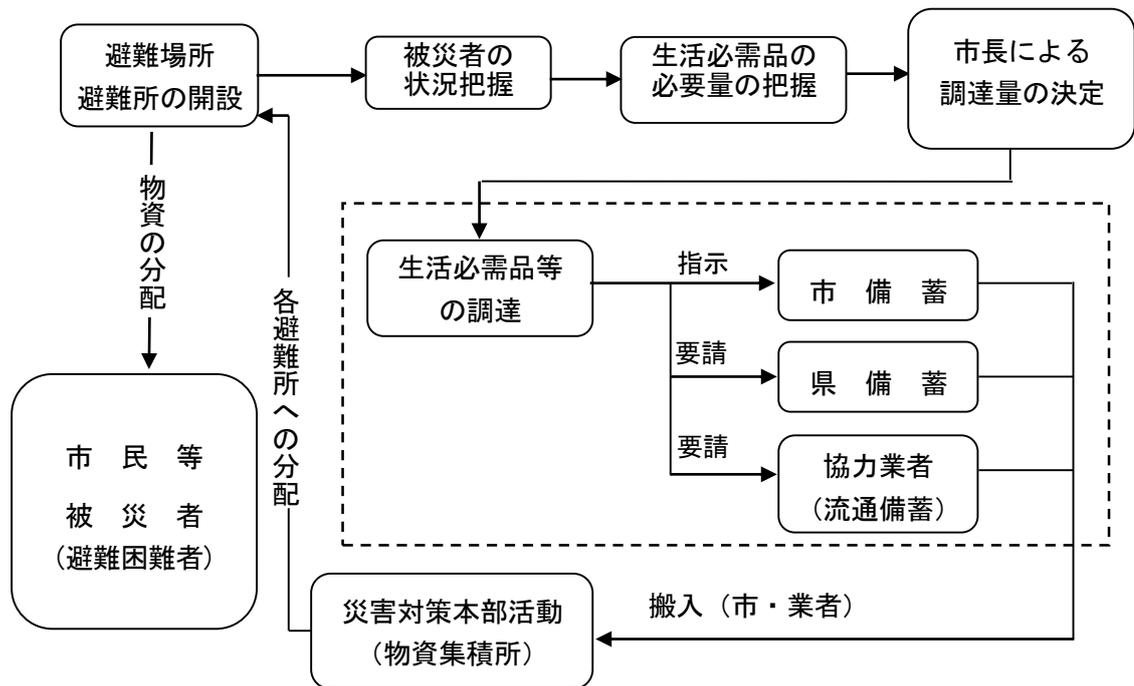
資料集

災害救助基準 (P23)

第3 生活必需品等の供給

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具その他の生活必需品を給与又は貸与する。

[生活必需品供給の流れ]



1 基本方針

本部班

災害によって住家に被害を受け、家財を喪失又は損し、しかも販売機構の混乱等により、被服、寝具、その他生活必需品の入手が困難で日常生活上支障をきたす者に対し、これらの物資の支給又は貸与を実施するものとする。

2 実施方法

本部班・福祉班

生活必需品の給与又は貸与は、福祉班がこれを実施する。

(1) 生活必需品の範囲

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ① 寝具（毛布、布団等）
- ② 被服（肌着等）
- ③ 炊事道具（炊飯器、包丁、鍋等）
- ④ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑤ 光熱材料（マッチ、ライター等）
- ⑥ 日用品（石鹸、タオル、歯ブラシ、生理用品、おむつ等）
- ⑦ 避難所生活に必要な応急資器材等（簡易トイレ、携帯ラジオ等）

(2) 供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、これらの物資を直ちに入手できない状態にあるものとする。

(3) 物資等の調達

- ① 市は、市内に設置する防災倉庫に分散して、毛布等の備蓄物資を備蓄しており、これらの備蓄物資を、被災者に計画的に放出するものとする。
また、備蓄物資が不足する場合又は他の生活必需物資が必要な場合は、協定に基づいて市内業者等から調達するものとする。さらに、即時調達物資は、必要に応じ、その都度商工団体を通じ取扱い業者から調達するものとする。
- ② 県は、館林保健福祉事務所等に設置する防災倉庫に分散し、毛布等の物資を備蓄しており市の要請に基づき被災者に計画的に放出するものとする。

資料集

市・県備蓄状況 (P114)

(4) 配分

被災者への生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 各避難所等における生活必需品の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ② 市民への事前周知等による公平な配分
- ③ 要配慮者への優先配分

(5) 被災者ニーズの把握

避難所管理者は、避難収容者が必要とする生活必需物資、必要量を把握し、総務班に報告する。

3 広域応援体制

福祉班

市は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、応援協定に基づき応援協定先に要請し、なお不十分な場合は、県に応援を要請するものとする。

4 災害救助法による実施基準

福祉班

災害救助法が適用された場合の、生活必需品等の供給についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

災害救助基準 (P23)

第4 燃料の調達

1 需要の把握

財政班

市は、公用車、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、避難所及び非常用発電設備の燃料等の必要量の把握に努める。

2 燃料の調達

産業政策班

市は、燃料が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について燃料の確保に努める。

関係課は、業務に関係する市民の安全を確保するために、特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報を取りまとめ、県の情報収集担当課へ状況を報告し、燃料供給の要請を行うものとする。

3 市民への情報提供

秘書班

市は、円滑な燃料の供給実施のため、市民への燃料の供給状況等について情報提供に努めるものとする。

第5 救援物資集積場所

県、他市町等から送付された救援物資及び調達物資は、本計画に定める輸送拠点に保管するとともに、関係機関に周知する。

集積場所における仕分けは、福祉班を中心にして、自主防災組織、ボランティア、地域住民等の協力を得て行う。

第8節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1 防疫・保健衛生

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、適切な防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止に万全を期すとともに、被災者の心身の健康等に十分配慮した保健衛生活動を実施するものとする。

1 防疫対策

医療防疫班・環境班

(1) 実施主体

被災地域の防疫は市長が、館林保健福祉事務所の指導、指示に基づいて実施するものとする。

被害が甚大で市のみでは実施が困難なときは、館林保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町からの応援を得て実施するものとする。

(2) 防疫の実施組織

市は、環境班を中心に防疫実施のため必要数の防疫班を編成するものとする。防疫班は、おおむね衛生技術者、事務職員をもって編成する。

(3) 防疫の方法

① 感染症対策

市は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下本節第1において「法」という。）」の規定に基づき、知事（館林保健所長）の指示に従って次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

市は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

- a 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- b 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
- c 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

ウ 物件に係る措置（法第29条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次の基準に従って実施

する。

- a 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- b 廃棄にあつては、消毒、下記に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- c 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾燥滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

エ 生活用水の供給（法第31条）

知事（館林保健所長）において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、市は、知事（館林保健所長）の指示に従い、生活の用に供される水の使用に対し、生活の用に供される水を供給する。

オ 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いがある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

② 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事（館林保健所長）に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その対象者及びその期日又は期間を指定して、「予防接種法（昭和23年法律第68号）」第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

③ 避難所の防疫指導等

市が避難所を開設した場合には、施設管理者は、県（保健予防課）又は館林保健福祉事務所の防疫関係職員の指導及び地区衛生委員の協力を得て避難所の防疫措置を実施し、指導の徹底を期するものとする。

（4）防疫薬剤の確保

市は、防疫薬剤等を確保するとともに、防疫活動の円滑な実施を図るため、市内関係業者から防疫薬剤を調達するものとする。また、不足する場合には、県に防疫薬剤の調達のあっせんを要請するものとする。

2 保健衛生対策

医療防疫班・邑楽館林医療事務組合

（1）実施主体

市は、県（保健予防課）又は館林保健福祉事務所と連携し、次のように被災者の健康の確保に努めるものとする。

（2）被災者の健康の確保

- ① 被災者の心身の健康を確保するため、避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等を派遣する巡回健康相談などを実施するものとする。
- ② 巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県（医務課、障害政策課、保健予防課）に応援を要請するものとする。
- ③ 健康相談等の実施に当たっては、要配慮者の心身の健康状態に特段の配慮を行う。また、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。
- ④ 市は、避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

（3）避難所の環境整備

市は、県（保健予防課）又は館林保健福祉事務所と連携のうえ、避難所、仮設住宅における次の状況を把握し、生活環境の整備に努めるものとする。

- ① 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
- ② 衣類、寝具の清潔の保持
- ③ 身体の清潔の保持
- ④ 室温、換気等の環境
- ⑤ 睡眠、休養の確保
- ⑥ 居室、便所等の清潔
- ⑦ プライバシーの保護

第2 清掃活動

被害状況を的確に把握し、被災地において発生するごみ、し尿を迅速に収集、運搬及び処分して、被災地の環境保全に万全を期するものとする。なお、震災により、広域的に大量に発生する廃木材、コンクリートがら等の災害廃棄物の処理対策については、本編第3章第2節「原状復旧」によるものとする。

1 ごみ(生活ごみ、粗大ごみ)の適正処理対策

環境班・館林衛生施設組合

市は、館林市災害廃棄物処理計画に基づき、館林衛生施設組合と調整をおこない、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認の上、収集・運搬・処理体制を構築するものとする。

2 し尿の適正処理対策

環境班・館林衛生施設組合

市は、館林市災害廃棄物処理計画に基づき、館林衛生施設組合と調整をおこない、避難所の開設状況や避難人数、館林環境センターの被災状況を確認し、し尿収集の必要量を推計するほか、計画的な収集体制を整えるものとする。

3 死亡獣畜処理

農政班・環境班

死亡獣畜の死体は、原則として「死亡獣畜取扱場」に搬入し処理するものとする。

第3 障害物の除去

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物を迅速に除去し、被災者の保護を図るものとする。

1 実施主体

道路河川班

- (1) 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、応援協定に基づき、応援協定締結先に必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が行うが、知事から委任されたときは市長が行うものとする。

- (2) 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

2 実施方法

道路河川班

障害物除去の事務は、道路河川班が担当し、建設業者に要請し実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

3 災害救助法による実施基準

道路河川班

災害救助法が適用された場合の、障害物除去の実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

災害救助基準 (P23)

第4 行方不明者の捜索及び遺体の処置

市は、館林警察署、館林地区消防組合等と連携して、行方不明者の捜索に当たる。遺体として発見された場合は、市は、館林警察署及び館林地区消防組合の協力を得て、検視及び検案を行うのに適当な場所に収容する。

1 行方不明者及び遺体の捜索

市民班

(1) 行方不明者に関する相談窓口の設置

家族から行方不明者の問い合わせ等について、市は市民班に相談窓口を設置し、館林警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録する。

(2) 捜索活動

捜索活動は、館林警察署、館林地区消防組合等に協力を要請し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

行方不明者の捜索中に遺体を発見したときは、市災害対策本部及び館林警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

(3) 捜索の依頼

遺体が他市町に漂着していると考えられる場合は、近隣市町及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、捜索を要請する。

2 遺体の検視及び検案

館林警察署

(1) 検視及び検案

館林警察署は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医

師の協力を得て、遺体の検視及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師のみでは対応しきれない場合は、館林市邑楽郡医師会の協力を求めるものとする。

(2) 遺体の輸送

検視及び検案を終えた遺体は、市長が指定する遺体収容（安置）所に輸送するものとする。

3 遺体の収容、安置

福祉班・医療防疫班・市民班

(1) 身元確認

館林警察署等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

また、必要に応じて館林邑楽歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

(2) 遺体収容（安置）所の開設

市長は、遺体収容所として適当な災害現場に近い施設等を選定し、遺体収容（安置）所を開設するものとする。

遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

遺体収容（安置）所の開設に当たっては、次により安置する。

- ① 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- ② 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- ③ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- ④ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成のうえ、「氏名札」を棺に添付する。

(3) 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引き取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

4 埋・火葬

市民班

(1) 遺体について、親族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。

(2) 火葬は、館林市斎場へ搬送して火葬を行う。

(3) 埋・火葬期間は災害発生から10日以内とする。

5 広域応援体制

市民班

市は、自ら遺体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行うものとする。

6 災害救助法による実施基準

市民班

災害救助法が適用された場合の、死体の搜索、収容、埋葬の実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

災害救助基準 (P23)

第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずるものとする。

第1 社会秩序の維持

1 パトロールへの協力

本部班

市は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、館林警察署が行うパトロールや避難所等の定期的な巡回、犯罪の取締り等に協力する。

2 安全確保に関する情報交換等

本部班

市は、館林警察署が行う地域の自主防災組織等との安全確保に関する情報交換や、市民に対する相談の実施について、積極的に協力し、市民等の不安の軽減に努めるものとする。

第2 物価の安定及び消費者の保護

1 需給状況の監視・指導への協力

市民協働班・商工班

市は、県（消費生活課）が行う、食料・飲料水・燃料・生活必需品等の物価高騰や買い占め、売り惜しみ等の監視及び指導に協力する。

2 消費者の保護

市民協働班・商工班

市は、県（消費生活課）が行う消費生活相談体制に関する情報や、警察との連携状況について、市民へ広報するとともに、必要に応じて県（消費生活課）及び館林警察署へ情報提供を行う。

第10節 施設設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害防止のための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

第1 公共土木施設の応急復旧

災害により公共土木施設（道路、河川等の土木施設及び農業用施設）が被害を受けた場合は、速やかな復旧活動を実施し当該施設の機能回復を図る。

1 実施主体

農政班・道路河川班

公共土木施設等の応急対策は、各施設管理者が行うものとする。ただし、施設管理者の行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援、協力を得て実施するものとする。

2 応急措置

農政班・道路河川班

(1) 道路施設

① 被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後速やかに被害状況を調査・把握するとともに、県に報告する。

② 緊急道路の確保

ア 道路が被災した場合、道路管理者は、被害程度に応じて、系統的な緊急路線を決めて復旧工事を実施する。

イ 避難、救出、緊急物資、警察機関、消防機関等の活動に必要な路線を優先する。

(2) 河川及び農業土木関係施設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の管理者は、それぞれの施設を巡視し、被災箇所及び発生するおそれがある箇所を把握し必要な応急対策を実施するとともに、二次災害のおそれのある箇所については、市、県及び関係機関に早急に報告する。

3 関係資料の整備

農政班・道路河川班

応急工事を施工する場合は、被害状況の写真その他関係資料を整備しておくものとする。

第2 電力施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社群馬支店太田支社及び県（発電課）は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社群馬支店太田支社は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

東京電力パワーグリッド株式会社

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社群馬支店太田支社及び県（発電課）は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社群馬支店太田支社は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認したうえで送電を行うものとする。

6 広報活動

東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社群馬支店太田支社は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

第3 ガス施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

館林瓦斯株式会社

館林瓦斯株式会社は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

館林瓦斯株式会社

館林瓦斯株式会社は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

館林瓦斯株式会社

館林瓦斯株式会社は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

館林瓦斯株式会社

館林瓦斯株式会社は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

館林瓦斯株式会社

館林瓦斯株式会社は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認したうえで供給を行うものとする。

6 広報活動

館林瓦斯株式会社

館林瓦斯株式会社は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

7 LPガス事業者の実施する応急復旧

群馬県LPガス協会館林邑楽支部

ガス施設の応急復旧1～6に準じるものとする。

第4 上下水道施設の応急復旧

1 水道施設及び下水道施設の応急復旧

本部班・下水道班・群馬東部水道企業団

- (1) 群馬東部水道企業団及び下水道班は、災害発生後速やかに上下水道施設の被害状況を把握し、必要な応急措置を施し、応急復旧計画を策定する。
- (2) 群馬東部水道企業団は、水道施設の被害状況に応じ、日本水道協会、館林管工設備協同組合の協力を得て、速やかな応急復旧工事の実施に努める。
- (3) 下水道班は、下水道施設の被害状況に応じ、日本下水道協会等の協力を得て、速やかな応急復旧工事の実施に努める。
- (4) 上下水道施設の応急復旧に当たっては、本部班との連携により医療機関、避難所、社会福祉施設等緊急性の高い箇所で、被害状況及び復旧の難易度等を勘案して復旧効果の高いところを優先して実施する。

2 応急復旧用資機材の確保

本部班・下水道班・群馬東部水道企業団

市及び群馬東部水道企業団は、上下水道施設の応急復旧に必要な要員、資機材が不足する場合は、応援協定に基づき、応援協定締結先に要請するとともに、市内事業者の支援を受け、資機材を確保する。

3 被災市民への情報提供

本部班・秘書班・下水道班・群馬東部水道企業団

群馬東部水道企業団及び下水道班は、水道施設及び下水道施設の応急復旧について、本部班及び秘書班と連携をとり、上下水道施設の被害状況、復旧の見通し等について広報を実施し、被災市民に情報を提供する。

第5 電気通信設備の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- (1) 避難所等への特設公衆電話の設置
- (2) 避難所又は防災拠点等への携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者

電気通信事業者は、電気通信の途絶・ふくそうの状況、復旧の見通し等について、市民に対し広報を行うものとする。

第11節 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害、余震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

第1 水害対策

道路河川班・農政班・館林地区消防組合

- 1 河川管理者、農業用排水施設管理者、水門、水路等の管理者は、余震あるいは降雨等による二次的な水害の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。
- 2 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、施設の補強、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

第2 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

都市計画班・建築班

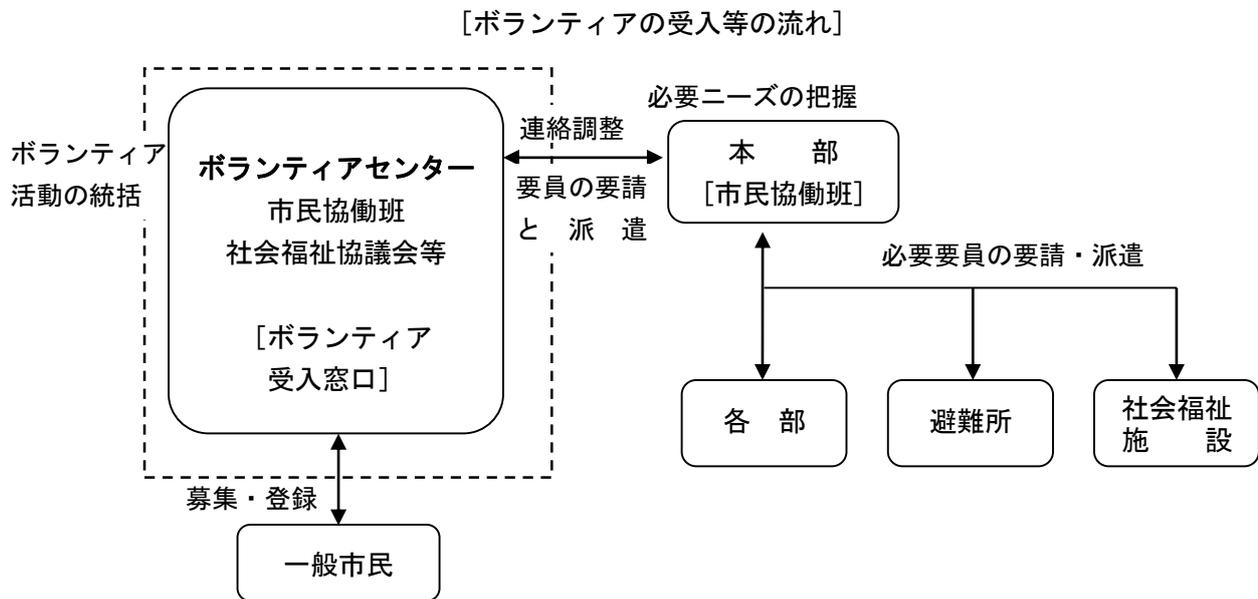
市は、余震による建築物等の倒壊、又は災害による宅地の崩壊に関して、被災建築物等に対する応急危険度判定、又は被災宅地に対する危険度判定を速やかに行うものとする。

第12節 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、市は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1 ボランティアの受入れ

市は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの確立に努めるとともに、専門分野における行政とボランティアの連携の促進及び災害時のボランティア活動の支援のための諸対策を推進する。



1 ボランティア活動の主な内容

市民協働班

ボランティア活動の主な内容は、次のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障がい者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 愛玩動物の保護	被災者の救出（消防・警察業務経験者等） 救護（医師、看護師、救命講習修了者等） 建物応急危険度判定（建築士等） 外国語通訳 手話通訳 介護（介護福祉士等） 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

2 災害発生時の対応

市民協働班

- (1) ボランティア窓口の設置
 - ① 市は、(社福)館林市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの窓口として、ボランティアセンターを設置・運営する。
 - ② 市民協働課班は、広報班を通じ、ホームページ上、及び報道機関に対しボランティアセンターの開設場所及び連絡先の周知を行う。
- (2) ボランティアの受入れ及び支援
 - ① 県ボランティア班との連絡調整
 - ② ボランティア受入れ状況の把握及びボランティア保険の加入支援
 - ③ 避難所等におけるボランティアニーズの把握、調整
 - ④ 活動拠点での事務機器等必要器材の調達及び提供
 - ⑤ ボランティアの宿泊場所等のあっせん
 - ⑥ 被災地、避難場所等の関係情報の提供
- (3) ボランティアの調整及び派遣
 - ① 本部各班は、所管する分野においてボランティアが必要と判断された場合は必要とするボランティアの種類、人数を市民協働班に報告する。市民協働班は、ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入れ状況を把握し、調整したうえでボランティアを派遣する。
 - ② 市は、ボランティアニーズを把握し、市内での調整が不能の場合は、県ボランティア班に連絡し、ボランティアの広域調整を依頼する。
- (4) ボランティアによるボランティア活動の運営

大規模災害においては、ボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、市及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。
- (5) 公共的団体等のボランティア活動への協力依頼

市は、市内の公共的団体等に対して、災害の状況に応じてボランティア活動の協力を依頼するものとする。

第2 義援物資、義援金の受入れ

災害に際し、地方公共団体、各種民間団体及び一般個人からの義援金品の募集並びに被災者への配分について定めるものとする。

1 実施方法

福祉班・会計班

義援金の受付、義援金品の募集及び配分は福祉班、管理は会計班が実施する。

2 義援物資の受入れ

福祉班

- (1) 需要の把握

市は、各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握す

るものとする。

(2) 受入機関の決定

市は、県と調整のうえ、義援物資の受入機関（市と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

市が受入機関とされた場合、送付された義援物資を保管及び仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町からの選定も検討するものとする。

(4) 受入希望物資の公表

市は、受入を希望する物資のリスト及び送り先を県を通じ報道・放送機関に依頼し、国民に公表するものとする。この際、小口・混載の支援物資は被災地支援活動において負担になることなども合わせて広報するものとする。また、ニーズは時間とともに変化することに留意し、同リストは、現地の需給状況を勘案し随時改定するよう努めるものとする。

(5) 受入物資の仕分け

市は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(6) 受入物資の配分

市が受け入れた物資については、市が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、市と県とで協議のうえ、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(7) ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアや委託業者を活用するものとする。

3 義援金の受入れ・配分

福祉班

(1) 義援金の募集

市は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

市は、義援金を募集するときは、「義援金募集・配分委員会」（事務局：社会福祉課）を設置し、市内における義援金受入事務を一元化するものとする。

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

① 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

② 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

③ 義援金の被災者への支給は、市が行うものとする。

第13節 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、災害対応能力の弱い、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、市、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

第1 要配慮者の災害応急対策

1 要配慮者対策

本部班・市民協働班・福祉班・高齢介護班・こども福祉班・
(社福)館林市社会福祉協議会・館林地区消防組合・館林保健福祉事務所

(1) 災害時に対する警戒

- ① 市は、余震による建築物の倒壊等の二次災害の危険性について、防災関係機関等からの情報収集に努める。
- ② 市は、二次災害の危険が高いと判断した場合には、避難勧告等を行い、必要に応じて、警戒区域の設定に努めるものとする。
- ③ 市は、避難勧告等、確実に要配慮者に伝達できるよう体制（手段及び方法）の整備を推進する。
- ④ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難勧告等を直接伝達するものとする。

(2) 避難

市は、避難勧告等を発令する場合には、次の事項を留意の上、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

- ① 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全の確保に努める。
- ② 避難行動要支援者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選定する。
- ③ 避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国人通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行う。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。
- ④ 避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適切な入所先が確保できないと

きは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先の斡旋を要請する。

(3) 安否の確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

社会福祉班・高齢介護班・こども福祉班・学校教育班

(1) 要配慮者利用施設

この節において、要配慮者利用施設とは次に掲げる施設をいう。

- ① 児童福祉施設
- ② 障がい者福祉施設
- ③ 高齢者施設
- ④ 医療提供施設
- ⑤ 幼稚園・保育園
- ⑥ その他（生活保護法に基づく救護施設・更生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく特別支援学校、その他実質的に要配慮者に関連する施設）

(2) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、市長から避難勧告等があったときは、若しくは余震による二次災害により施設の危険が切迫していると判断した場合には、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させるものとする。

- ① 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- ② 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- ③ 入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(3) 他施設への緊急入所等

- ① 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不可能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。
- ② 要配慮者利用施設の管理者は、①の緊急入所について適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）又は市に対し、入所の斡旋を要請するものとする。
- ③ 市は、②の要請を受けたときは、県と連携し、斡旋に努める。

資料集

要配慮者利用施設（P6）

第14節 災害救助法の適用

市長は、当該災害が災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに所定の手続きを行うものとする。

第1 災害救助法の適用

知事が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助が実施される。また、その費用は、県が支弁する。

1 実施機関

本部班

災害救助は知事(危機管理室)が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

2 災害救助法の適用基準

本部班

災害救助法による救助は、市の区域単位に原則として同一原因の災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 市の区域内の住家滅失世帯数が、80世帯以上に達するとき。
- (2) 県全体の区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市の区域の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。
- (3) 県全体の区域内の被害世帯数が9,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の保護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 救助の種類

本部班

災害救助法に基づく救助の種類は、次表のとおりである。なお、詳細は災害救助基準（資料集）によるものとする。

(1) 収容施設（避難所及び応急仮設住宅）の供与
(2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
(4) 医療及び助産
(5) 災害にかかった者の救出
(6) 災害にかかった住宅の応急修理
(7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
(8) 学用品の給与
(9) 埋葬
(10) 死体の捜索及び処理

- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 適用手続き

本部班

救助法の適用手続きは、次による

- (1) 市からの被害報告に基づき、知事(危機管理室)は救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(危機管理室)は、救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、厚生労働省社会・援護局長に報告する。
- (3) 知事(危機管理室)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

5 費用負担

本部班

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100 以下の部分	2/100～4/100 の部分	4/100 超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

資料集

災害救助基準 (P23)

第15節 危険物等施設の災害応急対策

第1 危険物、有害物質等による災害対策

本部班・環境班

- 1 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、経済産業省関東東北産業保安監督部、館林地区消防組合、館林警察署等に連絡するものとする。
- 2 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、館林地区消防組合、館林警察署等に連絡するものとする。
- 3 市は、県(館林保健福祉事務所、東部環境事務所)、館林地区消防組合、館林警察署の協力を得て、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第2 危険物等の種類

本部班・環境班

ここでいう危険物の種類は、次のとおりである。

- 1 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項で規定する「危険物」
- 2 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項で規定する「火薬類」
- 3 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条で規定する「高圧ガス」
- 4 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第8項で規定する、いわゆる「都市ガス」
- 5 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第203号)第2条で規定する「毒物」及び「劇物」
- 6 労働安全衛生法施行令別表第1に規定する「危険物」
- 7 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条で規定する「核燃料物質」及び核燃料物質によって汚染された物
- 8 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)に規定する「放射性同位元素」
- 9 前各号に掲げた物質に類似する引火性、発火性、爆発性又は毒性を有する物質

第3 市・消防組合における災害情報の収集・連絡

本部班・企画班・館林地区消防組合

- 1 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- 2 館林地区消防組合は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ち

に県危機管理室に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）に基づき、県危機管理室に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

- | |
|---|
| <p>(1) 危険物等に係る事故</p> <p>危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）</p> <p>① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの</p> <p>② 負傷者が5人以上発生したもの</p> <p>③ 周辺地域の市民等が避難行動を起こしたもの、又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの</p> <p>④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故</p> <p>⑤ 海上、河川への危険物等流出事故</p> <p>⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故</p> <p>(2) 原子力災害等</p> <p>① 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの、及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>② 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの、及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>③ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの</p> <p>④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災があつて、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>(3) その他特定の事故</p> <p>可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であつて、社会的に影響度が高いと認められるもの</p> <p>※ 社会的影響基準</p> <p>ア一般基準、イ個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響が高いと認められる場合には、報告すること。</p> |
|---|

<p>消防庁（危険物保安室） 電話 03—5253—7524、F A X 03—5253—7534</p> <p>（特殊災害室） 電話 03—5253—7528、F A X 03—5253—7538</p> <p>（宿直室） 電話 03—5253—7777、F A X 03—5253—7553</p>

3 県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「特定事故即報」による。

別記様式

(特定事故即報)

- 事故名 { 1 危険物等に係る事故
2 原子力災害
3 その他特定の事故

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 7 その他 ()			物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽症 人 (人)		
消防防災活動 状況及び救急・救助活動 状況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材	
	事業所	自衛防災組織		人	
		共同防災組織		人	
		そ の 他		人	
	消防本部 (署)		台		
	消 防 団		台		
	自 衛 隊		人		
そ の 他		人			
警戒区域の設定	月 日 時 分				
使用停止命令	月 日 時 分				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

第16節 その他の災害応急対策

第1 学校等の災害応急対策

災害により通常の教育を行うことができない場合に、文教施設の応急復旧、応急教育の実施、学用品等の支給等により児童・生徒の教育の確保を図る。

1 市教育委員会の措置

教育総務班・生涯学習班・学校教育班

- (1) 被害状況の把握と救急体制
文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。
- (2) 情報収集と指示連絡
学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

2 文教施設等の応急復旧対策

学校教育班

- (1) 被害状況の把握
学校教育班は、学校長から次の事項について情報を収集する。
 - ① 学校施設の被害状況（避難所開設可能状況を含む。）
 - ② 周辺地域の被害状況
 - ③ 教員その他職員の被災状況
 - ④ 児童、生徒の被災状況
 - ⑤ 応急措置を必要とする事項
- (2) 応急復旧対策
文教施設、社会教育施設の中には、市の避難所に指定されているものもあるため、市教育委員会は、収集した被害情報に基づき、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧、応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

3 応急教育の実施

学校教育班

市教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、おおむね次の方法により教育活動が災害によって中断することのないよう、応急教育の実施に努めるものとする。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災したとき。	① 特別教室、体育館等の利用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき。	① 公民館、公共施設等の利用 ② 直近の学校校舎の利用 ③ 応急仮校舎の建築

特定の地区全体が被災したとき。	① 災害を受けなかった地区の学校、公民館、公共施設等の利用 ② 応急仮校舎の建築
市内の大部分が被災したとき。	隣接市町の学校、公民館、公共施設等の利用

4 応急教育の方法

学校教育班

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童、生徒及びその家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の措置を取る。

- (1) 被害程度により授業が不可能と認められるときは休校する。ただし、正規の授業は困難であってもでき得る限り二部授業、分散授業等の方法により、応急授業の実施に努めるものとする。
- (2) 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と保護者との連絡方法、組織（通学班、子供会等）、家庭学習等の整備工夫をする。
- (3) 応急授業に当たっては、被災児童の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

5 学用品等の支給

学校教育班

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

6 教育実施者の確保

学校教育班

- (1) 災害により教育職員に欠員を生じ、学校内の操作をしてもなお学級担任を欠き、又は教科指導等が困難な場合は、県教育委員会に要請して、教育職員を補充する。
- (2) 補充に当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条による臨時的任用とする。

7 災害時の応急措置

学校教育班

- (1) 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、次の措置を取る。

 - ① 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等により保護者に伝えるものとする。
 - ② 授業開始後の措置
 - ア 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。
 - イ 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
 - ウ 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検のうえ、必要に応じ集団下

校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

③ 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

④ その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

(2) 避難措置

① 実施責任者は、校長とする。

② 避難順序は、秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、教職員等を必ず付けて誘導する。

③ 校長は、避難誘導の状況を保護者に通報するとともに、逐次市教育委員会及び市災害対策本部に報告する。

④ 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

⑤ その他児童・生徒の避難計画は、本章第6節第1「避難誘導」及び第3「避難所の開設・運営」に準じて実施するものとする。

(3) 健康管理

① 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

② 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(4) 危険防止措置

① 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

② 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

(5) 避難者の援護と授業との関係

学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

8 災害救助法による実施基準

学校教育班

災害救助法が適用された場合の、学用品の給与についての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

災害救助基準 (P23)

9 学校の措置

学校教育班

学校は、各学校の防災計画に基づき活動するものとするが、特に以下の事項につき注意を払うものとする。

(1) 地震発生後の措置

児童・生徒在校中	<p>(1) 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。</p> <p>(2) 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。</p> <p>(4) 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。</p> <p>(5) 被災報告 被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況については必ず報告するものとする。</p>
児童・生徒不在中	<p>(1) 防災業務の分担 災害の状況に応じ各学校の防災計画に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>(2) 報告 被災状況を調査し、市教育委員会に報告するものとする。</p> <p>(3) 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>

(2) その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- ① 避難所の運営における教職員の役割及び市災害対策本部との連携
- ② 児童・生徒の安否確認の方法
- ③ 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- ④ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

(3) 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒が取る基本的な行動を例示したものである。児童・生徒の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

	児童・生徒の行動
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校中の児童生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・交通機関利用生徒等は、駅員等の指示に従う。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童・生徒は、直ちに避難所へ避難する。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・崖下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれている、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	<p>留守家庭の児童及び交通機関利用生徒等は、学校に留まる。</p> <p>【教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>【廊下・階段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>【グラウンド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかり守る。
校外活動時	<p>基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。</p> <p>【所属校から離れている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地へ避難する。 ・避難については地元市町村の指示に従う。 ・崖崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>【所属校に近い場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。

	児童・生徒の行動
部 活 動 時	<p>[校内の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・ 1人で勝手に行動しない。 ・ 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・ 帰宅できない児童生徒は顧問の指示に従う。 <p>[校外の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難地へ集団で避難する。 ・ 合宿地等が山崩れ、崖崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第2 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策

1 社会教育施設の措置

生涯学習班

(1) 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに市教育委員会に報告するものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

文化振興班

文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 観覧者の安全確保

文化振興班

文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化振興班

文化財の管理者は、地震による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化振興班

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて

市教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

文化振興班

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、県教育委員会に報告するとともに、市教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 市は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第3 労働力の確保

市職員のみでは災害応急対策の実施が困難な場合には、必要に応じて労務者を確保し迅速に応急対策を実施する。

1 実施方法

本部班・人事班

労働者の確保に関する事務は、本部班・人事班がこれを実施する。

(1) 労働者の募集

本部班・人事班は、各班の必要とする職種別人員を把握し、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条に基づき労働者を募集するものとする。

(2) 労働者の供給あっせん要請

労働者の募集のみでは労働力の確保が不十分なときは、館林公共職業安定所長に文書又は口頭で労働者の供給あっせんに要請するものとする。

なお、館林公共職業安定所長に求人申込みをする場合は、次の事項を明らかにするものとする。

- ① 職種別所要労働者数
- ② 作業場及び内容
- ③ 労働条件
- ④ 宿泊施設の有無
- ⑤ その他の必要事項

2 災害救助法による実施基準

本部班・人事班

災害救助法が適用された場合の、労働者雇上げについての実施基準は、資料集に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

資料集

災害救助基準（P23）

第4 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

環境班

(1) 情報の提供

市は、県が獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して設置する群馬県災害時動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等の情報を提供する。

(2) 所有者の責務

愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(3) 被災動物の救護活動について

市は、館林市域で大規模災害が発生した場合、館林市「災害時における愛護動物の救護活動及び人と動物が共生するまちづくり事業に関する協定」及び、群馬県「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づき、被災動物の救護活動のため、獣医師会に対し、獣医師の派遣を求める。

第3章 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にある中で、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る必要がある。

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針の決定

企画課・安全安心課・都市計画課

市は、被災の状況、地域の特性、市民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方針を決定するものとする。

第2 市民の参加

企画課・安全安心課

被災地の復旧・復興は、市が主体となって市民の意向を尊重しつつ、県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進するものとする。

第3 県等に対する協力の要請

安全安心課

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、応援協定に基づき応援協定締結先に要請するとともに、必要に応じ県に対し職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

第1 被災施設の復旧等

道路河川課・緑のまち推進課・建築課・下水道課・群馬東部水道企業団・館林警察署・
ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）・交通輸送等の関係機関

- (1) 市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 県（道路管理課）は、重要物流道路及びその代替・補完路について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で、市に代わって国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、当該市道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。
- (5) 館林警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2 がれきの処理

1 円滑かつ適切な処理の実施

地球環境課

がれきの処分は、一次的な仮置場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行うものとする。

2 リサイクルの励行

地球環境課

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

3 環境への配慮

地球環境課

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、市民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

4 広域応援

地球環境課

市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）等に応援を要請するものとする。

第3節 計画的復興の推進

第1 復興計画の作成

企画課・安全安心課・都市計画課

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方針に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 市は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に要配慮者など多様な市民の意見を反映するよう努める。
- (4) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第2 防災まちづくり

1 防災まちづくりの実施

企画課・安全安心課・都市計画課

- (1) 市は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な居住環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
- (2) 防災まちづくりに当たっては、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (3) 市は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 市は、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- (6) 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うものとする。

2 被災市街地復興特別措置法等の活用

市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（※）等を活用し、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

※被災市街地復興特別措置法

大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び同地域内における市街地の計画的な整備改善並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることで、迅速に良好な市街地の形勢と都市機能の更新を図り、これにより公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

第4節 被災者等の生活再建の支援

第1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

市は県と協力して、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けを行う。

1 災害弔慰金

社会福祉課

支給機関	市（社会福祉課）
対象となる災害	次のいずれか 1 1つの市町の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町が3以上存在する場合、県内全ての市町の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町の被害が対象） 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村（当該都道府県以外も含む。）の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費用負担割合	市町 1/4、県 1/4、国 2/4

2 災害障害見舞金

社会福祉課

支給機関	市（社会福祉課）
対象となる災害	（災害弔慰金と同じ。）
支給対象者	災害により重度の障がいを受けた者
支給額	障がい者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円
費用負担割合	（災害弔慰金と同じ。）

3 災害援護資金

社会福祉課

支給機関	市（社会福祉課）
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）
貸付額	被害の程度に応じて150万円～350万円

貸付条件	貸付利率…無利子（保証人なしの場合、年1.5%・据置期間（3年、特別の場合は5年）は無利子）
貸付原資拠出割合	県 1/3、国 2/3

第2 県（小規模）災害見舞金の支給

社会福祉課

支給機関	県（危機管理室）ただし市町経由
対象となる災害	次のいずれか 1 県内のいずれかの市町で5世帯以上の住家が滅失した災害により住家が浸水した場合 2 1以外の市町で、同一の災害により住家の全壊（全焼又は流出）、半壊（半焼）の被害又は死者、行方不明者もしくは重傷者があった場合 3 知事が特に必要と認めた災害
支給金額	死者及び行方不明者…1人 30万円 重傷者…1人 5万円 全壊（全焼・流出）…1世帯 10万円 半壊（半焼）…1世帯 5万円 床上浸水…1世帯 2万円 (注)知事が必要と認めた場合は増減が可能
その他	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給された者は対象外。

第3 被災者生活再建支援金の支給

安全安心課

市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号〔改正 平成19年11月16日法律第114号〕）に基づき、生活再建支援金の支給により被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互援助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。市は、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとし、担当は福祉課とする。その主な内容は、次のとおりである。

1 適用災害

適用となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害とする。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町

村の区域に係る自然災害（人口10万人未満に限る）

- (5) (1)～(3)区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町の区域に係る自然災害（人口10万人未満に限る）

2 対象世帯

上記1の自然災害により対象となる世帯は次のとおりである。

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

【住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）】

住宅の被害程度	全壊 2(1)に該当	解体 2(2)に該当	長期避難 2(3)に該当	大規模半壊 2(4)に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

【住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

上記1(2)のとおり、国の被災者生活再建支援制度は10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害を対象としている。これを補完するものとして市は「群馬県・市町村被災者生活再建支援制度」により、1世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害に対し、国の支援制度と同等の支援を行う（但し、国の支援制度の支援対象となる世帯を除く）。

第4 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

(社福) 館林市社会福祉協議会

貸付機関	館林市社会福祉協議会
対象となる世帯	次のすべてに該当すること。 1 低所得世帯 2 ほかからの資金を借り入れることができない世帯
貸付金額	150万円以内
貸付条件	貸付利率…無利子（保証人なしの場合、年1.5%） 償還期間…7年以内

第5 市税等の徴収猶予及び減免の措置

税務課・納税課

市は、災害により被災者の納付すべき地方税等について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第6 住宅復興資金の貸付け

住宅に災害を受けた者に対しては、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金、購入資金、補修資金等の貸付けを行う。

1 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構

(1) 建設資金

対 象 者	自身が居住するために住宅を建設される者であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者
資 金 使 途	災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地（借地権を含む。）の取得
建設する住宅の規模	住宅部分の床面積が原則 13m ² 以上 175m ² 以下
貸 付 金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火、木造（耐久性）の住宅 … 1,460 万円以内 ・木 造（一般）の住宅 … 1,400 万円以内 ・土 地 取 得 費 … 970 万円以内 ・整 地 費 … 380 万円以内 （特例加算：450 万円以内）
貸 付 条 件	申込時の利率 償還期間 <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火、木造（耐久性）の住宅 … 原則 35 年以内 ・木 造（一般）の住宅 … 原則 25 年以内 （完済時年齢 80 歳制限あり。）

(2) 購入資金（新築、リユース）

対 象 者	（建設資金と同じ。）
資 金 使 途	新築家屋又はリユース家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
貸 付 金 額	<条件> 新築 <ul style="list-style-type: none"> ① 一戸あたりの住宅部分の床面積が 50 m²（マンションの場合 40 m²）以上 175 m²以下の住宅 ② 申込日から 2 年前の日以降に竣工した住宅又は竣工予定の住宅 ③ 一戸建ての場合は、敷地面積が 100 m²以上 リユース <ul style="list-style-type: none"> ① 一戸あたりの住宅部分の床面積が 50 m²（マンションの場合 40

	<p>m²) 以上 175 m²以下の住宅</p> <p>② マンション以外の場合は、敷地面積が 100 m²以上</p> <p><新築購入></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火、木造（耐久性）の住宅… 1,460万円以内 (うち土地取得費 970万円以内) ・木造（一般）の住宅 … 1,400万円以内 (うち土地取得費 970万円以内) <p><リユース購入></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火、木造（耐久性）の住宅… 1,160万円以内 (リユースプラス住宅、リユースプラスマンションの場合、1,460万円) (うち土地取得費 970万円以内) ・木造（一般）の住宅 … 950万円以内 (うち土地取得費 970万円以内) <p>(特例加算額：450万円以内)</p>
貸付条件	<p>利率…申込時の利率</p> <p>償還期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築購入の場合…耐火・準耐火・木造（耐久性） 35年 木造 25年 ・リユース購入の場合…リユースプラスマンション、リユースプラス住宅 35年 リユースマンション、リユース住宅 25年

(3) 補修資金

対象者	住宅支援機構が指定した災害により住宅に 10 万円以上の被害を受けて「罹災証明書」の交付を受けたもの。
資金使途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
貸付金額	<p>木造住宅 … 590万円以内 引方移転費 … 380万円以内</p> <p>準耐火住宅 … 640万円以内 整地費 … 380万円以内</p> <p>耐火住宅 … 640万円以内</p>
貸付条件	利率…申込時の利率 償還期間…原則 20年以内

2 母子・寡婦福祉資金（住宅資金）

こども福祉課

根拠法令	母子及び寡婦福祉法
貸付機関	県（青少年こども課、館林保健福祉事務所）
対象者	母子家庭の母、寡婦
資金使途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築
貸付金額	200万円以内
貸付条件	利率…年3% 償還期間…7年以内

3 群馬県マイホーム建設資金利子補給

群馬県

利子補給機関	県（林業振興課）
対象者	次のすべてに該当すること 1 県内に自分が住むための住宅を取得する方。 2 所得1,200万円以下の方。 3 取扱金融機関の融資が見込まれる方。
利子補給対象額	新築住宅（分譲住宅・マンション購入含む）…650万円以内 増改築工事…650万円以内 特別割増 バリアフリータイプ：250万円以内 内装材使用（30平方メートル以上）：250万円以内
利子補給期間	ぐんま優良木造住宅…5年
利子補給額	利子補給対象額100万円当たり年額 ぐんま優良木造住宅 11,040円（利子補給率年約1.17%）

(注) 「利子補給対象額」とは、金融機関からの借入額のうち利子補給の対象となる金額。

4 市勤労者住宅資金融資

産業政策課

対象者	市内に居住又は勤務先を有する若しくは有しようとする勤労者
融資条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額：1,000万円 ・ 利率：年2.3%以内 ・ 期間：20年以内 ・ 償還方法：元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還及び元利均等6か月償還の併用

5 恒久的な住宅確保の支援

建築課

市は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害市営住宅等の建設、市営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、市営住宅等の空家を活用するものとする。

6 安全な地域への移転の推奨

建築課

市は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

7 復興過程における仮設住宅の提供

建築課

市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援

するものとする。

8 支援措置の広報等

秘書課

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合相談窓口を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

第7 罹災証明書の交付

行政課・税務課・納税課

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの利用について検討するものとする。

証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

- (1) 住家・住家以外の建物の被害
 - ① 全壊・全焼
 - ② 流出
 - ③ 半壊・半焼
- (2) 人的被害
 - ① 死亡
 - ② 行方不明
 - ③ 負傷
- (3) その他の物的被害

(様式例)

罹 災 証 明 願

年 月 日

(あて先) 館林市長

様

[申請者]

住所 館林市

TEL () -

現在の連絡先

TEL () -

ふりがな
氏名 (世帯主)

このたび、 年 月 日に発生した _____ により
罹災しましたので、下記のことについて証明願います。

記

罹災場所	館林市 (マンション等の名称)				
罹災家屋 所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家				
住家被害	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 全流出	<input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 半焼	<input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 部分焼	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	
人的被害	死亡 人・重傷 人・行方不明 人				
罹災世帯 の構成員	世帯主との続柄	氏 名	性別	生 年 月 日	年齢
備考：(証明に当たっての必要事項を記載する。)					

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

館林市長

印

第5節 被災中小企業等の復興の支援

第1 中小企業者に対する低利融資等の実施

市は県と協力して、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

1 経営サポート資金 災害復旧関連要件(Cタイプ)

商工課

貸付機関	県(商政課)ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	原則として1年以上継続して県内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害等により事業所及び主要な事業用資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けたことについて事業所所在地の市町長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けた者 3 災害救助法の指定を受けた災害により被害を受けた者 4 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者
資金使途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内)
貸付条件	利率…年1.9%以内(責任共有対象外) 年1.95%以内(責任共有対象) 償還期間…設備資金10年以内 運転資金7年以内(2年以内据置可)

2 政府系金融機関による貸付条件の優遇

(株)日本政策金融公庫・商工組合中央金庫

(1) (株)日本政策金融公庫

(令和2年3月現在)

(株)日本政策金融公庫			
	中小企業事業	国民生活事業	農林漁業事業
名称	災害貸付	災害復旧資金	セーフティネット資金
貸付限度	各融資制度の限度額に1災害あたり3,000万円上乗せ	1.5億円	600万円
利率	貸出時の金利	貸出時の金利	貸出時の金利
償還期間	各制度の返済期間以内	〈運転資金〉20年以内 〈設備資金〉15年以内	〈運転資金〉10年以内

(2) 商工組合中央金庫

(令和2年3月現在)

名称	セーフティネット支援
対象	社会的、経済的環境の変化等外的要因災害により一時的に業況悪化をきたしているものの、中長期的には、業況回復が見込まれる事業者
利率	
償還期間	相談窓口による個別の窓口相談等により情報提供

3 融資期間延長の特例措置

商工課

平成24年度以前に融資実行され、平成25年度中に残高のある指定された制度の融資については、各資金ごとに定められた上限融資期間の延長が図れる特例措置

4 県信用保証協会の災害関係保証の特例

商工課

(1) 災害関係保証

激甚災害法により激甚災害と指定された場合に被災した中小企業者が、市長村長等より罹災証明を受けることで、一般の保証(限度額2億8千万円)とは別で限度額2億8千万円を補償する。

第2 農業者に対する助成・低利融資等制度の周知

市は、県と協力して、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

1 助成措置

農業振興課

根拠法令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助成機関	県(技術支援課)及び市町
助成要件	次のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール(局地的災害によるものは、5ヘクタール)以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額が規則で定める額を超えた場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸(局地的災害によるものは、10戸)以上となった場合 4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸(局地的災害によるものは、5戸)以上となった場合 5 養殖魚の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた漁業者の戸数が5戸以上となった場合

	6 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸(局地的災害によるものは、5戸)以上となった場合 7 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった場合 8 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認める場合
助成対象	1 樹草勢回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病虫害防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾病の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの

2 経営資金

農業振興課

融 資 機 関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)及び市町
貸付対象者	次のいずれかに該当する農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の10/100以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物(5アール以上の栽培面積を有する場合に限る。)の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の10/100以上であるもの
貸付金額	市町長が認定する損失額を基準として知事が定めるところにより算定した額又は200万円(特別被害農業500万円・400万円)のいずれか低い額の範囲内(知事の定める法人は2,500万円以内)
貸付条件	利率…年5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内(特別被害農業者の場合) 償還期間…6年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

3 事業資金

農業振興課

融 資 機 関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)

貸付対象者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸付金額	2,500万円以内（農業協同組合連合会は5,000万円以内）
貸付条件	利率…年5.5%以内 償還期間…3年以内 保証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

4 農漁業用施設資金

農業振興課

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）及び市町
貸付対象者	農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸付金額	市町長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は農業近代化資金融通法第2条第3項第1号の範囲内において規制で定める額のいずれか低い額の範囲内
貸付条件	利率…年4.5%以内 償還期間…農業近代化資金融通法第2条第3項第2号の範囲内において規制で定める期限以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

第6節 公共施設の復旧

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。
 なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

財政課・地球環境課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・商工課・
 つつじのまち観光課・道路河川課・緑のまち推進課・建築課・下水道課・教育総務課・
 生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課・向井千秋記念子ども科学館・図書館・
 学校給食センター

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

第2 早期復旧の確保

1 迅速な査定の確保

財政課・地球環境課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・商工課・
 つつじのまち観光課・道路河川課・緑のまち推進課・建築課・下水道課・教育総務課・
 生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課・向井千秋記念子ども科学館・図書館・
 学校給食センター

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

2 迅速な復旧事業の実施

財政課・地球環境課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・商工課・
 つつじのまち観光課・道路河川課・緑のまち推進課・建築課・下水道課・教育総務課・
 生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課・向井千秋記念子ども科学館・図書館・
 学校給食センター

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

道路河川課・緑のまち推進課・下水道課

市又は市の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害

の災害復旧事業で、市又はその機関が施行するものについては、国がその事業費の一部を負担する。

- (1) 河川
- (2) 道路
- (3) 下水道
- (4) 公園

2 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法

教育総務課

公立学校の施設の災害復旧に要する次の種目に係る経費について、国が3分の2を負担する。

- (1) 本工事費
- (2) 附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあっては、買収費）
- (3) 設備費
- (4) 事務費

3 公営住宅法

建築課

災害により市営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、市が次の事業を行うときは、国が費用の2分の1を補助する。

- (1) 市営住宅の建設に要する費用又は補修に要する費用
- (2) 共同施設の建設に要する費用又は補修に要する費用
- (3) 公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用

4 土地区画整理法

区画整理課

災害その他の特別の事情により施行される事業において、その土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるため、国は、その費用の2分の1以内を施行者に対し補助金として交付する。

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

健康推進課・地球環境課

県(保健予防課)は、市が行う次の事業費の3分の2を負担する。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除
- (3) 物件に係る消毒等の措置
- (4) 生活の用に供される水の使用制限等

6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

地球環境課

国は、市に対し、災害等により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助する。

7 予防接種法

県(保健予防課)は、市が支弁する予防接種に係る費用の3分の2を負担する。また、給付に要する費用の4分の3を負担する。

第7節 激甚災害法の適用

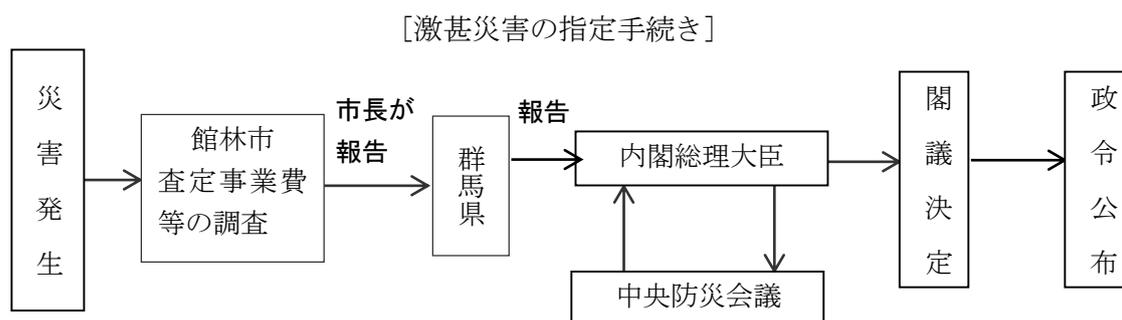
第1 激甚災害の早期指定の確保

安全安心課

市長は、激甚災害が発生した場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この節において「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日：中央防災会議決定指定基準）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日：中央防災会議決定指定基準）を十分考慮して、その査定事業費等を速やかに知事に報告する。

なお、主な被害状況等の報告内容は以下のとおりである。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則第1表に定める事項）
- (5) 査定事業費等
- (6) その他必要事項



第2 特別財政援助

激甚災害法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の助成

高齢者支援課・道路河川課・建築課・教育総務課・邑楽館林医療事務組合

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（以下激甚災害法第3条による）
- (2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- (3) 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
- (4) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
- (5) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又

は共同施設の建設又は補修に関する事業

- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- (8) 堆積土砂排除事業
 - ① 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で市又はその機関が施行するもの
 - ② 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業
- (9) 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で市が施行するもの

2 農林水産業に関する特別の助成

農業振興課

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）
農地又は農業用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げる。
- (2) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第8条）
 - ① 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
 - ② 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

3 中小企業に関する特別の助成

商工課

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）
災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
- (2) 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）
小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

4 その他の特別の財政援助及び助成

こども福祉課・健康推進課・農業振興課・道路河川課・建築課・生涯学習課
・スポーツ振興課・図書館

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が

当該事業費の2/3を補助する。

- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
- (3) 市が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）
- (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）
特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付け金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。
- (5) 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）
水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。
- (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）
滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保等

第1 激甚災害の早期指定の確保

財政課

市は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- 1 普通交付税の繰上交付の要請
- 2 特別交付税の交付要請
- 3 一時借入れ
- 4 起債の前借り